

【2026年7月1日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

## 2026年7月ニュースレター（入管法関連）

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4番15号

さくら共同ビル

さくら共同法律事務所

弁護士 山脇 康嗣<sup>1</sup>

TEL 03-6384-1137

FAX 03-6384-1121

### <目次>

- 第1 特定技能の宿泊分野における「レストランサービス業務に従事できる環境」の要否（分野別運用方針における業務区分該当性に係る記載の不明確さ）
- 第2 タイとの育成就労制度に関する協力覚書（MOC）の作成
- 第3 工業製品製造業分野に係る育成就労制度運用要領（要領別冊）の策定
- 第4 入管庁「技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係について」の公開
- 第5 リネンサプライ分野に係る特定技能制度運用要領（要領別冊）の策定
- 第6 工業製品製造業分野に係る特定技能制度運用要領（要領別冊）の改定
- 第7 特定技能1号（外食業分野）の在留諸申請の審査状況（2026年6月26日掲載）
- 第8 JICWELS（公益社団法人国際厚生事業団）「介護分野における特定技能外国人訪問系サービスに係る巡回訪問について」の更新
- 第9 国土交通省「自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れについてよくある質問」の改定
- 第10 在留資格「経営・管理」に係る上陸基準省令等の改正に係る「特にお問合せが多い質問」の更新
- 第11 育成就労林業分野告示の改正予定（講習に関する経過措置）
- 第12 入管庁「新様式の在留カードに係る在留期間等の確認方法について（令和8年6月23日時点）」の掲載

<sup>1</sup> 慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師（入管法担当）、慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法研究所（KEIGLAD）客員所員、第二東京弁護士会国際委員会副委員長、日本弁護士連合会人権擁護委員会特別委嘱委員（出入国在留管理庁との定期協議等担当）、日本弁護士連合会多文化共生社会の実現に関するワーキンググループ委員

【2026年7月1日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

- 第13 入管法施行規則の改正予定（「短期滞在」に係る在留期間）
- 第14 ウズベキスタンとの育成就労制度に関する協力覚書（MOC）の作成
- 第15 厚生労働省「ビルクリーニング分野育成・キャリア形成プログラムの案」の提示
- 第16 経済産業省「製造業における特定技能外国人材受入れに関するFAQ」の改定
- 第17 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会決定第1号（協議会において協議が調った事項に関する措置）
- 第18 工業製品製造業分野に係る育成就労協議会において決定することを予定している事項
- 第19 鉄道分野に係る国土交通省「育成・キャリア形成プログラム」の公表
- 第20 鉄道分野に係る「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」
- 第21 鉄道分野に係る「育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」
- 第22 鉄道分野に係る育成就労制度運用要領（要領別冊）の策定
- 第23 林業分野における「特定技能外国人の労働安全の確保」（林業特定技能・育成就労協議会決定第3号）
- 第24 林業分野における「特定技能外国人及び育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」（林業分野特定技能・育成就労協議会決定第5号）
- 第25 林業分野における「育成・キャリア形成プログラム」（林業分野特定技能・育成就労協議会決定第6号）
- 第26 「特定技能外国人を林業種苗育成又は製炭の作業のみに従事させる場合の構成員の資格の確認について」（林業特定技能・育成就労協議会幹事会決定第1号）
- 第27 木材産業特定技能・育成就労協議会決定

## 第1 特定技能の宿泊分野における「レストランサービス業務に従事できる環境」の要否（分野別運用方針における業務区分該当性に係る記載の不明確さ）

「特定技能1号」に係る業務区分該当性（1号特定技能外国人が従事する主たる業務）は、改正後の特定技能分野等省令により、分野別運用方針の定めるところによるとされています。宿泊分野の分野別運用方針は、「特定技能1号」（宿泊分野）に係る「従事する業務」（業務区分該当性）は、「宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する

【2026年7月1日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

業務」と定めています。

宿泊分野の分野別協議会（観光庁）は、「宿泊分野特定技能外国人の受入れには、特定技能外国人がレストランサービス業務に従事できる環境が必要です。レストランの確認のため、飲食店営業許可証や写真の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。」<sup>2</sup>【資料1】。この点について実務上の混乱が生じています。

宿泊分野の分野別協議会（観光庁）がそのような「要件」を設定しているのは、おそらく、特定技能の宿泊分野の「分野別運用要領」が、「試験合格又は技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務」と規定している（宿泊職種（接客・衛生管理作業）に係る技能実習計画審査基準において、「料飲提供作業」が必須業務として定められています<sup>3</sup>。）ことによると思われる。しかし、改正特定技能分野等省令の施行により、現在は、業務区分の具体的な内容は、「分野別運用方針」のみが定めることとなっているところ、「分野別運用方針」においては、「試験合格により確認された技能を要する業務」などとは限定的に規定されていません。

この問題は、「特定技能1号」（宿泊分野）をもって在留する外国人は、在留資格該当性としての業務区分該当性を満たすためには、必ず、レストランサービスに従事する必要があるか否かということですが、分野別運用方針における文言が曖昧であるために生じている実務上の混乱です。分野別運用方針は、特定技能分野等省令を受けて、在留資格該当性としての業務区分該当性の内容を具体的に規定するものであり、法規に準じる非常に重要な機能を有するものです。業務区分該当性がない就労は、違法な資格外活動（不法就労）となり、刑事罰が科されます。従って、分野別運用方針は、疑義が生じえない明確な文言とすることが求められます。

## 第2 タイとの育成就労制度に関する協力覚書（MOC）の作成

日本は、タイ王国との間で、2026年6月2日に育成就労制度に関する協力覚書（MOC：Memorandum of Cooperation）を作成しました<sup>4</sup>。育成就労制度に関する協力覚書については、今回のタイ王国との間の覚書が初めての作成となります。

---

<sup>2</sup> <https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/002007549.pdf>

<sup>3</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/000614512.pdf>

<sup>4</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_72889.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72889.html)

【2026年7月1日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

### 第3 工業製品製造業分野に係る育成就労制度運用要領（要領別冊）の策定

2026年6月4日、工業製品製造業分野に係る育成就労制度運用要領（要領別冊）が策定されました<sup>5</sup>【資料2】。

【資料2】の黄色マーカー部分が特に重要です。

### 第4 入管庁「技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係について」の公開

2026年6月4日、入管庁「技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係について（令和8年6月1日時点）」が公開されました<sup>6</sup>【資料3】。

### 第5 リネンサプライ分野に係る特定技能制度運用要領（要領別冊）の策定

2026年6月1日、リネンサプライ分野に係る特定技能制度運用要領（要領別冊）が策定されました<sup>7</sup>【資料4】。

【資料4】の黄色マーカー部分が特に重要です。

### 第6 工業製品製造業分野に係る特定技能制度運用要領（要領別冊）の改定

2026年6月25日、工業製品製造業分野に係る特定技能制度運用要領（要領別冊）が改定されました<sup>8</sup>【資料5】。

【資料5】の黄色マーカー部分が特に重要です。

### 第7 特定技能1号（外食業分野）の在留諸申請の審査状況（2026年6月26日掲載）

2026年6月26日、同日時点での特定技能1号（外食業分野）の在留諸申

---

<sup>5</sup> <https://www.moj.go.jp/isa/content/001463736.pdf>

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/nyuukokukanri07\\_00002.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/nyuukokukanri07_00002.html)

<sup>6</sup> <https://www.moj.go.jp/isa/content/001463725.pdf>

<sup>7</sup> <https://www.moj.go.jp/isa/content/001465359.pdf>

<sup>8</sup> <https://www.moj.go.jp/isa/content/001465350.pdf>

【2026年7月1日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

請の審査状況が入管庁 HP において、下記のとおり掲載されました<sup>9</sup>。

## 記

1 在留資格認定証明書交付申請  
交付停止中

2 在留資格変更許可申請

以下の申請については、受入れ見込数を踏まえ、通常どおり審査が終了次第許可しています。

(1) 技能実習（医療・福祉施設給食製造作業）からの変更申請

⇒ 受付日が令和8年5月31日までの申請

(2) 外食業分野に係る特定活動（特定技能1号移行準備）からの変更申請

⇒ 受付日が令和8年5月31日までの申請

(3) 特定技能1号（外食業分野）からの変更申請（外食業分野内での転職）

⇒ 全ての申請

(4) 上記(1)から(3)以外の在留資格からの変更申請

⇒ 受付日が令和8年4月12日までの申請

※(4)については、令和8年4月13日（在留資格認定証明書の一時的な交付の停止措置開始日）以降に受理した申請については、原則不許可となります。

3 在留期間更新許可申請

通常どおり順次審査が終了次第許可しています。

【留意事項】必ず一読するようお願いいたします。

1 交付・許可停止中であっても、提出書類の修正又は追加の提出を求める場合があります。

<sup>9</sup> [https://www.moj.go.jp/isa/10\\_00259.html](https://www.moj.go.jp/isa/10_00259.html)

【2026年7月1日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

2 受入れ見込数の範囲内で、受付日順に交付又は許可をしますが、申請内容や提出書類の状況により、順番が前後する場合があります。

3 在留期限の関係上、受付日が前後して許可される可能性があります。

4 順番が到来するより前に在留期間を満了することが見込まれる申請については、不法残留になることを防ぐため、特定活動（特定技能1号準備）（外食業分野）への在留資格変更許可申請又は特定活動（特定技能1号準備）（外食業分野）の在留期間更新許可申請の申請内容変更申出を行うよう案内する場合があります（在留期間更新許可は1回限り）。

申請内容変更申出により、当該特定活動を許可された方で、在留期間満了後も引き続き同様の活動を希望する場合は、在留期間が満了する前（概ね3か月前）に、特定技能1号（外食業分野）への在留資格変更許可申請を行うようお願いいたします（その際の申請に係る提出書類については、申請書及び写真のみで差し支えありません。）。

5 交付・許可状況については、出入国在留管理庁、地方出入国在留管理官署及び農林水産省にお問い合わせいただいてもお答えしかねますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

## 第8 JICWELS（公益社団法人国際厚生事業団）「介護分野における特定技能外国人 訪問系サービスに係る巡回訪問について」の更新

2026年6月19日、JICWELS（公益社団法人国際厚生事業団）「介護分野における特定技能外国人 訪問系サービスに係る巡回訪問について」が更新されました<sup>10</sup>。

訪問系サービスは、利用者と介護者が1対1で業務を行うことを基本とするサービスであることから、ケアの質の確保や利用者の権利保護等の観点から、訪問系サービスに特定技能外国人を従事させる受入事業所および特定技能外国人本人に対し、一定の遵守事項等が定められています。

介護分野における特定技能協議会では、これらの遵守事項を次のような方法で確認することとされています。

まず、外国人が訪問系サービスに従事する前に、遵守事項等を適切に実施する体制を有しているか、また求められる事項に対応することができるかを、事業所

---

<sup>10</sup> [https://jicwels.or.jp/fcw/?page\\_id=21491](https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=21491)

【2026年7月1日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

から提出された書類をもとに確認し、これらが全て確認できた事業所に対して、訪問系サービスに従事する特定技能外国人ごとに適合確認書を交付しています。

次に、適合確認書が交付された事業所が遵守事項等を適切に履行する体制を有していることを巡回訪問により確認します。この巡回訪問は、厚生労働省社会・援護局長通知（社援発 0329 第 18 号通知）【資料6】に基づき実施するものです。事前質問票への回答のほか、遵守事項等が適切に履行されていることがわかる書類（記録）等【資料7】を準備しておく必要があります。「訪問系サービス巡回訪問（特定技能）準備書類一覧」【資料7】は非常に重要ですので、必ず参照して下さい。

## 第9 国土交通省「自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れについてよくある質問」の改定

2026年6月1日、国土交通省「自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れについてよくある質問」が改定されました<sup>11</sup>【資料8】。

【資料8】の黄色マーカー部分が特に重要です。

## 第10 在留資格「経営・管理」に係る上陸基準省令等の改正に係る「特にお問合せが多い質問」の更新

入管庁 HP<sup>12</sup>において、在留資格「経営・管理」に係る上陸基準省令等の改正に係る「特にお問合せが多い質問」が、下記のとおり更新されました。

### 記

問1：本件改正前から在留資格「経営・管理」で在留している人も、施行後3年間以内の在留期間更新許可申請で、新基準を満たさないことをもって更新不許可となることはありますか。

答：施行後3年が経過するまで（令和10年10月16日まで）の間は、新たな基準を満たさない場合でも、そのことのみをもって在留期間更新許可申請が不許可になることはありません。

<sup>11</sup>

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/002004573.pdf>

<sup>12</sup> [https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/10\\_00237.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/10_00237.html)

【2026年7月1日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

問2：経営状況や納税状況に問題がなくても更新不許可となることはありますか。

答：在留期間更新許可申請では、経営者として遵守すべきルールについても確認しています。例えば、労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令の遵守状況、社会保険、雇用保険、労災保険等の加入状況や納付状況、事業に必要な許認可の取得状況などについて問題がある場合には、審査において消極的な要素と判断され、更新が認められない事例もありますので御注意ください。

問3：本件改正前から在留資格「経営・管理」で在留している人について、施行後3年が経過するまで（令和10年10月16日まで）に3,000万円を準備できなければ帰国しなければならないと聞きましたが、本当でしょうか。

答：事実ではありません。

施行日から3年を経過した後になされた在留期間更新許可申請時において、改正後の許可基準に適合しない場合であっても、経営状況が良好であり、法人税等の納付義務を適切に履行しており、次回更新時までに改正後の許可基準を満たす見込みがあるときは、その他の在留状況を総合的に考慮し、許否判断を行いますので、「申請に係る事業の用に供される財産の総額」（法人の場合は資本金額、個人事業主の場合は事業を営むために必要なものとして投下されている総額）が、3,000万円に満たないことのみをもって一律に不許可処分となるものではありません。

問4：個人事業主についても、3,000万円の資本金を準備しなければならないと聞きましたが、本当でしょうか。

答：事実ではありません。

問3のとおり、上陸基準省令における「3,000万円」（申請に係る事業の用に供される財産の総額）については、法人の場合は資本金額をさし、個人事業主の場合は事業を営むために必要なものとして投下されている総額をさします。

そのため、事業主体が法人ではなく、個人の場合は、資本金を準備していただくものではなく、改正に関するガイドラインでお示ししているとおおり、事業所の確保や雇用する職員の給与（1年間分）、設備投資経費など事業を営むために必要なものとして投下されている総額をさします。

【2026年7月1日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

## 第11 育成就労林業分野告示の改正予定（講習に関する経過措置）

現行の育成就労林業分野告示は、育林・素材生産作業に関する講習の指導者を林業職種の技能検定の合格者（1級若しくは2級の技能検定に合格した者、又は3級の技能定に合格した者であって、その後育林・素材生産作業について3年以上の実務の経験を有するもの）としています（改正前育成就労林業分野告示1条2号）。しかし、当該検定は令和6年8月に創設されたことから、十分な技能検定の合格者数が確保されていないため、令和10年度末まで、技能検定の合格者に準ずる者として、実務経験7年以上の者及びフォレストリーダーが当該講習の指導者となることを可能とする経過措置を定める予定です（改正後育成就労林業分野告示附則2条）<sup>13</sup> **【資料9-1、9-2】**。

## 第12 入管庁「新様式の在留カードに係る在留期間等の確認方法について（令和8年6月23日時点）」の掲載

2026年6月23日、入管庁 HP<sup>14</sup>において、「新様式の在留カードに係る在留期間等の確認方法について（令和8年6月23日時点）」が、下記のとおり掲載されました。

### 記

在留カード等読取アプリケーションの表示項目に関しまして、令和8年6月14日以降に交付される新様式の在留カード及び特定在留カードを読み取った場合、券面に記載されている氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間の満了日、在留カードの番号、在留カードの有効期限満了日、就労制限の有無及び資格外活動許可を受けているときはその旨が表示されますが、新様式の在留カードでは券面に記載されなくなった「在留期間」、「許可の種類」及び「許可年月日」については表示されません。

そのため、現在、在留カード等読取アプリケーションの改修を進めており、令和8年9月を目途に、在留期間、許可の種類及び許可年月日を含めた項目を表示することができる改修版のリリースを予定しております。

<sup>13</sup> <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=550004371&Mode=0>

<sup>14</sup> [https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/whatzairyu\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/whatzairyu_00001.html)

【2026年7月1日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

それまでの間、皆様にはご不便をおかけしますが、在留期間及び許可年月日については、以下の方法によりご確認をお願いします。

在留期間を確認する必要がある場合には、申請人の方の住民票に記載された在留期間を確認していただきますようお願いいたします。

許可年月日については住民票に記載されないため、参考として在留資格変更許可を受けた場合に在留期間満了日と在留期間から許可年月日を算出するツールを掲載します。なお、在留期間更新許可を受けた場合は、従前の在留期間満了日から新たな在留期間満了日を設定するため、本ツールでは許可年月日を算出できない点にご留意ください。

なお、特定在留カードは、マイナンバーカード機能を有することから、デジタル庁が配布しているマイナンバーカード用の読取アプリ「対面確認アプリ」において、在留期間等の情報を読み取ることが可能です。(現時点でiOS版のみ) こちらもご活用ください。

### 第13 入管法施行規則の改正予定（「短期滞在」に係る在留期間）

入管法施行規則別表第2を改正し、「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間について、法務大臣が個々の外国人について90日を超えない範囲内で日を単位とする期間を指定する場合には、当該指定する期間を在留期間とすることができるよう所要の改正を行う予定です。具体的には、「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間を「90日、30日又は15日（法務大臣が個々の外国人について90日を超えない範囲内で日を単位とする期間を指定する場合にあつては、当該指定する期間）」に改める予定です<sup>15</sup>【資料10-1、10-2】。

### 第14 ウズベキスタンとの育成就労制度に関する協力覚書（MOC）の作成

日本は、ウズベキスタン共和国との間で、2026年6月29日に育成就労制

---

<sup>15</sup> <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=315000135&Mode=0>

【2026年7月1日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

度に関する協力覚書（MOC：Memorandum of Cooperation）を作成しました<sup>16</sup>【資料11】。

## 第15 厚生労働省「ビルクリーニング分野育成・キャリア形成プログラムの案」の提示

2026年5月19日に開催された令和8年度ビルクリーニング分野特定技能協議会において、厚生労働省「ビルクリーニング分野育成・キャリア形成プログラムの案」が示されました<sup>17</sup>【資料12（12～14頁）】。

## 第16 経済産業省「製造業における特定技能外国人材受入れに関するFAQ」の改定

2026年6月10日、経済産業省「製造業における特定技能外国人材受入れに関するFAQ」が改定されました<sup>18</sup>【資料13】。

## 第17 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会決定第1号（協議会において協議が調った事項に関する措置）

特定技能の工業製品製造業分野における受入機関適合性に係る上乗せ基準としての「協議会において協議が調った事項に関する措置」として、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会決定第1号（令和8年5月8日一部改正）がなされました<sup>19</sup>【資料14】。

---

<sup>16</sup> <https://www.moj.go.jp/isa/content/001465669.pdf>

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri05\\_00002.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri05_00002.html)

<sup>17</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001705538.pdf>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/birukuri\\_reiwa8\\_kyougikai\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/birukuri_reiwa8_kyougikai_00001.html)

<sup>18</sup> [https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/top/ukeire\\_faq.pdf](https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/top/ukeire_faq.pdf)

<sup>19</sup>

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/kyogikai/tokut eigino\\_kyogi\\_renrakukai\\_ketteidai1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kyogikai/tokut eigino_kyogi_renrakukai_ketteidai1.pdf)

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/kyogi-renrakukai-nyukai.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kyogi-renrakukai-nyukai.html)

【2026年7月1日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

## 第18 工業製品製造業分野に係る育成就労協議会において決定することを予定している事項

工業製品製造業分野に係る育成就労協議会において決定することを予定している事項は、下記のとおりです<sup>20</sup>。

後記第1 1のとおり、「繊維工業」については、特定技能制度での協議会において決定した上乗せ基準又はそれに類する基準が決定される予定であるところ、上記第17の【資料14】のとおり、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会決定第1号として、国際的な人権基準に適合し事業を行っていることが求められています。これに関し、「繊維産業の監査要求事項・評価基準（JASTI）」に関する研修（日本繊維産業連盟 JASTI 統括事務局が主催）についての案内資料である【資料15】<sup>21</sup>を必ず参照して下さい。

記

### 第1 育成就労実施者が満たすべき事項

#### 1 経済産業省告示に定められた産業分類に該当する育成就労実施者が講じる措置（上乗せ基準）

○育成就労事業所が、繊維工業、印刷・同関連業、ゴム製品製造業、金属熱処理業、RPF 製造業又はこん包業を行っている場合に講じるべき事項を決定する（以下は決定する予定の基準）。

・「繊維工業」「印刷・同関連業」「こん包業」…特定技能制度での協議会において決定した上乗せ基準又はそれに類する基準

・「ゴム製品製造業」「金属熱処理業」「RPF 製造業」…技能実習計画審査基準における基準と同様の基準

20

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/kogyoseihin-seizogyo\\_ikusesyuro.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kogyoseihin-seizogyo_ikusesyuro.pdf)

21

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/fiber/pdf/jasti\\_kensyu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/pdf/jasti_kensyu.pdf)

【2026年7月1日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

## 2 1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者が講じる待遇向上策

○工業製品製造業分野における分野別運用方針の規定に基づき、1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者は、待遇向上策として、在籍する育成就労外国人の所定内給与について、1年目から2年目にかけて昇給させる必要がある。

○育成就労協議会においては、当該育成就労実施者が1年目から2年目にかけての昇給させる率を毎年決定する。

## 第2 監理支援機関の業務の実施に関する基準

監理支援機関が、工業製品製造業分野において監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務の実施する場合は、経済産業省告示（令和8年経済産業省告示第62号）において規定している全ての事項を満たす必要がある。

### 1 全ての監理支援機関が満たすべき事項

監理支援機関の業務の実施に関する基準（第13条関係第2号及び第3号関係）

○工業製品製造業分野の対象となる産業分類に該当する育成就労事業所において監理型育成就労を行わせる監理型育成就労実施者に対して監理支援を行う際は、

- ・育成就労協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること
- ・経済産業大臣等が行う指導等に対し、必要な協力を行うこととしていること。

### 2 繊維工業を行っている育成就労事業所において監理支援を行う場合に追加的に満たすべき事項

監理支援機関の業務の実施に関する基準（第13条関係第1号関係）

○繊維工業を行っている育成就労事業所において、監理型育成就労を行わせる監理型育成就労実施者に対して監理支援を行う場合は、育成就労協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

○協議会決定事項では、監理支援を受ける育成就労事業所が「繊維産業の監査要求事項・評価基準（JASTI）」に関する研修の受講及び自己チェックを実施している場合、当該事業所へ監理支援を行う監理支援機関についても JASTI に関する講習の受講を求めることを決定予定。

【2026年7月1日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

※JASTI等の経済産業省が指定する認証・監査への対応を行う育成就労事業所に対してのみ監理支援を行う監理支援機関は、JASTIに関する講習の受講は不要とする予定。

## 第19 鉄道分野に係る国土交通省「育成・キャリア形成プログラム」の公表

2026年6月23日、鉄道分野に係る国土交通省「育成・キャリア形成プログラム」が公表されました<sup>22</sup>【資料16】。

## 第20 鉄道分野に係る「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」

2026年6月23日、鉄道分野特定技能協議会において、「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」が決議されました<sup>23</sup>【資料17】。

## 第21 鉄道分野に係る「育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」

2026年6月23日、鉄道分野育成就労協議会において、「育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」が決議されました<sup>24</sup>【資料18】。

## 第22 鉄道分野に係る育成就労制度運用要領（要領別冊）の策定

2026年6月30日、鉄道分野に係る育成就労制度運用要領（要領別冊）が策定されました<sup>25</sup>【資料19】。

【資料19】の黄色マーカー部分が特に重要です。「運輸係員」の業務区分において、①入国時まで、②就労開始時まで、③育成就労1年経過時まで、④本人意向転籍時まで、⑤育成就労3年経過時までのそれぞれの時点において求められる日本語能力水準について誤解が生じやすいので、必ず確認して下さい。

<sup>22</sup> <https://www.mlit.go.jp/tetudo/content/002008378.pdf>

<sup>23</sup> <https://www.mlit.go.jp/tetudo/content/002008379.pdf>

<sup>24</sup> <https://www.mlit.go.jp/tetudo/content/002008380.pdf>

<sup>25</sup> <https://www.moj.go.jp/isa/content/001465590.pdf>

【2026年7月1日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

### 第23 林業分野における「特定技能外国人の労働安全の確保」(林業特定技能・育成就労協議会決定第3号)

2026年6月26日、林業分野における「特定技能外国人の労働安全の確保」(林業特定技能・育成就労協議会決定第3号)が決議されました【資料20】

<sup>26</sup>。

### 第24 林業分野における「特定技能外国人及び育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」(林業分野特定技能・育成就労協議会決定第5号)

2026年6月26日、林業分野における「特定技能外国人及び育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」(林業分野特定技能・育成就労協議会決定第5号)が決議されました<sup>27</sup>【資料21】。

### 第25 林業分野における「育成・キャリア形成プログラム」(林業分野特定技能・育成就労協議会決定第6号)

2026年6月26日、林業分野における「育成・キャリア形成プログラム」(林業分野特定技能・育成就労協議会決定第6号)が決議されました<sup>28</sup>【資料22】。

### 第26 「特定技能外国人を林業種苗育成又は製炭の作業のみに従事させる場合の構成員の資格の確認について」(林業特定技能・育成就労協議会幹事会決定第1号)

2026年6月26日、「特定技能外国人を林業種苗育成又は製炭の作業のみに従事させる場合の構成員の資格の確認について」(林業特定技能・育成就労協議会幹事会決定第1号)が決議されました<sup>29</sup>【資料23】。

---

<sup>26</sup> <https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/attach/pdf/241010-24.pdf>

<sup>27</sup> <https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/attach/pdf/241010-26.pdf>

<sup>28</sup> <https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/attach/pdf/241010-27.pdf>

<sup>29</sup> <https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/attach/pdf/241010-28.pdf>

【2026年7月1日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

## 第27 木材産業特定技能・育成就労協議会決定

2026年6月24日、木材産業特定技能・育成就労協議会決定（第1号～第5号）がなされました<sup>30</sup>【資料24-1～24-4】。特に黄色マーカー部分が重要です。

---

<sup>30</sup> <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/foreigner.html>

## 全体について

- 入会にあたり、入会金や年会費は不要です。
- e-Gov電子申請に関するご不明点は、[【e-Gov電子申請ヘルプ】](#) ページでご確認ください。
- 申請日から1か月程度で入会通知書を発行します。
  - 現在申請が大変込み合っており、入会通知書発行までに**1か月以上のお時間をいただくことがございます**。申請内容の各項目や特定技能外国人受入れに必要な要件（例：レストランサービス業務に従事できる環境）を、事務局にてホームページ等の公表情報から確認し、確認がとれない場合には問い合わせなどをさせていただき関係で、1件あたりの審査に時間を要する場合がございます。入会を希望される皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご了承ください。
- 登録支援機関・所属機関双方の申請が必要な場合、双方の申請がそろってから審査を開始します。
  - 登録支援機関と所属機関のいずれかが申請していない場合に、審査が開始されず、先に申請した機関からお問い合わせをいただくケースが増えております。双方の機関で連絡を取り合っていたら、**なるべく近い日時で双方申請いただきますよう**、お願い申し上げます。
- 一方からの申請が届かない、補正への対応がないなどの理由で、長期間、審査が実施できないケースが発生しています。このケースについて、申請日から**半年程度経過した**申請は事務局にて返戻（差し戻し）をさせていただき、手続終了とする場合がございますので、ご了承ください。

# 申請時の注意事項（所属機関）

## 入会申請の場合

- 入会および変更申請にあたっては、代理申請ではなく、各機関においてIDを取得し、各機関から申請をお願いいたします。
- 協議会の構成員であることの証明は、入会申請後に観光庁が発行する入会通知書をもって行います。
- 宿泊分野特定技能外国人の受入れには、**旅館業法の「ホテル・旅館」営業の許可が必要です。**
- 宿泊分野特定技能外国人の受入れには、特定技能外国人が**レストランサービス業務に従事できる環境が必要です。**レストランの確認のため、飲食店営業許可証や写真の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 登録支援機関名と登録番号を**必ず**記載してください。登録支援機関を活用していない場合は、登録支援機関の記入箇所に**「自社支援」と入力**をお願いいたします。
- 業界団体に所属している場合は、業界団体名の記載をお願いいたします。
- 登録情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請をお願いいたします。

# 申請時の注意事項（所属機関）

## 変更申請の場合

- 変更事項は必ず記載してください。各変更申請の記載例は以下のとおりです。

### 【登録支援機関の追加】

※ 2 機関以上追加する場合は、1 機関ごとの申請をお願いいたします。2 つ以上の登録支援機関を記載して申請した場合、全ての登録支援機関からの申請がないと審査が開始できず、審査が遅れるケースが発生しております。

（記載例）

登録支援機関名追加：株式会社△△

登録番号：00登-000000

就業施設：□□ホテル

### 【特定技能外国人の国籍・地域及び人数の変更】

（記載例）ベトナム 1名追加

### 【所属機関名（法人名）・代表者・所在地・担当者の変更】

※入力項目には新しい情報を記載いただき、変更事項に以下のように以前の情報を記載ください。

（記載例）

- ・ ○年○月○日より代表者を 代表取締役 ○○へ変更
- ・ 旧事業所：株式会社○○から変更

## 特定の分野に係る育成就労制度運用要領

### -工業製品製造業分野の基準について-

令和8年6月

法務省・厚生労働省・経済産業省編

(制定履歴)

令和8年6月4日公表

- 法務大臣及び厚生労働大臣は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「法」という。）第7条の2第1項に基づき、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」（令和7年3月11日閣議決定。以下「基本方針」という。）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに育成就労に係る制度（以下「育成就労制度」という。）の運用に関する重要事項等を定めた育成就労に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）についても「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。
- 法及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号。以下「規則」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、製造業分野についても、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（令和8年経済産業省告示第62号。以下「告示」という。）において、製造業分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項等を定めることにより、製造業分野における育成就労制度の適正な運用を図ることを目的としています。

## 目次

第1 育成就労外国人が従事する業務	3
第2 育成就労外国人に求められる技能水準等	7
第3 上乘せ基準等	14
第4 育成就労外国人受入事業実施法人の登録等	28
第5 育成・キャリア形成プログラム	32
第6 技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係	33

## 第1 育成就労外国人が従事する業務

<p>【関係規定】</p> <p>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一 二 （育成就労）</p> <p>育成就労法第十一条第一項に規定する認定育成就労計画に基づいて、講習を受け、及び育成就労法第二条第二号に規定する育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事する活動</p>
<p>法 （認定の基準）</p> <p>第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合（同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。）において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。</p> <p>三～十一 （略）</p>
<p>規則 （育成就労の目標及び内容の基準）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>一 従事させる業務において要する技能が次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 業務区分（従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に規定する業務区分をいう。）に属するものであること。</p> <p>ロ 同一の作業の反復のみによって修得することができるものではないこと。</p> <p>二～九 （略）</p>
<p>基本方針（抜粋）</p> <p>第三 特定産業分野及び育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項</p> <p>3 育成就労外国人 （2）育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求めら</p>

れる。

当該技能の修得に向けては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要がある。

当該技能水準は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分ごとに、育成就労の開始後1年経過時までには技能検定（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の「技能検定」をいう。以下同じ。）基礎級又は相当する育成就労評価試験（育成就労法第8条第3項第6号の「育成就労評価試験」をいう。以下同じ。）により、育成就労を終了するまでに技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

#### 第四 特定技能所属機関に係る施策並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項

##### 2 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項

###### (1) 育成就労実施者の責務

育成就労実施者は、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護について育成就労を行わせる者としての責任を自覚し、育成就労法第3条に定める育成就労制度の基本理念にのっとり、適正な労働条件の下で育成就労が実施され、育成就労外国人の人権が保護されるよう、育成就労を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力する責務がある。

###### ア 育成就労計画の策定

育成就労制度においては、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び日本語能力の修得が効果的に行われるよう、育成就労分野別運用方針において定める育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めることを始めとして計画的な育成・評価を行う必要がある。

育成就労計画は、当該育成・評価及びキャリア形成の要であることから、その策定に当たっては、講習の内容、従事させる業務の内容、時間、指導体制等についての検討を行い、育成就労の目標を確実に達成することのできる計画を策定するものとする。

育成就労実施者には認定を受けた育成就労計画に定める育成就労期間の終期まで育成就労を行わせる義務があり、監理型育成就労（育成就労法第2条第3号に規定する「監理型育成就労」をいう。以下同じ。）における監理支援機関（育成就労法第2条第11号に規定する「監理支援機関」をいう。以下同じ。）には当該義務が適切に履行されるよう監理支援を行う義務がある。

したがって、育成就労実施者や監理支援機関の一方的な都合により、育成就労外国人が育成就労期間の途中でその意に反して帰国させられることはあつ

てはならない。

イ 目標として定めた試験の適正な受験等

育成就労の開始後1年が経過する時まで及び育成就労を終了する時までには育成就労外国人に必要な技能及び日本語能力の試験を受けさせることは育成就労実施者の義務であり、これを通じ育成就労外国人が修得した技能及び日本語能力の評価を行うとともに、指導内容、方法、体制等に改善すべき点がないか点検すべきである。

試験費用については育成就労実施者又は監理支援機関が負担する必要があるほか、育成就労実施者は、受け入れている育成就労外国人に確実に試験を受けさせる観点から、試験の実施者から求めがあった場合には、必要な協力をしていくことが望ましい。

なお、育成就労外国人が限られた育成就労期間の中で、効率的・効果的に技能を修得できるようにするため、育成就労実施者は、育成就労外国人を指導する立場にある育成就労指導員や育成就労計画の策定に携わる者の職業能力の更なる向上を図るべく、これらの者について技能検定その他の試験の受験等を積極的に推奨していくことが望ましい。

分野別運用方針（抜粋）

第三 育成就労制度に関する事項

2 育成就労外国人の育成に関する事項

製造業分野において設定する主たる技能は、別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあわせて、製造業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

製造業分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする（第二2（1）参照）。

【主たる技能及び必須業務】

- 製造業分野の育成就労外国人が従事する業務区分において設定する主たる技能、必須業務等については、**製造業分野の育成就労計画審査基準（追って別紙としてお示しします。）を参照**してください。

**【業務区分及び育成就労外国人が従事する業務】**

- 製造業分野において設定する業務区分及び育成就労外国人が従事する業務は、本要領別表の業務区分（従事する業務）の欄に記載のとおりです。

**【相談窓口】**

- 育成就労外国人の受入れを希望する場合で、事業内容から製造業分野で認められた業務に該当するか否か不明な場合の問合せ先については、追って設置します。

**【確認対象の書類】**

- ・ 育成就労計画認定申請書(省令様式第1号、第2号、第3号(1)又は第3号(2))

## 第2 育成就労外国人に求められる技能水準等

## 【関係規定】

法

(認定の基準)

第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合（同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。）において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

三 (略)

四 育成就労を終了するまでに、育成就労外国人が修得した技能及び育成就労外国人の日本語の能力の評価を主務省令で定める時期に主務省令で定める方法により行うこと。

五～十一 (略)

2 (略)

規則

(育成就労評価試験)

第6条 法第八条第三項第六号の主務省令で指定する試験は、個別育成就労産業分野ごとに、それぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針（法第七条の二第一項に規定する分野別運用方針をいう。以下同じ。）で定める試験とする。

(育成就労の目標及び内容の基準)

第13条 法第九条第一項第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労の目標に係るものは、次の各号に掲げる育成就労の目標の区分に応じ、当該各号に定める事項が定められていることとする。

一 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標 修得させる技能に係る三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験に合格すること。

二 育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されること。

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 イ～ホ（略）

ヘ 育成就労外国人が本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下このヘ及び次号において同じ。）に置かれた就労のための課程（認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）第二条第二項に規定する就労のための課程をいう。以下このヘ及び次号において同じ。）において履修する授業科目の授業時間数（育成就労外国人が過去六月以内に、本邦外において、本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。）が百時間以上であること。ただし、試験その他の評価方法により本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることが証明されている場合は、この限りでない。

ト（略）

ハ 育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において百時間以上の授業時間数（育成就労外国人が、入国後講習において、又は過去六月以内に、本邦外において、育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。）の授業科目を履修することができるよう必要な措置を講じていること。ただし、当該目標が達成されている場合は、この限りでない。

九 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（主務省令で定める評価）

第14条 法第九条第一項第四号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）の主務省令で定める時期は、次の各号に掲げる時期とし、法第九条第一項第四号の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる時期の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 育成就労の対象となっていた期間（法第九条の三ただし書に該当するものとして法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっ

ている育成就労外国人にあつては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間)の合計が一年に達するまで 次に掲げる方法

イ 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る基礎級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験による方法

ロ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることを証明する試験その他の評価方法による方法

二 育成就労の終了日まで 次に掲げる方法

イ 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験による方法

ロ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることを証明する試験その他の評価方法による方法

2 (略)

(法第九条の二第四号イの主務省令で定める期間)

第26条 法第九条の二第四号イ(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める期間は、個別育成就労産業分野ごとに、一年以上二年以下の範囲内でそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める期間(当該期間が一年を超える場合において、育成就労実施者の変更を制限する期間を一年とする旨を育成就労計画で定めているときは、一年)とする。

(法第九条の二第四号ロの主務省令で定める基準)

第27条 法第九条の二第四号ロ(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一定の水準の技能を修得していること、一定の水準の日本語能力を有することその他の個別育成就労産業分野ごとにそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める要件を満たす者であること。

二 (略)

基本方針(抜粋)

第三 特定産業分野及び育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項

3 育成就労外国人

(2) 育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。

当該技能の修得に向けては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要がある。

当該技能水準は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業

分野の業務区分ごとに、育成就労の開始後1年経過時までには技能検定（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の「技能検定」をいう。以下同じ。）基礎級又は相当する育成就労評価試験（育成就労法第8条第3項第6号の「育成就労評価試験」をいう。以下同じ。）により、育成就労を終了するまでに技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

- (3) 育成就労外国人に対しては、就労を開始する前までに、日本語教育の参照枠 A 1 相当以上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。

当該日本語能力水準に関しては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分に対応する日本語能力の試験に合格すること又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。）による就労のための課程の講習（認定日本語教育機関認定基準（令和5年文部科学省令第40号）第23条に基づく「特別の日本語教育課程」を含む。）等において受講することが求められる。

就労開始前までに当該試験に合格していない育成就労外国人については、育成就労の開始から1年経過時までには当該試験に合格することが求められる。

また、育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、日本語教育の参照枠 A 2 相当以上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。

育成就労外国人は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分に対応する日本語教育の参照枠 A 2 相当以上の日本語能力の試験に合格することを目標として育成就労に従事し、当該日本語能力の修得に努めなければならない。

#### 分野別運用方針（抜粋）

#### 第三 育成就労制度に関する事項

##### 1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

製造業分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の（1）に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時までには満たしていることが求められる水準は、次の（2）及び（3）にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

##### (1) 育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」の A 1 相当以上の水準と認められるもの
- ② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認

定日本語教育機関」をいう。)等における当該水準に相当する日本語講習の受講

- (2) 育成就労の開始後1年経過時まで満たしていることが求められる水準
- ア 技能水準
    - 別表3のc. 技能水準(1年経過時まで)の欄に掲げるもの
  - イ 日本語能力水準
    - 上記1(1)①に掲げるもの
- (3) 育成就労を終了するまでに求められる水準
- ア 技能水準
    - 別表3のd. 技能水準(育成就労終了まで)の欄に掲げるもの
  - イ 日本語能力水準
    - 「日本語教育の参照枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの
- 3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更(転籍)に関する事項
- (1) 本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準
- 製造業分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。
- ア 技能水準
    - 別表3のc. 技能水準(1年経過時まで)の欄に掲げるもの
  - イ 日本語能力水準
    - 「日本語教育の参照枠」のA2.1相当以上の水準と認められるもの
- (2) 転籍制限期間及びその理由
- 転籍制限期間は2年とする。(以下、略)
- (3) 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策
- 毎年、製造業分野における育成就労外国人を受け入れるための関係省庁等で構成された育成就労の協議会において、当該分野における全企業の賃上げ率(所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分)を基準に、昇給率を設定・公表する。
- 1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者においては、在籍する育成就労外国人の所定内給与を1年目から2年目にかけて、当該昇給率によって昇給することとする。
- なお、転籍制限期間を1年と設定する育成就労実施者においては、上記の待遇向上策を講じる義務は生じない。

- 育成就労外国人として製造業分野の業務に従事する場合には、育成就労を開

始するまでに、以下のいずれかの日本語能力水準を満たすことが求められます。

- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（J F T - B a s i c）A 1 相当以上又は日本語能力試験（J L P T）N 5 以上の合格
- ・ 認定日本語教育機関の「就労のための課程」等における当該水準に相当する日本語講習 100 時間以上の受講

- 製造業分野において育成就労計画を作成する場合には、本要領別表に定める「育成就労の終了日まで」に受験する技能試験及び日本語能力の試験の合格を目標として定めます。また、同試験及び同表に定める「育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで」に受験する試験をそれぞれ受験させることが必要です。
- 主たる技能を「R P F 製造」又は「生コンクリート製造」のいずれかとする育成就労外国人は、本要領別表に定める「育成就労の終了日まで」に受験する技能試験である特定技能1号評価試験の受験要件として、育成就労の期間において、当該主たる技能に係る育成就労評価試験（初級）の実技試験に合格することが必要です。

【確認対象の書類】

- ・ 本要領別表の「日本語能力水準（技能を修得しようとする業務に従事するまで）」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 育成就労計画認定申請書（省令様式第1号、第2号、第3号（1）又は第3号（2））

【本人意向の転籍が認められる育成就労外国人の技能水準等】

- 製造業分野において、本人意向の転籍が認められるために必要な育成就労外国人の技能水準及び日本語能力水準は、本要領別表（本人意向の転籍時）に定める技能水準及び日本語能力水準となります。
- 転籍制限期間は育成就労実施者が1年又は2年を選択することとし、転籍制限期間を2年と設定する育成就労実施者が講じる待遇向上策は、毎年、製造業分野における育成就労外国人を受け入れるための関係省庁等で構成された育成就労の分野別協議会（以下「分野別協議会」という。）において、当該分野における全企業の賃上げ率（所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分）を基準に設定・公表される昇給率以上の割合により、在籍する育成就労外国人の所定内給与を1年目から2年目にかけて昇給することとします。

**【確認対象の書類】**

＜本人意向の転籍時＞

- ・ 本要領別表の「技能水準（本人意向の転籍時）」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 本要領別表の「日本語能力水準（本人意向の転籍時）」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 雇用契約書及び雇用条件書（参考様式第1－2号）の写し

## 第3 上乘せ基準等

## 【関係規定】

法

(認定の基準)

第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合（同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。）において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

三、四 (略)

五 育成就労を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。

六～十一 (略)

規則

(育成就労の目標及び内容の基準)

第13条 法第九条第一項第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労の目標に係るものは、次の各号に掲げる育成就労の目標の区分に応じ、当該各号に定める事項が定められていることとする。

一、二 (略)

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 申請者が、従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野に係る分野別協議会に加入していること。ただし、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める分野別協議会への加入に代わる措置を講じているときは、この限りでない。

五～八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のう

ち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(育成就労を行わせる体制及び事業所の設備の基準)

第 15 条 法第九条第一項第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～十二 (略)

十三 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 法第九条第一項第五号の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる事業所の設備に係るものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(監理支援機関の業務の実施に関する基準)

第 67 条 法第三十九条第四項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～十九 (略)

二十 前各号に掲げるもののほか、監理支援を行う監理型育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示

(分野別協議会の加入に代わる措置)

第 1 条 工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第四号ただし書の告示で定める分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第

五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。)への加入に代わる措置は、次条の登録を受けた法人の構成員となることとする。

(育成就労の内容の基準)

第10条 製造業分野に係る規則第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、申請者(規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。)が登録法人の構成員となり、第二条第一号に規定する行動規範を遵守することとする。

(育成就労を行わせる体制の基準)

第11条 製造業分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次の各号のいずれにも該当することとする。

一 育成就労を行わせる事業所(以下「育成就労事業所」という。)が、令和五年総務省告示第二百五十六号(統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件)に定める日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる産業のうち次条第一号、第十七号、第十九号、第五十八号、第七十五号(RPF製造業に限る。)又は第七十六号に掲げるものを行っている場合にあつては、製造業分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二 製造業分野における育成就労外国人の受入れに関し、経済産業大臣又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

(育成就労を行わせる事業所の設備の基準)

第12条 製造業分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のいずれかに掲げるものを行っているものであることとする。

一 中分類11—繊維工業

二 細分類1221—造作材製造業(建具を除く)

三 細分類1224—建築用木製組立材料製造業

四 小分類131—家具製造業

五 細分類1391—事務所用・店舗用装備品製造業

六 細分類1393—鏡縁・額縁製造業

七 細分類1399—他に分類されない家具・装備品製造業(黑板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。)

八 小分類141—パルプ製造業

九 細分類1421—洋紙製造業

十 細分類1422—板紙製造業

十一 細分類1423—機械すき和紙製造業

十二 細分類1431—塗工紙製造業(印刷用紙を除く)

- 十三 細分類 1 4 3 2—段ボール製造業
- 十四 小分類 1 4 4—紙製品製造業
- 十五 小分類 1 4 5—紙製容器製造業
- 十六 小分類 1 4 9—その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
- 十七 中分類 1 5—印刷・同関連業
- 十八 中分類 1 8—プラスチック製品製造業
- 十九 中分類 1 9—ゴム製品製造業
- 二十 小分類 2 0 6—かばん製造業
- 二十一 細分類 2 1 2 2—生コンクリート製造業
- 二十二 細分類 2 1 2 3—コンクリート製品製造業
- 二十三 細分類 2 1 2 9—その他のセメント製品製造業
- 二十四 細分類 2 1 4 1—衛生陶器製造業
- 二十五 細分類 2 1 4 2—食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
- 二十六 細分類 2 1 4 3—陶磁器製置物製造業
- 二十七 細分類 2 1 4 6—陶磁器製タイル製造業
- 二十八 細分類 2 1 5 1—耐火れんが製造業
- 二十九 細分類 2 1 5 2—不定形耐火物製造業
- 三十 細分類 2 1 9 4—鋳型製造業(中子を含む)
- 三十一 細分類 2 2 1 1—高炉による製鉄業
- 三十二 細分類 2 2 1 2—高炉によらない製鉄業
- 三十三 小分類 2 2 2—製鋼・製鋼圧延業
- 三十四 細分類 2 2 3 1—熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)
- 三十五 細分類 2 2 3 2—冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)
- 三十六 細分類 2 2 3 4—鋼管製造業
- 三十七 細分類 2 2 3 6—磨棒鋼製造業
- 三十八 細分類 2 2 3 7—引抜鋼管製造業
- 三十九 小分類 2 2 5—鉄素形材製造業
- 四十 細分類 2 2 9 1—鉄鋼シャースリット業
- 四十一 細分類 2 2 9 9—他に分類されない鉄鋼業(鉄粉製造業に限る。)
- 四十二 細分類 2 3 3 2—アルミニウム・同合金圧延業(抽伸、押しを含む)
- 四十三 細分類 2 3 4 1—電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く)
- 四十四 小分類 2 3 5—非鉄金属素形材製造業
- 四十五 細分類 2 4 2 2—機械刃物製造業
- 四十六 細分類 2 4 2 4—作業工具製造業
- 四十七 細分類 2 4 3 1—配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)
- 四十八 細分類 2 4 3 2—ガス機器・石油機器製造業

- 四十九 細分類 2 4 4 1—鉄骨製造業
- 五十 細分類 2 4 4 2—建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
- 五十一 細分類 2 4 4 3—金属製サッシ・ドア製造業
- 五十二 細分類 2 4 4 4—鉄骨系プレハブ住宅製造業
- 五十三 細分類 2 4 4 6—製缶板金業(高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。)
- 五十四 小分類 2 4 5—金属素形材製品製造業
- 五十五 細分類 2 4 6 1—金属製品塗装業
- 五十六 細分類 2 4 6 2—溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
- 五十七 細分類 2 4 6 4—電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
- 五十八 細分類 2 4 6 5—金属熱処理業
- 五十九 細分類 2 4 6 9—その他の金属表面処理業(アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。)
- 六十 細分類 2 4 7 1—くぎ製造業
- 六十一 細分類 2 4 7 9—その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。)
- 六十二 小分類 2 4 8—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- 六十三 細分類 2 4 9 9—他に分類されない金属製品製造業(ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。)
- 六十四 中分類 2 5—はん用機械器具製造業(細分類 2 5 9 1—消火器具・消火装置製造業を除く。)
- 六十五 中分類 2 6—生産用機械器具製造業
- 六十六 中分類 2 7—業務用機械器具製造業(小分類 2 7 4—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 2 7 6—武器製造業を除く。)
- 六十七 中分類 2 8—電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 六十八 中分類 2 9—電気機械器具製造業(細分類 2 9 2 2—内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。)
- 六十九 中分類 3 0—情報通信機械器具製造業
- 七十 小分類 3 1 1—自動車・同附属品製造業
- 七十一 小分類 3 1 4—航空機・同附属品製造業
- 七十二 細分類 3 2 5 3—運動用具製造業
- 七十三 細分類 3 2 9 3—パレット製造業
- 七十四 細分類 3 2 9 5—工業用模型製造業
- 七十五 細分類 3 2 9 9—他に分類されないその他の製造業(R P F 製造業及び人体保護具製造業に限る。)
- 七十六 小分類 4 8 4—こん包業
- (監理支援機関の業務の実施に関する基準)

第 13 条 製造業分野に係る規則第六十七条第二十号の告示で定める基準は、監理支援機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 前条第一号に掲げる産業を行っている育成就労事業所において監理型育成就労を行わせる監理型育成就労実施者に対して監理支援を行う場合にあっては、製造業分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
- 二 製造業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
- 三 製造業分野における育成就労外国人の受入れに関し、経済産業大臣又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

#### 基本方針（抜粋）

#### 第二 特定産業分野及び育成就労産業分野に関する基本的な事項等

- 2 育成就労産業分野及び労働者派遣等育成就労産業分野の選定に関する基本的な事項並びに育成就労外国人の雇用形態

##### （3）育成就労外国人の雇用形態

育成就労外国人（育成就労法第 2 条第 4 号に規定する「育成就労外国人」をいう。以下同じ。）の雇用形態については、原則として、フルタイムとした上で直接雇用とする。

#### 分野別運用方針（抜粋）

#### 第三 育成就労制度に関する事項

- 4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

##### （2）育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

##### （3）育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

##### ア 製造事業者団体に対して特に課す条件

製造業分野は多数の専門職種に分かれており、製造事業者団体も多数に分かれていること等から、育成就労外国人の受入れに係る製造事業者団体は、製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するため、共同して製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた共同ルール策定及び遵守状況の確認を実施する団体（以下「育成就労外国人受入事業実施法人」という。）を設けること。

##### イ 育成就労実施者等に対して特に課す条件

- ① 育成就労実施者は、育成就労外国人受入事業実施法人に所属すること。
- ② 育成就労外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、経済産業大臣が定める産業を行っていること。
- ③ 育成就労実施者及び監理支援機関は、育成就労の協議会において協議が

調った措置を講じること。

- ④ 育成就労実施者は、経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。

## 1. 育成就労外国人の雇用形態

- 直接雇用に限られます。
- 製造業分野は、労働者派遣等育成就労産業分野として定められていないため、労働者派遣等の形態により育成就労外国人を就労させることはできません。

## 2. 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

- 分野別協議会の加入に代わる措置、育成就労の内容、育成就労を行わせる体制、育成就労を行わせる事業所の設備及び監理支援機関の業務の実施に係る基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて規則第 13 条第 2 項第 4 号ただし書及び第 9 号、第 15 条第 1 項第 13 号及び第 2 項第 2 号並びに第 67 条第 20 号に基づき告示をもって定めたものです。

### (1) 分野別協議会の加入に代わる措置及び育成就労の内容の基準に関するもの 告示

(分野別協議会の加入に代わる措置)

第 1 条 工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第四号ただし書の告示で定める分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）への加入に代わる措置は、次条の登録を受けた法人の構成員となることとする。

(育成就労の内容の基準)

第 10 条 製造業分野に係る規則第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。）が登録法人の構成員となり、第二条第一号に規定する行動規範を遵守することとする。

- 製造業分野の育成就労外国人を受け入れる場合には、**分野別協議会の加入に代わる措置として**、当該育成就労外国人に係る育成就労計画の認定申請の前に、告示第 2 条に基づいて経済産業大臣の登録を受けた育成就労外国人受

入事業実施法人（以下「登録法人」という。）の構成員となり、登録法人が定める行動規範を遵守する必要があります（第4「育成就労外国人受入事業実施法人の登録等」参照）。

- 外国人育成就労機構に対する育成就労計画の認定申請の際には、登録法人の構成員であることを明らかにする書類の提出が必要です。登録法人の名称、住所、登録年月日等の情報は、経済産業省のホームページにて公表します。

【確認対象の書類】

- ・ 登録法人の構成員であることを明らかにする書類（登録法人のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの））

（2）育成就労を行わせる体制の基準に関するもの

告示

（育成就労を行わせる体制の基準に関するもの）

第11条 製造業分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 育成就労を行わせる事業所（以下「育成就労事業所」という。）が、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次条第一号、第十七号、第十九号、第五十八号、第七十五号（RPF製造業に限る。）又は第七十六号に掲げるものを行っている場合にあっては、製造業分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
- 二 製造業分野における育成就労外国人の受入れに関し、経済産業大臣又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

- 分野別協議会では、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、製造業分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行います。

また、育成就労外国人に育成就労を行わせる事業所（以下「育成就労事業所」という。）が繊維工業（中分類11）、印刷・同関連業（中分類15）、ゴム製品製造業（中分類19）、金属熱処理業（細分類2465）、他に分類されないその他の製造業（RPF製造業に限る。）（細分類3299）又はこん包業（小分類484）を行っている場合は、育成就労実施者は、分野別協議会において協

議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要です。

- 育成就労事業所が繊維工業（中分類 11）、印刷・同関連業（中分類 15）、ゴム製品製造業（中分類 19）、金属熱処理業（細分類 2465）、他に分類されないその他の製造業（RPF 製造業に限る。）（細分類 3299）又はこん包業（小分類 484）を行っている場合であって、育成就労実施者が分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合は、基準に適合しないこととなります。
- 育成就労実施者は、経済産業大臣又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査（オンライン調査を含む。）その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。
- 育成就労実施者は、経済産業大臣又はその委託を受けた者に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないこととなります。
- これらの基準は、分野別協議会の構成員である登録法人において確認されます。
- 分野別協議会及び登録法人に関する詳細は、以下の経済産業省のホームページ※を参照してください。  
 ※ 工業製品製造業分野の育成就労制度  
 （URL：[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/kogyoseihin-seizogyo\\_ikusesyuro.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kogyoseihin-seizogyo_ikusesyuro.html)）

【確認対象の書類】

- ・ 登録法人の構成員であることを明らかにする書類（登録法人のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの））

（3）育成就労を行わせる事業所の設備の基準に関するもの

告示

（育成就労を行わせる事業所の設備の基準）

第 12 条 製造業分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次の各号のいずれかに掲げるものを行っているものであることとする。

（略）

- 製造業分野の育成就労事業所は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。

[育成就労事業所の産業]

- ・ 中分類 11 繊維工業
- ・ 細分類 1221 造作材製造業（建具を除く）
- ・ 細分類 1224 建築用木製組立材料製造業
- ・ 小分類 131 家具製造業
- ・ 細分類 1391 事務所用・店舗用装備品製造業
- ・ 細分類 1393 鏡縁・額縁製造業
- ・ 細分類 1399 他に分類されない家具・装備品製造業（黑板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）
- ・ 小分類 141 パルプ製造業
- ・ 細分類 1421 洋紙製造業
- ・ 細分類 1422 板紙製造業
- ・ 細分類 1423 機械すき和紙製造業
- ・ 細分類 1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
- ・ 細分類 1432 段ボール製造業
- ・ 小分類 144 紙製品製造業
- ・ 小分類 145 紙製容器製造業
- ・ 小分類 149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
- ・ 中分類 15 印刷・同関連業
- ・ 中分類 18 プラスチック製品製造業
- ・ 中分類 19 ゴム製品製造業
- ・ 小分類 206 かばん製造業
- ・ 細分類 2122 生コンクリート製造業
- ・ 細分類 2123 コンクリート製品製造業
- ・ 細分類 2129 その他のセメント製品製造業
- ・ 細分類 2141 衛生陶器製造業
- ・ 細分類 2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
- ・ 細分類 2143 陶磁器製置物製造業
- ・ 細分類 2146 陶磁器製タイル製造業
- ・ 細分類 2151 耐火れんが製造業
- ・ 細分類 2152 不定形耐火物製造業
- ・ 細分類 2194 鋳型製造業（中子を含む）
- ・ 細分類 2211 高炉による製鉄業

- ・ 細分類 2212 高炉によらない製鉄業
- ・ 小分類 222 製鋼・製鋼圧延業
- ・ 細分類 2231 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- ・ 細分類 2232 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- ・ 細分類 2234 鋼管製造業
- ・ 細分類 2236 磨棒鋼製造業
- ・ 細分類 2237 引抜鋼管製造業
- ・ 小分類 225 鉄素形材製造業
- ・ 細分類 2291 鉄鋼シャースリット業
- ・ 細分類 2299 他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
- ・ 細分類 2332 アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
- ・ 細分類 2341 電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く。）
- ・ 小分類 235 非鉄金属素形材製造業
- ・ 細分類 2422 機械刃物製造業
- ・ 細分類 2424 作業工具製造業
- ・ 細分類 2431 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
- ・ 細分類 2432 ガス機器・石油機器製造業
- ・ 細分類 2441 鉄骨製造業
- ・ 細分類 2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
- ・ 細分類 2443 金属製サッシ・ドア製造業
- ・ 細分類 2444 鉄骨系プレハブ住宅製造業
- ・ 細分類 2446 製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
- ・ 小分類 245 金属素形材製品製造業
- ・ 細分類 2461 金属製品塗装業
- ・ 細分類 2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- ・ 細分類 2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- ・ 細分類 2465 金属熱処理業
- ・ 細分類 2469 その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）
- ・ 細分類 2471 くぎ製造業
- ・ 細分類 2479 その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
- ・ 小分類 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- ・ 細分類 2499 他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）
- ・ 中分類 25 はん用機械器具製造業（細分類 2591—消火器具・消火装

- 置製造業を除く。)
- ・ 中分類 26 生産用機械器具製造業
  - ・ 中分類 27 業務用機械器具製造業（小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）
  - ・ 中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
  - ・ 中分類 29 電気機械器具製造業（細分類 2922—内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）
  - ・ 中分類 30 情報通信機械器具製造業
  - ・ 小分類 311 自動車・同附属品製造業
  - ・ 小分類 314 航空機・同附属品製造業
  - ・ 細分類 3253 運動用具製造業
  - ・ 細分類 3293 パレット製造業
  - ・ 細分類 3295 工業用模型製造業
  - ・ 細分類 3299 他に分類されないその他の製造業（R P F 製造業及び人体保護具製造業に限る。）
  - ・ 小分類 484 こん包業

○ 前記の日本標準産業分類に掲げる産業を行っているとは、育成就労外国人が業務に従事する事業所において、直近1年間で、前記の産業について製造品出荷額等が発生していることを指します。

製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額のことを指します。

① 製造品出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。)を、直近1年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)

ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、直近1年間中に返品されたものを除く。)

② 加工賃収入額とは、直近1年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合に、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をい

います。

- 育成就労事業所の産業は、登録法人において確認されます。

【確認対象の書類】

- ・ 登録法人の構成員であることを明らかにする書類（登録法人のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの））

（４）監理支援機関の業務の実施に関する基準に関するもの

告示

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

第 13 条 製造業分野に係る規則第六十七条第二十号の告示で定める基準は、監理支援機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 前条第一号に掲げる産業を行っている育成就労事業所において、監理型育成就労を行わせる監理型育成就労実施者に対して監理支援を行う場合にあっては、製造業分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
- 二 製造業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
- 三 製造業分野における育成就労外国人の受入れに関し、経済産業大臣又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

- 監理支援機関は、繊維工業（中分類 11）を行う事業所において育成就労を行わせる育成就労実施者に対する監理支援を行うに当たり、分野別協議会で協議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要です。

- 監理支援機関は、分野別協議会に対して必要な協力を行わなければならないほか、経済産業大臣又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査（オンライン調査を含む。）その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。

- 分野別協議会に関する詳細は、以下の経済産業省のホームページ※を参照してください。

※ 工業製品製造業分野の育成就労制度

（URL：[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/kogyoseihin-seizogyo\\_ikusesyuro.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kogyoseihin-seizogyo_ikusesyuro.html)）

**【確認対象の書類】**

- ・ 工業製品製造業分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書（監理支援機関用）（工業製品製造業分野参考様式第1号）

## 第4 育成就労外国人受入事業実施法人の登録等

## 【関係規定】

告示

(育成就労外国人受入事業実施法人の登録)

第2条 製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。

- 一 育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用（以下「育成就労外国人受入事業」という。）を行うこと。
- 二 第十二条各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関が組織する団体を構成員とすること。
- 三 製造業分野に係る分野別協議会の構成員となり、当該分野別協議会に対し、必要な協力を行うこと。

(登録の申請)

第3条 前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 名称、住所及びその代表者の氏名
- 二 育成就労外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項

2 前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第4条 経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの
  - イ 第八条第一項の規定による登録の取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消しを受けた法人の役員であった者であって、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
  - ロ 第二条の登録の申請の日前五年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 二 育成就労外国人受入事業を的確に遂行するために必要な体制が整備されていない

者

三 第八条第一項の規定による登録の取消しを受けた者であつて、当該取消しの日から起算して五年を経過していないもの

(登録に関する通知)

第5条 経済産業大臣は、第三条第一項の申請書の提出を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を遅滞なく登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 第二条の登録を受けた者（以下「登録法人」という。）は、第三条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更の生じた年月日を記載して、その旨を遅滞なく経済産業大臣に届け出なければならない。

2 第三条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(報告の徴収等)

第7条 経済産業大臣は、登録法人の育成就労外国人受入事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導をすることができる。

(登録の取消し)

第8条 経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の登録を取り消すことができる。

- 一 第四条第一号又は第二号に該当するとき。
- 二 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 不正の手段により第二条の登録を受けたとき。
- 四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。

(公表)

第9条 経済産業大臣は、第二条の登録をしたとき、又は登録法人から第六条第一項の規定による変更の届出（第三条第一項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつたときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 登録法人の名称、住所及びその代表者の氏名
- 二 第二条の登録をした年月日又は変更の生じた年月日

2 経済産業大臣は、前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 名称、住所及びその代表者の氏名
- 二 第二条の登録をした年月日
- 三 第二条の登録を取り消した年月日

3 前二項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

**【概要】**

- 製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人は、以下の要件を満たせば、経済産業大臣の登録を受けて登録法人となることができます。製造業分野で育成就労外国人を受け入れる育成就労実施者はすべて、この登録を受けた法人に直接所屬し、その行動規範を遵守することが求められます。登録法人の名称、住所、登録年月日等の情報は、経済産業省のホームページにて公表します。

**【登録要件】**

- 登録法人は、育成就労外国人の受入れに係る製造事業者団体が共同して、製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する団体として設置するものです。登録法人は、製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた行動規範を策定し、当該行動規範の遵守状況を確認する等、適正な運用を図る必要があります。
- 経済産業大臣の登録を受ける際は、告示第 12 条に掲げる産業に係る業界団体を構成員としなければなりません。
- 登録法人には、分野別協議会の構成員となり、分野別協議会に対し必要な協力を行うことが求められます。
- 登録法人が告示第 2 条第 1 号の取組の実施に当たり取得した個人情報等は、関係法令に基づき適切に取り扱わなければなりません。

**【分野別協議会入会申込時の提出書類（分野別協議会で定める様式）】**

- 製造業育成就労外国人材受入れ協議・連絡会への入会申込書

**【登録申請時の提出書類（特に指定がない場合は様式任意）】**

- ① 育成就労外国人受入事業実施法人登録申請書（登録を申請する旨を明記するとともに、名称、住所、代表者の氏名、育成就労外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項を記載）
- ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- ③ 定款及び行動規範
- ④ 役員名簿（氏名（フリガナ含む）、生年月日、性別、住所等を記載）
- ⑤ 貸借対照表又は正味財産増減計算書の写し

※事業ごとのセグメント情報も記載すること。設立初年度に登録申請を行う場合、正味財産増減計算書は見込額を計上すること。

- ⑥ 事業内容が確認できる書類（事業計画書等）
- ⑦ 申請者が告示第4条各号のいずれにも該当しないことの誓約書（工業製品製造業分野参考様式第2号）
- ⑧ 構成員名簿
- ⑨ 育成就労外国人受入事業の実施体制図
- ⑩ 賃貸契約書その他の貸借関係を記した書類の写し  
※事務所その他物品の貸与を受け、第三者と賃貸契約等を結んでいる場合のみ提出すること。
- ⑪ 製造業育成就労外国人材受入れ協議・連絡会への入会申込書の写し  
※分野別協議会入会申込時の提出書類の写しを提出すること。
- ⑫ 個人情報等の取扱いに関する誓約書（工業製品製造業分野参考様式第3号）
- ⑬ その他補足資料

**【協議会入会申込先及び登録申請先】**

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1  
経済産業省製造産業局製造産業戦略企画室  
（郵送又は持参）

**【登録に係る申請書記載事項の変更】**

- 登録法人は、登録申請時の申請事項に変更がある場合は、経済産業大臣に対して届出を行う必要があります（様式自由）。提出先は、【登録申請先】と同様です。

**【法人の登録及び取消しに係る公表】**

- 経済産業省が法人の登録を行った場合又は告示第8条のいずれかに該当するとして法人の登録を取り消した場合は、当該法人の事業者名その他の情報を経済産業省のホームページにて公表します。

## 第5 育成・キャリア形成プログラム

### 分野別運用方針（抜粋）

#### 第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

#### 4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

##### （1）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

経済産業省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る製造業分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

製造業分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 目指すレベル（求められる役割・作業）
- ② 必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習

- 製造業分野における育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び育成就労実施者等において、育成就労外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針です。

- ① 目指すレベル（求められる役割・作業）
- ② 必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習

- 製造業分野における育成・キャリア形成プログラムは、経済産業省のホームページに掲載されます。

## 第6 技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係

- 技能実習の目標となる試験と同一又は相当する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に定められた試験との関係は、以下の表のとおりです。

なお、技能実習を行っていた期間等に応じ、育成就労の通算期間等に関する基準を満たす必要もあるので注意してください。例えば、技能実習を3年以上行っている場合は、育成就労計画の認定を受けることができず、技能実習を2年以上行っている場合は、下表において対応する業務区分以外の育成就労を行わせることができません。

技能実習の目標	育成就労産業分野	業務区分	育成就労の目標となる試験
技能検定3級（鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、工業包装）	工業製品製造業分野	機械金属加工	技能検定3級（鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、工業包装）
アルミニウム圧延・押出製品製造技能評価試験（専門級）			アルミニウム圧延・押出製品製造育成就労評価試験（専門級）
金属熱処理業技能評価試験（専門級）			金属熱処理育成就労評価試験（専門級）
溶接技能評価試験（専門級）			溶接育成就労評価試験（専門級）
技能検定3級（機械加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、			電気電子機器組立て

電気機器組立て、 プリント配線板製造、プラスチック成形、強化プラスチック成形、工業包装)			機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、強化プラスチック成形、工業包装)
技能検定3級(めっき、アルミニウム陽極酸化処理)		金属表面処理	技能検定3級(めっき、アルミニウム陽極酸化処理)
技能検定3級(紙器・段ボール箱製造)		紙器・段ボール箱製造	技能検定3級(紙器・段ボール箱製造)
コンクリート製品製造技能評価試験(専門級)		コンクリート製品製造	コンクリート製品製造育成就労評価試験(専門級)
RPF製造技能評価試験(専門級)		RPF製造	製造分野特定技能1号評価試験(RPF製造)
陶磁器工業製品製造技能評価試験(専門級)		陶磁器製品製造	陶磁器工業製品製造育成就労評価試験(専門級) ※ただし、主たる技能「排泥鑄込み成形」については該当する試験なし
技能検定3級(印刷、製本)		印刷・製本	技能検定3級(印刷、製本)
グラビア印刷技能評価試験(専門級)			グラビア印刷育成就労評価試験(専門級)
技能検定3級(染色、ニット製品製造)		繊維製品製造	技能検定3級(染色、ニット製品製造)
紡績運転技能評価試験(専門級)			紡績運転育成就労評価試験(専門級)
織布運転技能評価試験(専門級)			織布運転育成就労評価試験(専門級)

たて編ニット生地製造技能評価試験(専門級)			たて編ニット生地製造育成就労評価試験(専門級)
カーペット製造技能評価試験(専門級)			カーペット製造育成就労評価試験(専門級)
技能検定3級(婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製)		縫製	技能検定3級(婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製)
下着類製造技能評価試験(専門級)			下着類製造育成就労評価試験(専門級)
座席シート縫製技能評価試験(座席シート縫製)(専門級)			自動車シート縫製育成就労評価試験(専門級)
タオル製造技能評価試験(専門級)			タオル製造育成就労評価試験(専門級)
技能検定3級(建築大工、タイル張り、機械加工(そのうち、普通旋盤作業に限る)、金属プレス加工、鉄工、工場板金、塗装(そのうち、建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業に限る))		プレハブ住宅製品製造	技能検定3級(建築大工、タイル張り、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、塗装)
溶接技能評価試験(専門級)			溶接育成就労評価試験(専門級)
コンクリート製品製造技能評価試験(専門級)			コンクリート製品製造育成就労評価試験(専門級)

技能検定3級(金属 プレス加工、工場板 金、家具製作、プラ スチック成形、塗装 (そのうち、金属塗 装作業、噴霧塗装 作業に限る)、工業 包装)		家具製造	技能検定3級(金属 プレス加工、工場板 金、家具製作、プラ スチック成形、塗装、 工業包装)
溶接技能評価試験 (専門級)			溶接育成就労評価 試験(専門級)
ゴム製品製造技能 評価試験(専門級)		ゴム製品製造	ゴム製品製造育成 就労評価試験(専門 級)
かばん製造技能実 習評価試験(専門 級)		かばん製造	かばん製造育成就 労評価試験(専門 級)



業務区分(従事する業務)	主たる技能	技能水準		日本語能力水準					
		育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで	技能を修得しようとする業務に従事するまで	育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで	
紙器・段ボール箱製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紙器・段ボール箱の製造工程の作業に従事する業務)	印刷箱打抜き	技能検定基礎級(紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業))		技能検定3級(紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業))	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上又は認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2、1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2、2相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	
	印刷箱製箱	技能検定基礎級(紙器・段ボール箱製造(印刷箱製箱作業))		技能検定3級(紙器・段ボール箱製造(印刷箱製箱作業))					
	貼箱製造	技能検定基礎級(紙器・段ボール箱製造(貼箱製造作業))		技能検定3級(紙器・段ボール箱製造(貼箱製造作業))					
	段ボール箱製造	技能検定基礎級(紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造作業))		技能検定3級(紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造作業))					
コンクリート製品製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事する業務)	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造育成就労評価試験(初級)		コンクリート製品製造育成就労評価試験(専門級)	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上又は認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2、1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2、2相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	
RPF製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、破砕・成形等の作業に従事する業務)	RPF製造	RPF製造育成就労評価試験(初級)		製造分野特定技能1号評価試験(RPF製造)	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上又は認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2、1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2、2相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	
陶磁器製品製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、陶磁器製品の製造工程の作業に従事する業務)	機械ろくろ成形				日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上又は認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講				
	圧力踏み込み成形								
	パッド印刷	陶磁器工業製品製造育成就労評価試験(初級)		陶磁器工業製品製造育成就労評価試験(専門級)					
	排気踏み込み成形								
印刷・製本(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の作業に従事する業務)	オフセット印刷	技能検定基礎級(印刷(オフセット印刷作業))		技能検定3級(印刷(オフセット印刷作業))	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上又は認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2、1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2、2相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	
	製本	技能検定基礎級(製本(製本作業))		技能検定3級(製本(製本作業))					
	グラビア印刷	グラビア印刷育成就労評価試験(初級)		グラビア印刷育成就労評価試験(専門級)					
紡織製品製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紡織製品の製造工程の作業に従事する業務)	糸浸染	技能検定基礎級(染色(糸浸染作業))		技能検定3級(染色(糸浸染作業))	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上又は認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2、1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2、2相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	
	織物・ニット浸染	技能検定基礎級(染色(織物・ニット浸染作業))		技能検定3級(染色(織物・ニット浸染作業))					
	靴下製造	技能検定基礎級(ニット製品製造(靴下製造作業))		技能検定3級(ニット製品製造(靴下製造作業))					
	丸編みニット製造	技能検定基礎級(ニット製品製造(丸編みニット製造作業))		技能検定3級(ニット製品製造(丸編みニット製造作業))					
	紡績運転(前紡工程)								
	紡績運転(精紡工程)	紡績運転育成就労評価試験(初級)		紡績運転育成就労評価試験(専門級)					
	紡績運転(巻糸工程)								
	紡績運転(合ねん糸工程)								
	織布運転(準備工程)								
	織布運転(製織工程)	織布運転育成就労評価試験(初級)		織布運転育成就労評価試験(専門級)					
	織布運転(仕上工程)								
	たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造育成就労評価試験(初級)		たて編ニット生地製造育成就労評価試験(専門級)					
	織じゅたん製造								
	タフテッドカーペット製造	カーペット製造育成就労評価試験(初級)		カーペット製造育成就労評価試験(専門級)					
	ニードルパンチカーペット製造								
	製網	製網育成就労評価試験(初級)		製網育成就労評価試験(専門級)					
	染色(捺染)	染色(捺染)育成就労評価試験(初級)		染色(捺染)育成就労評価試験(専門級)					
	縫製(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事する業務)	婦人子供既服縫製	技能検定基礎級(婦人子供既服縫製(婦人子供既服縫製作業))		技能検定3級(婦人子供既服縫製(婦人子供既服縫製作業))	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上又は認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2、1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2、2相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上
		紳士既服縫製	技能検定基礎級(紳士既服縫製(紳士既服縫製作業))		技能検定3級(紳士既服縫製(紳士既服縫製作業))				
		寝具製作	技能検定基礎級(寝具製作(寝具製作作業))		技能検定3級(寝具製作(寝具製作作業))				
		帆布製品製造	技能検定基礎級(帆布製品製造(帆布製品製造作業))		技能検定3級(帆布製品製造(帆布製品製造作業))				
		ワイシャツ製造	技能検定基礎級(布はく縫製(ワイシャツ製造作業))		技能検定3級(布はく縫製(ワイシャツ製造作業))				
下着類製造		下着類製造育成就労評価試験(初級)		下着類製造育成就労評価試験(専門級)					
自動車シート縫製		自動車シート縫製育成就労評価試験(初級)		自動車シート縫製育成就労評価試験(専門級)					
タオル製造		タオル製造育成就労評価試験(初級)		タオル製造育成就労評価試験(専門級)					
カーテン縫製		カーテン縫製育成就労評価試験(初級)		カーテン縫製育成就労評価試験(専門級)					
電線・ケーブル製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電線又はケーブルの製造工程の作業に従事する業務)		電線・ケーブル製造	電線・ケーブル製造育成就労評価試験(初級)		電線・ケーブル製造育成就労評価試験(専門級)	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上又は認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2、1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2、2相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上
		プレハブ住宅製品製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、プレハブ住宅製品の製造工程の作業に従事する業務)	大工工事	技能検定基礎級(建築大工(大工工事作業))		技能検定3級(建築大工(大工工事作業))	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上又は認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2、1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上
	タイル張り		技能検定基礎級(タイル張り(タイル張り作業))		技能検定3級(タイル張り(タイル張り作業))				
	普通旋盤		技能検定基礎級(機械加工(普通旋盤作業))		技能検定3級(機械加工(普通旋盤作業))				
	金属プレス		技能検定基礎級(金属プレス加工(金属プレス作業))		技能検定3級(金属プレス加工(金属プレス作業))				
	構造物鉄工		技能検定基礎級(鉄工(構造物鉄工作業))		技能検定3級(鉄工(構造物鉄工作業))				
	機械板金		技能検定基礎級(工場板金(機械板金作業))		技能検定3級(工場板金(機械板金作業))				
	建築塗装		技能検定基礎級(塗装(建築塗装作業))		技能検定3級(塗装(建築塗装作業))				
	金属塗装		技能検定基礎級(塗装(金属塗装作業))		技能検定3級(塗装(金属塗装作業))				
	噴霧塗装		技能検定基礎級(塗装(噴霧塗装作業))		技能検定3級(塗装(噴霧塗装作業))				
	手溶接								
半自動溶接	溶接育成就労評価試験(初級)		溶接育成就労評価試験(専門級)						
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造育成就労評価試験(初級)		コンクリート製品製造育成就労評価試験(専門級)						
家具製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、家具製品の製造工程の作業に従事する業務)	金属プレス	技能検定基礎級(金属プレス加工(金属プレス作業))		技能検定3級(金属プレス加工(金属プレス作業))	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上又は認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2、1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2、2相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	
	機械板金	技能検定基礎級(工場板金(機械板金作業))		技能検定3級(工場板金(機械板金作業))					
	家具手加工	技能検定基礎級(家具製作(家具手加工作業))		技能検定3級(家具製作(家具手加工作業))					
	圧縮成形	技能検定基礎級(プラスチック成形(圧縮成形作業))		技能検定3級(プラスチック成形(圧縮成形作業))					
	射出成形	技能検定基礎級(プラスチック成形(射出成形作業))		技能検定3級(プラスチック成形(射出成形作業))					
	インフレーション成形	技能検定基礎級(プラスチック成形(インフレーション成形作業))		技能検定3級(プラスチック成形(インフレーション成形作業))					
	ブロー成形	技能検定基礎級(プラスチック成形(ブロー成形作業))		技能検定3級(プラスチック成形(ブロー成形作業))					
	金属塗装	技能検定基礎級(塗装(金属塗装作業))		技能検定3級(塗装(金属塗装作業))					
	噴霧塗装	技能検定基礎級(塗装(噴霧塗装作業))		技能検定3級(塗装(噴霧塗装作業))					
	工業包装	技能検定基礎級(工業包装(工業包装作業))		技能検定3級(工業包装(工業包装作業))					
	手溶接								
	半自動溶接	溶接育成就労評価試験(初級)		溶接育成就労評価試験(専門級)					
	家具組立て	家具組立て育成就労評価試験(初級)		家具組立て育成就労評価試験(専門級)					
	マットレス製造	マットレス製造育成就労評価試験(初級)		マットレス製造育成就労評価試験(専門級)					
	家具シート縫製	家具シート縫製育成就労評価試験(初級)		家具シート縫製育成就労評価試験(専門級)					

業務区分(従事する業務)	主たる技能	技能水準			日本語能力水準			
		育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで	技能を修得しようとする業務に従事するまで	育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで
定形・不定形耐火物製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、耐火物製品の製造工程の作業に従事する業務)	定形耐火物製造	定形耐火物製造育成就労評価試験(初級)		定形耐火物製造育成就労評価試験(専門級)	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上又は認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2.1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2.2相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上
	不定形耐火物製造	不定形耐火物製造育成就労評価試験(初級)		不定形耐火物製造育成就労評価試験(専門級)				
生コンクリート製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、生コンクリートの製造工程の作業に従事する業務)	生コンクリート製造	生コンクリート製造育成就労評価試験(初級)		製造分野特定技能1号評価試験(生コンクリート製造)	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上又は認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2.1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2.2相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上
ゴム製品製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、ゴム製品の製造工程の作業に従事する業務)	成形加工	ゴム製品製造育成就労評価試験(初級)		ゴム製品製造育成就労評価試験(専門級)	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上又は認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2.1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2.2相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上
	押出し加工							
	混練り圧延加工							
	複合積層加工							
かばん製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、かばんの製造工程の作業に従事する業務)	かばん製造	かばん製造育成就労評価試験(初級)		かばん製造育成就労評価試験(専門級)	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上又は認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2.1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2.2相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上

工業製品製造業分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書（監理支援機関用）

監理支援事業を行うに当たり、下記の事項を誓約します。

※誓約事項の各項目を確認の上、□部分に☑を記載すること。

記

【共通誓約事項】

- 1 経済産業省が設置する製造業育成就労外国人材受入れ協議・連絡会（以下「分野別協議会」という。）に対し、必要な協力を行います。
- 2 経済産業大臣又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行います。

【特定の産業における誓約事項】

令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち、繊維工業（中分類11）を行う事業所において育成就労を行わせる育成就労実施者に対する監理支援を行う予定の有無  
（ 有  無）

（「有」の場合の誓約事項）

- 分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講じます。

（注意）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、速やかにその旨を外国人育成就労機構に対し、報告を行うこと。

年 月 日 作成

申請者の名称

代表者の記名

育成就労外国人受入事業実施法人の登録に関する誓約書

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（令和8年経済産業省告示第62号）（以下「経済産業省告示」という。）第2条の登録を受けるに当たり、経済産業省告示第4条各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

事務所の所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

## 個人情報等の取扱いに関する誓約書

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（令和8年経済産業省告示第62号）（以下「経済産業省告示」という。）第2条の登録を受けるに当たり、下記の事項について誓約します。

## 記

1. 経済産業省告示第2条第1号で規定する育成就労外国人受入事業を行うにあたり取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項及び第2項に規定する個人情報をいう。）、行政機関等匿名加工情報等（個人情報保護法第121条に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。）、営業秘密（不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に規定する営業秘密をいう。）及び限定提供データ（不正競争防止法第2条第7項に規定する限定提供データをいう。）（以下「個人情報等」という。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

また、上記個人情報保護法、不正競争防止法その他関係法令及び経済産業省の告示・通達等を遵守すること。

2. 内閣サイバーセキュリティセンターが定める統一基準、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」（平成18・03・22シ第1号）及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」（平成18・03・24シ第1号）に基づく情報セキュリティ対策を講じるとともに、個人情報等の漏えい、滅失、及び毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理（委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じること。
3. 個人情報等を取り扱わせる業務を第三者に委託する場合は、本誓約書の誓約事項と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけること。また委託先の変更並びに委託先が再委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とすること。
4. 経済産業省告示第8条第1号の規定により登録の取消しを受けた場合、個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（いずれも原本に限る。）を速やかに経済産業省へ提出し、当該紙媒体及び電子媒体の複製は、破砕、溶解、焼却等の方法により個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄すること。
5. 個人情報等の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、経済産業省に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報等により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告すること。また、経済産業省から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、当該指示に従うこと。
6. 登録申請者又は委託先の責めに帰すべき事由により、育成就労外国人受入事業に関連する個人情報等の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本条に係る違反等があった場合は、これにより経済産業省又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

7. 上記の誓約事項について、経済産業省が別段の指示をした時は当該指示に従うこと。

以上

年 月 日

事務所の所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

## 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(1/5)

令和8年6月1日時点

## 1 農業・林業関係(3職種7作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
耕種農業	施設園芸	農業(耕種農業全般)
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	農業(畜産農業全般)
	養鶏	
	酪農	
林業	育林・素材生産	林業

## 2 漁業関係(2職種10作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業(漁業)
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
	棒受網漁業	
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	漁業(養殖業)

## 3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
さく井	パーカッション式さく井工事	建設(土木)			
	ロータリー式さく井工事				
建築板金	ダクト板金	建設(建築)	建設(ライフライン・設備)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)
	内外装板金				
冷凍空調調和機器施工	冷凍空調調和機器施工	建設(ライフライン・設備)			
建具製作	木製建具手加工	建設(建築)			造船・船用工業(造船)
建築大工	大工工事	建設(建築)			工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)
型枠施工	型枠工事	建設(土木)			建設(建築)
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設(土木)			建設(建築)
とび	とび	建設(土木)	建設(建築)		造船・船用工業(造船)
石材施工	石材加工	建設(建築)			
	石張り				
タイル張り	タイル張り	建設(建築)			工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)
かわらぶき	かわらぶき	建設(建築)			
左官	左官	建設(建築)			造船・船用工業(造船)
配管	建築配管	建設(ライフライン・設備)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)
	プラント配管				
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設(ライフライン・設備)	造船・船用工業(造船)		造船・船用工業(船用機械)
内装仕上げ施工	ブラチック系床仕上げ工事	建設(建築)			造船・船用工業(造船)
	カーペット系床仕上げ工事				
	鋼製下地工事				
	ボード仕上げ工事				
カーテン工事					
サッシ施工	ビル用サッシ施工	建設(建築)			
防水施工	シーリング防水工事	建設(建築)			
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設(土木)			建設(建築)
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事	建設(土木)			
表装	壁装	建設(建築)			
建設機械施工	押土・整地	建設(土木)			
	積込み				
	掘削				
	締固め				
築炉	築炉	建設(建築)			

# 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(2/5)

令和8年6月1日時点

## 4 食品製造関係(11職種19作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
缶詰巻締	缶詰巻締	飲食料品製造業 (飲食料品製造業・水産加工) ※経過措置により両区分への移行可
食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
加熱性水産加工 食品製造業	節類製造	
	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
	くん製品製造	
非加熱性水産加工 食品製造業	塩蔵品製造	
	乾製品製造	
	発酵食品製造	
	調理加工品製造	
	生食用加工品製造	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
	牛豚精肉商品製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
パン製造	パン製造	
そう菜製造業	そう菜加工	
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	外食業

## 5 繊維・衣服関係(14職種23作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)	
紡績運転	前紡工程	工業製品製造業(紡織製品製造)	
	精紡工程		
	巻糸工程		
	合ねん糸工程		
織布運転	準備工程		
	製織工程		
	仕上工程		
染色	糸浸染		
	織物・ニット浸染		
ニット製品製造	靴下製造		
	丸編みニット製造		
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造		
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製		工業製品製造業(縫製)
紳士服製造	紳士既製服製造		
下着類製造	下着類製造		
寝具製作	寝具製作		
カーペット製造	織じゅうたん製造	工業製品製造業(紡織製品製造)	
	タフテッドカーペット製造		
	ニードルパンチカーペット製造		
帆布製品製造	帆布製品製造	工業製品製造業(縫製)	
布はく縫製	ワイシャツ製造		
座席シート縫製	自動車シート縫製		
タオル製造	タオル縫製		

# 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(3/5)

令和8年6月1日時点

## 6 機械・金属関係(17職種34作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)						
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造	工業製品製造業(機械金属加工)			造船・船用工業(船用機械)			
	非鉄金属鑄物鑄造							
鍛造	ハンマ型鍛造	工業製品製造業(機械金属加工)						
	プレス型鍛造							
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	工業製品製造業(機械金属加工)						
	コールドチャンバダイカスト							
機械加工	普通旋盤	工業製品製造業(機械金属加工)	工業製品製造業(電気電子機器組立て)	工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)	造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)	鉄道(車両製造)	
	フライス盤							
	数値制御旋盤							
	マシニングセンタ							
金属プレス加工	金属プレス	工業製品製造業(機械金属加工)	工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)	工業製品製造業(家具製造)	造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)	鉄道(車両製造)	
鉄工	構造物鉄工	工業製品製造業(機械金属加工)	工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)	建設(土木)	建設(建築)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	鉄道(車両製造)
工場板金	機械板金	工業製品製造業(機械金属加工)	工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)	工業製品製造業(家具製造)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)	
めっき	電気めっき	工業製品製造業(金属表面处理)						
	溶融亜鉛めっき							
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	工業製品製造業(金属表面处理)						
仕上げ	治工具仕上げ	工業製品製造業(機械金属加工)			工業製品製造業(電気電子機器組立て)	造船・船用工業(船用機械)	鉄道(車両製造)	
	金型仕上げ							
	機械組立仕上げ							
機械検査	機械検査	工業製品製造業(機械金属加工)		工業製品製造業(電気電子機器組立て)		造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)	
機械保全	機械系保全	工業製品製造業(機械金属加工)		工業製品製造業(電気電子機器組立て)		造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)	
電子機器組立て	電子機器組立て	工業製品製造業(機械金属加工)		工業製品製造業(電気電子機器組立て)		造船・船用工業(船用電気電子機器)	鉄道(車両製造)	
電気機器組立て	回転電机组立て	工業製品製造業(機械金属加工)			工業製品製造業(電気電子機器組立て)		造船・船用工業(船用電気電子機器)	鉄道(車両製造)
	変圧器組立て							
	配電盤・制御盤組立て							
	開閉制御器具組立て							
回転電機巻線製作								
プリント配線板製造	プリント配線板設計	工業製品製造業(電気電子機器組立て)			造船・船用工業(船用電気電子機器)			
	プリント配線板製造							
アルミニウム圧延・押出製品製造	引抜加工	工業製品製造業(機械金属加工)						
	仕上げ							
金属熱処理業	全体熱処理	工業製品製造業(機械金属加工)						
	表面熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化)							
	部分熱処理(高周波熱処理・炎熱処理)							

# 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(4/5)

令和8年6月1日時点

## 7 その他(22職種40作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)																	
家具製作	家具手加工	造船・船用工業(造船)				工業製品製造業(家具製造)													
印刷	オフセット印刷	工業製品製造業(印刷・製本)																	
	グラビア印刷																		
製本	製本	工業製品製造業(印刷・製本)																	
プラスチック成形	圧縮成形	工業製品製造業(機械金属加工)				工業製品製造業(電気電子機器組立て)			工業製品製造業(家具製造)										
	射出成形																		
	インフレーション成形																		
	ブロー成形																		
強化プラスチック成形	手積み積層成形	造船・船用工業(船用機械)				工業製品製造業(機械金属加工)			工業製品製造業(電気電子機器組立て)										
塗装	建築塗装	工業製品製造業(機械金属加工)		造船・船用工業(造船)		造船・船用工業(船用機械)		工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)		建設(土木)		建設(建築)							
	金属塗装							工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)		工業製品製造業(家具製造)		鉄道(車両製造)							
	鋼橋塗装							建設(土木)				建設(建築)							
	噴霧塗装							工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)		工業製品製造業(家具製造)		鉄道(車両製造)							
溶接	手溶接	工業製品製造業(機械金属加工)		工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)		工業製品製造業(家具製造)		建設(土木)		建設(建築)		建設(ライフライン・設備)		造船・船用工業(造船)		造船・船用工業(船用機械)		鉄道(車両製造)	
	半自動溶接																		
工業包装	工業包装	工業製品製造業(機械金属加工)				工業製品製造業(電気電子機器組立て)			工業製品製造業(家具製造)										
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	工業製品製造業(紙器・段ボール箱製造)																	
	印刷箱製箱																		
	貼箱製造																		
	段ボール箱製造																		
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形	工業製品製造業(陶磁器製品製造)																	
	圧力鋳込み成形																		
	パッド印刷																		
自動車整備	自動車整備	自動車整備(自動車整備・車体整備)																	
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング																	
介護	介護	介護																	
クリーニング	リネンサプライ仕上げ	リネンサプライ																	
	一般家庭用クリーニング																		
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	工業製品製造業(コンクリート製品製造)				工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)													
宿泊	接客・衛生管理	宿泊																	
RPF製造	RPF製造	工業製品製造業(RPF製造)																	
鉄道施設保守整備	軌道保守整備	鉄道(軌道整備)																	
ゴム製品製造	成形加工	工業製品製造業(ゴム製品製造)																	
	押出し加工																		
	混練り圧延加工																		
	複合積層加工																		
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装	鉄道(車両整備)																	
	空気装置検修・解ぎ装																		
木材加工	機械製材	木材産業																	
かばん製造	かばん製造	工業製品製造業(かばん製造)																	

# 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(5/5)

令和8年6月1日時点

## ○ 社内検定型の職種・作業(2職種4作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	航空(空港グランドハンドリング)
	航空貨物取扱	
	客室清掃	
ボイラーメンテナンス	ボイラーメンテナンス	

## 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

### -リネンサプライ分野の基準について-

令和8年6月

法務省・厚生労働省編

(制定履歴)

令和8年6月1日公表

- 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「法」という。)第2条の4第1項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、リネンサプライ分野においては、「リネンサプライ分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」(令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。)が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。)及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。)においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、リネンサプライ分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきリネンサプライ分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準(令和8年厚生労働省告示第183号。以下「告示」という。)において、リネンサプライ分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、リネンサプライ分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第1	特定技能外国人が従事する業務	3
第2	特定技能外国人が有すべき技能水準等	5
第3	特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準	8
第4	上陸許可に係る基準	12
第5	育成・キャリア形成プログラム	14

## 第1 特定技能外国人が従事する業務

<p>【関係規定】</p> <p>法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動</p> <p>一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動</p> <p>二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動</p>
<p>特定技能基準省令第1条第1項</p> <p>出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。</p> <p>一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。</p> <p>二～七（略）</p>
<p>分野別運用方針（抜粋）</p> <p>第二 特定技能制度に関する事項</p> <p>2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項</p> <p>（1）業務区分及び特定技能外国人が従事する業務</p> <p>リネンサプライ分野において設定する業務区分はリネンサプライとし、当該業務区分において従事する業務は、リネン類の入荷から出荷までの一連の業務とする。</p> <p>なお、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：使用資材等の運搬作業及び清掃作業等）に付随的に従事することは差し支えない。</p>

## 【業務内容】

- リネンサプライ分野において受け入れる1号特定技能外国人は、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた試験等の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例: 使用資材等の運搬作業や事業所において日常的に行われる清掃作業)に付随的に従事することは差し支えありませんが、専ら関連業務に従事することは認められません。
- 1号特定技能外国人  
分野別運用方針第二1(1)に定める試験及び分野別運用方針第二2(1)に定める業務に従い、第二1(1)の試験合格により確認された技能を要するものであって、ホテルや病院などで使用されたリネン類の入荷、仕分け、洗濯、乾燥、仕上げ、検品、結束、出荷などの一連の業務に従事しなければなりません。

【相談窓口】

- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については、厚生労働省健康・生活衛生局 生活衛生課にお問合せください。なお、問合せ先は以下のとおりです。  
厚生労働省健康・生活衛生局 生活衛生課  
TEL：03-5253-1111（内線：2438）

【確認対象の書類】

- リネンサプライ分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第19-1号）

## 第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

## 【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

## 分野別運用方針（抜粋）

## 第二 特定技能制度に関する事項

## 1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

リネンサプライ分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次の（1）及び（2）に定める試験に合格した者とする。

## （1）技能水準

リネンサプライ分野特定技能1号評価試験

## （2）日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの

## 【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

- 「リネンサプライ分野特定技能1号評価試験」(分野別運用方針第二1(1)の試験区分)

当該試験は、基礎的な技能・知識を修得し、1つのラインのライン長（ラインのリーダー）を担うレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、リネンサプライ分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。

- 「日本語教育の参照枠」 A2.2 相当以上
  - ※ 以下のいずれかの試験の合格
    - ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（J F T－B a s i c） A2.2 相当以上
    - ・ 日本語能力試験（J L P T） N4 以上
  - ※ 特定技能1号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習2号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、当面の間、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません（対象となる技能実習2号の職種・作業については別表参照。）。
 

また、技能実習2号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、当面の間、これらの事実をもって必要な日本語能力を有していることが証明されたこととします（別途証明は不要です。）。

#### 【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

- リネンサプライ分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。

#### 【確認対象の書類】

- 試験合格者の場合
    - ・ リネンサプライ分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し
  - 日本語能力を証するものとして次のいずれか
    - ・ 国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書（A2.2 相当以上）の写し
    - ・ 日本語能力試験（N4 以上）の合格証明書の写し
- \*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、この事実及び技能に係る試験の合格をもってリネンサプ

ライ分野において特定技能1号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）を受験し、合格する必要はありません。

- 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合
    - ・ 技能実習2号修了時の技能実習評価試験（専門級）に合格している場合  
リネンサプライ技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
    - ・ 技能実習2号修了時の技能実習評価試験（専門級）に合格していない場合  
技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）
- \* 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

### 第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

#### 【関係規定】

##### 特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

##### 告示第2条

リネンサプライ分野における特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかの基準に適合する旨の認定を受けた施設において出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人を受け入れることとしていること。

イ 一般社団法人日本リネンサプライ協会（昭和46年2月25日に社団法人日本リネンサプライ協会という名称で設立された法人をいう。）が運用するリネンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準

ロ 一般財団法人医療関連サービス振興会（平成2年12月20日に財団法人医療関連サービス振興会という名称で設立された法人をいう。）が運用する寝具類洗濯業務に関する基準

二 厚生労働大臣が設置するリネンサプライ分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。

三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

四 協議会に対し、必要な協力を行うこと。

五 リネンサプライ分野における特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。

六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人をリネンサプライ分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

**【特定技能所属機関及び事業所】**

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、リネンサプライ分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 特定技能外国人は一般社団法人日本リネンサプライ協会又は一般財団法人医療関連サービス振興会が定めた「衛生基準」の認定を受けた事業所で受け入れることができます。
  - ※ 事業所に複数の施設がある場合、「衛生基準」の認定を受けた施設に限り、特定技能外国人を従事させることができます。
- 当該認定は特定技能所属機関の法人単位ではなく、事業所（施設）単位でなされます。
- 継続して特定技能外国人を受け入れる場合は、当該認定の更新をすることが当然に必要であり、更新されなかった場合は、要件を満たさないこととなります。
- 特定技能所属機関は、厚生労働大臣が行う必要な調査等に必要な協力を行うことなどが求められます。なお、これらはオンラインによる調査などデジタルツールを使うことも含まれます。また、厚生労働大臣が行う必要な調査等に必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができなくなります。
- 特定技能外国人との間で締結された雇用契約に基づき特定技能外国人をリネンサプライ分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務の経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供しなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができなくなります。

**【協議会】**

- 厚生労働大臣は、リネンサプライ分野の特定技能所属機関、業界団体、試験実施主体、制度関係機関その他の関係者で構成する、リネンサプライ分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）を設置することとされています。
- 協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、リネンサプライ分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定

等について協議を行います。

- リネンサプライ分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、特定技能所属機関は、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、協議会で協議が調った措置を講じるとともに、次の事項について必要な協力を行う必要があります。
  - ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
  - ② 問題発生時の対応
  - ③ 法令遵守の啓発
  - ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
  - ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析等
- 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合、協議会に対し必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- なお、協議会に関する詳細は、以下の厚生労働省のホームページをご覧ください。

(URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/seikatsu-eisei/linen\\_supply3.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/seikatsu-eisei/linen_supply3.html) )

**【確認対象の書類】**

- リネンサプライ分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 19-1 号）
  - 協議会の構成員であることの証明書
  - 特定技能外国人を受け入れる事業所が、一般社団法人日本リネンサプライ協会が運用するリネンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準又は一般財団法人医療関連サービス振興会が運用する寝具類洗濯業務に関する基準に適合する旨の認定を受けていることを証する文書の写し（有効期限内のものに限る。）
- \* 当該認定を受けていることが記載された協議会の構成員であることの証明書を提出している場合は提出不要。ただし、当該登録の有効期限が切れている場合は、当該登録を更新の上、協議会の構成員であることの証明書の再発行が必要。

## 【留意事項】

- 特定技能外国人を受け入れる（雇用条件書記載の）事業所（施設）は、一般社団法人日本リネンサプライ協会又は、一般財団法人医療関連サービス振興会が定めた「衛生基準」の認定を受けている施設と一致する必要があります。
  - 特定技能外国人の受入れ後に当該特定技能外国人を受け入れる営業所に変更がある場合には、特定技能雇用契約変更の届出が必要です。届出に当たっては、次の書類を添付してください。届出の詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第7章第1節第1」を御参照ください。変更後の特定技能外国人を受け入れる施設についても、一般社団法人日本リネンサプライ協会又は、一般財団法人医療関連サービス振興会が定めた「衛生基準」の認定を受けている施設であることが必要です。
    - ・ 特定技能外国人を受け入れる事業所が、一般社団法人日本リネンサプライ協会が運用するリネンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準又は一般財団法人医療関連サービス振興会が運用する寝具類洗濯業務に関する基準に適合する旨の認定を受けていることを証する文書の写し（有効期限内のものに限る。）
- \* 当該認定を受けていることが記載された協議会の構成員であることの証明書を提出している場合は提出不要。ただし、当該登録の有効期限が切れている場合は、当該登録を更新の上、協議会の構成員であることの証明書の再発行が必要。

## 第4 上陸許可に係る基準

### 【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

リネンサプライ分野における出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人（同令本則に規定する申請人をいう。以下この条において同じ。）に係る特定技能雇用契約において、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象としない旨が定められていることとする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、リネンサプライ分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき、告示をもって定めたものです。

### 【労働者派遣】

- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- リネンサプライ分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 19－1 号）」

## 第5 育成・キャリア形成プログラム

## 分野別運用方針（抜粋）

## 第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

## 4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

## （1）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

厚生労働省は、関係業界等と協働して、育成就労及び特定技能1号に係るリネンサプライ分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

リネンサプライ分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 特定技能外国人又は育成就労外国人が目指すレベル（求められる役割・作業）
- ② 習得する専門技能・日本語能力
- ③ キャリアアップに向けた経験（現場管理等）

- リネンサプライ分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針となります。
- リネンサプライ分野における育成プログラムは、厚生労働省のホームページに掲載されますので、適切に参照し活用してください。

別表（リネンサプライ）

業務区分及び特定技能外国人が従事する業務			技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4月1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号
特定技能1号	リネンサプライ	ホテルや病院などで使用されたリネン類の入荷、仕分け、洗濯、乾燥、仕上げ、検品、結束、出荷などの一連の業務	リネンサプライ分野 特定技能1号評価試験の合格	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	【職種】 クリーニング職種 【作業】 リネンサプライ仕上げ作業

## 「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-工業製品製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和8年6月25日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-工業製品製造業分野の基準について-」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

## 記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ (改正 後)	改正箇所	現行	改正
1	P.1	前文 ○1つ目	<p>○ <b>法務大臣は</b>、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、<b>特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）</b>にのっとり、<b>分野を所管する</b>行政機関の長等と共同して、<b>分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた</b>特定技能の在留資格に係る<b>制度上の運用</b>に関する方針を定めなければならない<b>とされ</b>、工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）<b>についても</b>「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和4年4月26日閣議決定。以下「分野別運用方針」とい</p>	<p>○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項<b>において、法務大臣は基本方針</b>にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない<b>旨規定されています。これを踏まえ</b>、工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）<b>においては、「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）</b>が定められました。</p>

		<p>○2つ目</p> <p>○3つ目</p>	<p>う。)及び「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」(令和4年4月26日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。)が定められました。</p> <p>○ また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。)及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。)においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、製造業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(令和4年経済産業省告示第127号。以下「告示」という。)において、製造業分野固有の基準が定められています。</p> <p>○ 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。</p>	<p>○ また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。)及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。)においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、製造業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(令和4年経済産業省告示第127号。以下「告示」という。)において、製造業分野固有の基準が定められています。</p> <p>○ 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。</p>
2	P.3	目次	(新設)	目次

				<p>第1 特定技能外国人が従事する業務 . . . . . 4</p> <p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 . . . . 16</p> <p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 . . . . . 23</p> <p>第4 特定技能外国人受入事業実施法人の登録 等 . . . . . 27</p> <p>第5 上陸許可に係る基準 . . . . . 31</p> <p>第6 育成・キャリア形成プログラム . . . . . 33</p>
3	P.4	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>【関係規定】 告示第2条</p>	<p>【関係規定】 告示第2条</p> <p>製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <p>一 中分類 11—繊維工業</p> <p>二 小分類 141—パルプ製造業</p>	<p>【関係規定】 告示第2条</p> <p>製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次の<b>各号</b>のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <p>一 中分類 11—繊維工業</p> <p>二 細分類 1221—造作材製造業（建具を除く）</p>

		<p>三 細分類 1421—洋紙製造業  四 細分類 1422—板紙製造業  五 細分類 1423—機械すき和紙製造業  六 細分類 1431—塗工紙製造業（印刷用紙を除く）  七 細分類 1432—段ボール製造業  八 小分類 144—紙製品製造業  九 小分類 145—紙製容器製造業  十 小分類 149—その他のパルプ・紙・紙加工品製造業  十一 中分類 15—印刷・同関連業  十二 中分類 18—プラスチック製品製造業  十三 細分類 2123—コンクリート製品製造業  十四 細分類 2142—食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業  十五 細分類 2143—陶磁器製置物製造業  十六 細分類 2194—鋳型製造業（中子を含む）  十七 細分類 2211—高炉による製鉄業  十八 細分類 2212—高炉によらない製鉄業  十九 細分類 2221—製鋼・製鋼圧延業  二十 細分類 2231—熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）  二十一 細分類 2232—冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）  二十二 細分類 2234—鋼管製造業  二十三 小分類 225—鉄素形材製造業  二十四 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業  二十五 細分類 2299—他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）  二十六 小分類 235—非鉄金属素形材製造業  二十七 細分類 2422—機械刃物製造業  二十八 細分類 2424—作業工具製造業  二十九 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バル</p>	<p>三 細分類 1224—建築用木製組立材料製造業  四 小分類 131—家具製造業  五 細分類 1391—事務所用・店舗用装備品製造業  六 細分類 1393—鏡縁・額縁製造業  七 細分類 1399—他に分類されない家具・装備品製造業（黑板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）  八 小分類 141—パルプ製造業  九 細分類 1421—洋紙製造業  十 細分類 1422—板紙製造業  十一 細分類 1423—機械すき和紙製造業  十二 細分類 1431—塗工紙製造業(印刷用紙を除く)  十三 細分類 1432—段ボール製造業  十四 小分類 144—紙製品製造業  十五 小分類 145—紙製容器製造業  十六 小分類 149—その他のパルプ・紙・紙加工品製造業  十七 中分類 15—印刷・同関連業  十八 中分類 18—プラスチック製品製造業  十九 中分類 19—ゴム製品製造業  二十 小分類 206—かばん製造業  二十一 細分類 2122—生コンクリート製造業  二十二 細分類 2123—コンクリート製品製造業  二十三 細分類 2129—その他のセメント製品製造業  二十四 細分類 2141—衛生陶器製造業  二十五 細分類 2142—食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業  二十六 細分類 2143—陶磁器製置物製造業  二十七 細分類 2146—陶磁器製タイル製造業</p>
--	--	---	---

		<p>ブ、コックを除く)</p> <p>三十 細分類 2441—鉄骨製造業</p> <p>三十一 細分類 2443—金属製サッシ・ドア製造業</p> <p>三十二 細分類 2446—製缶板金業(ただし、高压ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。)</p> <p>三十三 小分類 245—金属素形材製品製造業</p> <p>三十四 細分類 2461—金属製品塗装業</p> <p>三十五 細分類 2462—溶融めっき業(表面处理鋼材製造業を除く)</p> <p>三十六 細分類 2464—電気めっき業(表面处理鋼材製造業を除く)</p> <p>三十七 細分類 2465—金属熱処理業</p> <p>三十八 細分類 2469—その他の金属表面处理業(ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。)</p> <p>三十九 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>四十 細分類 2499—他に分類されない金属製品製造業(ただし、ドラム缶更生業に限る。)</p> <p>四十一 中分類 25—はん用機械器具製造業(ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。)</p> <p>四十二 中分類 26—生産用機械器具製造業</p> <p>四十三 中分類 27—業務用機械器具製造業(ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く)</p>	<p>二十八 細分類 2151—耐火れんが製造業</p> <p>二十九 細分類 2152—不定形耐火物製造業</p> <p>三十 細分類 2194—鋳型製造業(中子を含む)</p> <p>三十一 細分類 2211—高炉による製鉄業</p> <p>三十二 細分類 2212—高炉によらない製鉄業</p> <p>三十三 小分類 222—製鋼・製鋼圧延業</p> <p>三十四 細分類 2231—熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)</p> <p>三十五 細分類 2232—冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)</p> <p>三十六 細分類 2234—鋼管製造業</p> <p>三十七 細分類 2236—磨棒鋼製造業</p> <p>三十八 細分類 2237—引抜鋼管製造業</p> <p>三十九 小分類 225—鉄素形材製造業</p> <p>四十 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業</p> <p>四十一 細分類 2299—他に分類されない鉄鋼業(鉄粉製造業に限る。)</p> <p>四十二 細分類 2332—アルミニウム・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)</p> <p>四十三 細分類 2341—電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く)</p> <p>四十四 小分類 235—非鉄金属素形材製造業</p> <p>四十五 細分類 2422—機械刃物製造業</p> <p>四十六 細分類 2424—作業工具製造業</p> <p>四十七 細分類 2431—配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)</p> <p>四十八 細分類 2432—ガス機器・石油機器製造業</p> <p>四十九 細分類 2441—鉄骨製造業</p> <p>五十 細分類 2442—建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)</p>
--	--	---	---

		<p>く。)</p> <p>四十四 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>四十五 中分類 29—電気機械器具製造業(ただし、細分類 2922—内燃機関電装品製造業を除く。)</p> <p>四十六 中分類 30—情報通信機械器具製造業</p> <p>四十七 細分類 3295—工業用模型製造業</p> <p>四十八 細分類 3299—他に分類されないその他の製造業(ただし、RPF製造業に限る。)</p> <p>四十九 小分類 484—こん包業</p>	<p>五十一 細分類 2443—金属製サッシ・ドア製造業</p> <p>五十二 細分類 2444—鉄骨系プレハブ住宅製造業</p> <p>五十三 細分類 2446—製缶板金業(高压ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。)</p> <p>五十四 小分類 245—金属素形材製品製造業</p> <p>五十五 細分類 2461—金属製品塗装業</p> <p>五十六 細分類 2462—溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)</p> <p>五十七 細分類 2464—電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)</p> <p>五十八 細分類 2465—金属熱処理業</p> <p>五十九 細分類 2469—その他の金属表面処理業(アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。)</p> <p>六十 細分類 2471—くぎ製造業</p> <p>六十一 細分類 2479—その他の金属線製品製造業(溶接材料製造業に限る。)</p> <p>六十二 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>六十三 細分類 2499—他に分類されない金属製品製造業(ドラム缶更生業、金属製はしご製造業(可搬式のもの)及び脚立製造業に限る。)</p> <p>六十四 中分類 25—はん用機械器具製造業(細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。)</p> <p>六十五 中分類 26—生産用機械器具製造業</p> <p>六十六 中分類 27—業務用機械器具製造業(小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。)</p>
--	--	--	---

			<p>2 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 細分類 2194—鋳型製造業（中子を含む）</li> <li>二 小分類 225—鉄素形材製造業</li> <li>三 小分類 235—非鉄金属素形材製造業</li> <li>四 細分類 2422—機械刃物製造業</li> <li>五 細分類 2424—作業工具製造業</li> <li>六 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バルブ、コ</li> </ul>	<p>六十七 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>六十八 中分類 29—電気機械器具製造業(細分類 2922—内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。)</p> <p>六十九 中分類 30—情報通信機械器具製造業</p> <p>七十 小分類 311—自動車・同附属品製造業</p> <p>七十一 小分類 314—航空機・同附属品製造業</p> <p>七十二 細分類 3253—運動用具製造業</p> <p>七十三 細分類 3293—パレット製造業</p> <p>七十四 細分類 3295—工業用模型製造業</p> <p>七十五 細分類 3299—他に分類されないその他の製造業(RPF製造業及び人体保護具製造業に限る。)</p> <p>七十六 小分類 484—梱包業</p> <p>2 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次の各号のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 中分類 18—プラスチック製品製造業</li> <li>二 細分類 2194—鋳型製造業(中子を含む)</li> <li>三 細分類 2211—高炉による製鉄業</li> <li>四 細分類 2212—高炉によらない製鉄業</li> <li>五 小分類 222—製鋼・製鋼圧延業</li> <li>六 細分類 2231—熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)</li> </ul>
--	--	--	---	--

		<p>ックを除く)</p> <p>七 小分類 245—金属素形材製品製造業</p> <p>八 細分類 2462—溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)</p> <p>九 細分類 2464—電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)</p> <p>十 細分類 2465—金属熱処理業</p> <p>十一 細分類 2469—その他の金属表面処理業(ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。)</p> <p>十二 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>十三 中分類 25—はん用機械器具製造業(ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。)</p> <p>十四 中分類 26—生産用機械器具製造業</p> <p>十五 中分類 27—業務用機械器具製造業(ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。)</p> <p>十六 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>十七 中分類 29—電気機械器具製造業(ただし、細分類 2922—内燃機関電装品製造業を除く。)</p> <p>十八 中分類 30—情報通信機械器具製造業</p> <p>十九 細分類 3295—工業用模型製造業</p>	<p>七 細分類 2232—冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)</p> <p>八 細分類 2234—鋼管製造業</p> <p>九 細分類 2236—磨棒鋼製造業</p> <p>十 細分類 2237—引抜鋼管製造業</p> <p>十一 小分類 225—鉄素形材製造業</p> <p>十二 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業</p> <p>十三 細分類 2299—他に分類されない鉄鋼業(鉄粉製造業に限る。)</p> <p>十四 細分類 2332—アルミニウム・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)</p> <p>十五 小分類 235—非鉄金属素形材製造業</p> <p>十六 細分類 2422—機械刃物製造業</p> <p>十七 細分類 2424—作業工具製造業</p> <p>十八 細分類 2431—配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)</p> <p>十九 細分類 2432—ガス機器・石油機器製造業</p> <p>二十 細分類 2441—鉄骨製造業</p> <p>二十一 細分類 2442—建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)</p> <p>二十二 細分類 2443—金属製サッシ・ドア製造業</p> <p>二十三 細分類 2446—製缶板金業(高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。)</p> <p>二十四 小分類 245—金属素形材製品製造業</p> <p>二十五 細分類 2461—金属製品塗装業</p> <p>二十六 細分類 2462—溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)</p> <p>二十七 細分類 2464—電気めっき業(表面処理鋼材製造</p>
--	--	--	---

				<p>業を除く)</p> <p>二十八 細分類 2465—金属熱処理業</p> <p>二十九 細分類 2469—その他の金属表面処理業(アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。)</p> <p>三十 細分類 2471—くぎ製造業</p> <p>三十一 細分類 2479—その他の金属線製品製造業(溶接材料製造業に限る。)</p> <p>三十二 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>三十三 細分類 2499—他に分類されない金属製品製造業(ドラム缶更生業、金属製はしご製造業(可搬式のもの)及び脚立製造業に限る。)</p> <p>三十四 中分類 25—はん用機械器具製造業(細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。)</p> <p>三十五 中分類 26—生産用機械器具製造業</p> <p>三十六 中分類 27—業務用機械器具製造業(小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。)</p> <p>三十七 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>三十八 中分類 29—電気機械器具製造業(細分類 2922—内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。)</p> <p>三十九 中分類 30—情報通信機械器具製造業</p> <p>四十 小分類 311—自動車・同附属品製造業</p> <p>四十一 小分類 314—航空機・同附属品製造業</p> <p>四十二 細分類 3253—運動用具製造業</p> <p>四十三 細分類 3293—パレット製造業</p>
--	--	--	--	---

				<p>四十四 細分類 3295—工業用模型製造業</p> <p>四十五 細分類 3299—他に分類されないその他の製造業(人体保護具製造業に限る。)</p> <p>四十六 小分類 484—こん包業</p>
4	P.9	分野別運用方針 (抜粋)	<p>【関係規定】</p> <p>分野別運用方針(抜粋)</p> <p>5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>(1) 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める</p> <p>試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人)</p> <p>別表1 b. 業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務とする。</p> <p>イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人)</p> <p>別表2 b. 業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる業務とする。</p>	<p>【関係規定】</p> <p>分野別運用方針(抜粋)</p> <p>第二 特定技能制度に関する事項</p> <p>2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項</p> <p>(1)業務区分及び特定技能外国人が従事する業務</p> <p>製造業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。</p> <p>なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:原材料・部品の調達・搬送作業、各業務の前後工程作業、クレーン・フォークリフト等運転作業、清掃・保守管理作業等)に付随的に従事することは差し支えない。</p> <p>ア 1号特定技能外国人</p> <p>上記1(1)ア①の技能水準にあつては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおりとし、上記1(1)ア②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表1のb. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおりとする。</p> <p>イ 2号特定技能外国人</p> <p>上記1(2)ア(ア)の技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおりとする。</p>

5	P.9	分野別運用方針 (抜粋)	<p>分野別運用要領 (抜粋)</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>製造業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（鑄造の例：加工品の切削・ばり取り・検査業務、型の保守管理等）に付随的に従事することは差し支えない。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務</p> <p>(2) 2号特定技能外国人</p> <p>運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)の「製造分野特定技能2号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定3級」の試験合格並びに実務経験又は「技能検定1級」の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務</p>	(削除)
6	P.9	<p>【特定技能雇用契約の内容の基準】</p> <p>○2つ目</p>	<p>【主たる業務】</p> <p>○ 製造業分野の特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>[1号特定技能外国人のみが活動を行う事業所の産業]</p>	<p>【特定技能雇用契約の内容の基準】</p> <p>○ 製造業分野の特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>[1号特定技能外国人が活動を行う事業所の産業]</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 中分類 1 1 繊維工業</li> <li>② 小分類 1 4 1 パルプ製造業</li> <li>③ 細分類 1 4 2 1 洋紙製造業</li> <li>④ 細分類 1 4 2 2 板紙製造業</li> <li>⑤ 細分類 1 4 2 3 機械すき和紙製造業</li> <li>⑥ 細分類 1 4 3 1 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）</li> <li>⑦ 細分類 1 4 3 2 段ボール製造業</li> <li>⑧ 小分類 1 4 4 紙製品製造業</li> <li>⑨ 小分類 1 4 5 紙製容器製造業</li> <li>⑩ 小分類 1 4 9 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業</li> <li>⑪ 中分類 1 5 印刷・同関連業</li> <li>⑫ 中分類 1 8 プラスチック製品製造業</li> <li>⑬ 細分類 2 1 2 3 コンクリート製品製造業</li> <li>⑭ 細分類 2 1 4 2 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業</li> <li>⑮ 細分類 2 1 4 3 陶磁器製置物製造業</li> <li>⑯ 細分類 2 2 1 1 高炉による製鉄業</li> <li>⑰ 細分類 2 2 1 2 高炉によらない製鉄業</li> <li>⑱ 細分類 2 2 2 1 製鋼・製鋼圧延業</li> <li>⑲ 細分類 2 2 3 1 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）</li> <li>⑳ 細分類 2 2 3 2 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）</li> <li>㉑ 細分類 2 2 3 4 鋼管製造業</li> <li>㉒ 細分類 2 2 9 1 鉄鋼シャースリット業</li> <li>㉓ 細分類 2 2 9 9 他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）</li> <li>㉔ 細分類 2 4 4 1 鉄骨製造業</li> <li>㉕ 細分類 2 4 4 3 金属製サッシ・ドア製造業</li> <li>㉖ 細分類 2 4 4 6 製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中分類 11 繊維工業</li> <li>・ 細分類 1221 造作材製造業（建具を除く）</li> <li>・ 細分類 1224 建築用木製組立材料製造業</li> <li>・ 小分類 131 家具製造業</li> <li>・ 細分類 1391 事務所用・店舗用装備品製造業</li> <li>・ 細分類 1393 鏡縁・額縁製造業</li> <li>・ 細分類 1399 他に分類されない家具・装備品製造業（黑板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）</li> <li>・ 小分類 141 パルプ製造業</li> <li>・ 細分類 1421 洋紙製造業</li> <li>・ 細分類 1422 板紙製造業</li> <li>・ 細分類 1423 機械すき和紙製造業</li> <li>・ 細分類 1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）</li> <li>・ 細分類 1432 段ボール製造業</li> <li>・ 小分類 144 紙製品製造業</li> <li>・ 小分類 145 紙製容器製造業</li> <li>・ 小分類 149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業</li> <li>・ 中分類 15 印刷・同関連業</li> <li>・ 中分類 18 プラスチック製品製造業</li> <li>・ 中分類 19 ゴム製品製造業</li> <li>・ 小分類 206 かばん製造業</li> <li>・ 細分類 2122 生コンクリート製造業</li> <li>・ 細分類 2123 コンクリート製品製造業</li> <li>・ 細分類 2129 その他のセメント製品製造業</li> <li>・ 細分類 2141 衛生陶器製造業</li> <li>・ 細分類 2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業</li> <li>・ 細分類 2143 陶磁器製置物製造業</li> </ul>
--	--	---	--

			<p>貯槽製造業に限る。)</p> <p>⑳ 細分類 2 4 6 1 金属製品塗装業</p> <p>㉑ 細分類 2 4 9 9 他に分類されない金属製品製造業 (ただし、ドラム 缶更生業に限る。)</p> <p>㉒ 細分類 3 2 9 9 他に分類されないその他の製造業 (ただし、R P F 製造業に限る。)</p> <p>㉓ 小分類 4 8 4 こん包業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 細分類 2146 陶磁器製タイル製造業</li> <li>・ 細分類 2151 耐火れんが製造業</li> <li>・ 細分類 2152 不定形耐火物製造業</li> <li>・ 細分類 2194 鋳型製造業 (中子を含む)</li> <li>・ 細分類 2211 高炉による製鉄業</li> <li>・ 細分類 2212 高炉によらない製鉄業</li> <li>・ 小分類 222 製鋼・製鋼圧延業</li> <li>・ 細分類 2231 熱間圧延業 (鋼管、伸鉄を除く)</li> <li>・ 細分類 2232 冷間圧延業 (鋼管、伸鉄を除く)</li> <li>・ 細分類 2234 鋼管製造業</li> <li>・ 細分類 2236 磨棒鋼製造業</li> <li>・ 細分類 2237 引抜鋼管製造業</li> <li>・ 小分類 225 鉄素形材製造業</li> <li>・ 細分類 2291 鉄鋼シャースリット業</li> <li>・ 細分類 2299 他に分類されない鉄鋼業 (鉄粉製造業に限る。)</li> <li>・ 細分類 2332 アルミニウム・同合金圧延業 (抽伸、押し出しを含む)</li> <li>・ 細分類 2341 電線・ケーブル製造業 (光ファイバケーブルを除く)</li> <li>・ 小分類 235 非鉄金属素形材製造業</li> <li>・ 細分類 2422 機械刃物製造業</li> <li>・ 細分類 2424 作業工具製造業</li> <li>・ 細分類 2431 配管工事用附属品製造業 (バルブ、コックを除く)</li> <li>・ 細分類 2432 ガス機器・石油機器製造業</li> <li>・ 細分類 2441 鉄骨製造業</li> <li>・ 細分類 2442 建設用金属製品製造業 (鉄骨を除く)</li> </ul>
--	--	--	---	---

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 細分類 2443 金属製サッシ・ドア製造業</li> <li>・ 細分類 2444 鉄骨系プレハブ住宅製造業</li> <li>・ 細分類 2446 製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）</li> <li>・ 小分類 245 金属素形材製品製造業</li> <li>・ 細分類 2461 金属製品塗装業</li> <li>・ 細分類 2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</li> <li>・ 細分類 2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</li> <li>・ 細分類 2465 金属熱処理業</li> <li>・ 細分類 2469 その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）</li> <li>・ 細分類 2471 くぎ製造業</li> <li>・ 細分類 2479 その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）</li> <li>・ 小分類 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</li> <li>・ 細分類 2499 他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）</li> <li>・ 中分類 25 はん用機械器具製造業（細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）</li> <li>・ 中分類 26 生産用機械器具製造業</li> <li>・ 中分類 27 業務用機械器具製造業（小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）</li> </ul>
--	--	--	--	---

	P.1 2		<p>[1号特定技能外国人及び2号特定技能外国人が活動を行う事業所の産業]</p> <p>① 細分類2194 鋳型製造業（中子を含む）</p> <p>② 小分類225 鉄素形材製造業</p> <p>③ 小分類235 非鉄金属素形材製造業</p> <p>④ 細分類2422 機械刃物製造業</p> <p>⑤ 細分類2424 作業工具製造業</p> <p>⑥ 細分類2431 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）</p> <p>⑦ 小分類245 金属素形材製品製造業</p> <p>⑧ 細分類2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</p> <p>⑨ 細分類2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</li> <li>・ 中分類 29 電気機械器具製造業（細分類 2922—内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）</li> <li>・ 中分類 30 情報通信機械器具製造業</li> <li>・ 小分類 311 自動車・同附属品製造業</li> <li>・ 小分類 314 航空機・同附属品製造業</li> <li>・ 細分類 3253 運動用具製造業</li> <li>・ 細分類 3293 パレット製造業</li> <li>・ 細分類 3295 工業用模型製造業</li> <li>・ 細分類 3299 他に分類されないその他の製造業（RPF製造業及び人体保護具製造業に限る。）</li> <li>・ 小分類 484 こん包業</li> </ul> <p>[2号特定技能外国人が活動を行う事業所の産業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中分類 18 プラスチック製品製造業</li> <li>・ 細分類 2194 鋳型製造業(中子を含む)</li> <li>・ 細分類 2211 高炉による製鉄業</li> <li>・ 細分類 2212 高炉によらない製鉄業</li> <li>・ 小分類 222 製鋼・製鋼圧延業</li> <li>・ 細分類 2231 熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)</li> <li>・ 細分類 2232 冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)</li> <li>・ 細分類 2234 鋼管製造業</li> <li>・ 細分類 2236 磨棒鋼製造業</li> <li>・ 細分類 2237 引抜鋼管製造業</li> <li>・ 小分類 225 鉄素形材製造業</li> <li>・ 細分類 2291 鉄鋼シャースリット業</li> <li>・ 細分類 2299 他に分類されない鉄鋼業(鉄粉製造業)</li> </ul>
--	-------	--	--	--

		<p>⑩ 細分類 2 4 6 5 金属熱処理業</p> <p>⑪ 細分類 2 4 6 9 その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）</p> <p>⑫ 小分類 2 4 8 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>⑬ 中分類 2 5 はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2 5 9 1 消火器具・消火装置製造業を除く。）</p> <p>⑭ 中分類 2 6 生産用機械器具製造業</p> <p>⑮ 中分類 2 7 業務用機械器具製造業（ただし、小分類 2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 2 7 6 武器製造業を除く。）</p> <p>⑯ 中分類 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>⑰ 中分類 2 9 電気機械器具製造業（ただし、細分類 2 9 2 2 内燃機関電装品製造業を除く。）</p> <p>⑱ 中分類 3 0 情報通信機械器具製造業</p> <p>⑲ 細分類 3 2 9 5 工業用模型製造業</p>	<p>に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 細分類 2332 アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）</li> <li>・ 小分類 235 非鉄金属素形材製造業</li> <li>・ 細分類 2422 機械刃物製造業</li> <li>・ 細分類 2424 作業工具製造業</li> <li>・ 細分類 2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)</li> <li>・ 細分類 2432 ガス機器・石油機器製造業</li> <li>・ 細分類 2441 鉄骨製造業</li> <li>・ 細分類 2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）</li> <li>・ 細分類 2443 金属製サッシ・ドア製造業</li> <li>・ 細分類 2446 製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）</li> <li>・ 小分類 245 金属素形材製品製造業</li> <li>・ 細分類 2461 金属製品塗装業</li> <li>・ 細分類 2462 溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)</li> <li>・ 細分類 2464 電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)</li> <li>・ 細分類 2465 金属熱処理業</li> <li>・ 細分類 2469 その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）</li> <li>・ 細分類 2471 くぎ製造業</li> <li>・ 細分類 2479 その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）</li> <li>・ 小分類 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・</li> </ul>
--	--	--	--

	P.13	○3つ目	<p>○ 前記の日本標準産業分類に掲げる産業を行っているとは、特定技能外国人が業務に従事する事業場において、直近1年間で、<b>告示第2条に掲げる</b>産業について製</p>	<p>木ねじ等製造業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 細分類 2499 他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）</li> <li>・ 中分類 25 はん用機械器具製造業（細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）</li> <li>・ 中分類 26 生産用機械器具製造業</li> <li>・ 中分類 27 業務用機械器具製造業（小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）</li> <li>・ 中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</li> <li>・ 中分類 29 電気機械器具製造業（細分類 2922—内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）</li> <li>・ 中分類 30 情報通信機械器具製造業</li> <li>・ 小分類 311 自動車・同附属品製造業</li> <li>・ 小分類 314 航空機・同附属品製造業</li> <li>・ 細分類 3253 運動用具製造業</li> <li>・ 細分類 3293 パレット製造業</li> <li>・ 細分類 3295 工業用模型製造業</li> <li>・ 細分類 3299 他に分類されないその他の製造業（人体保護具製造業に限る。）</li> <li>・ 小分類 484 こん包業</li> </ul> <p>○ 前記の日本標準産業分類に掲げる産業を行っているとは、特定技能外国人が業務に従事する事業所において、直近1年間で、<b>前記の</b>産業について製造品出荷額等</p>
--	------	------	--	---

			造品出荷額等が発生していることを指します。	が発生していることを指します。
7	P.14	<p>【業務内容】</p> <p>○1つ目</p> <p>○2つ目</p> <p>○3つ目</p>	<p>○ 製造業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、<b>本要領別表に記載された試験</b>の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。さらに、当該業務は、告示第2条に掲げる産業に係るものでなければなりません。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>【業務内容】</p> <p>○ 製造業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、<b>分野別運用方針により定められた試験等</b>の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。<b>さらに、当該業務は、告示第2条に掲げる産業に係るものでなければなりません。また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務</b>（例：原材料・部品の調達・搬送作業、各業務の前後工程作業、クレーン・フォークリフト等運転作業、清掃・保守管理作業等）に付随的に従事することは差し支えありませんが、<b>専ら関連業務に従事することは認められません。</b></p> <p>○ 1号特定技能外国人 <b>分野別運用方針第二1(1)アに定めるいずれかの試験の合格により確認された技能を要するものであって、指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに製造工程の作業に従事する業務をいいます。</b></p> <p>○ 2号特定技能外国人 <b>分野別運用方針第二1(2)アに定めるいずれかの試験の合格及び第二1(2)ア(イ)に定める実務経験</b></p>

				により確認された技能を要するものであって、自らの判断により、製造工程における専門的・技術的な作業に従事したり、複数の技能者を指導しつつ工程を管理したりする業務をいいます。
8	P.14	【関連業務】	<p>○ 分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。</p> <p>○ なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます。(注)</p> <p>(注) 専ら関連業務に従事することは認められません。</p> <p>① 原材料・部品の調達・搬送作業</p> <p>② 各職種の前工程作業</p> <p>③ クレーン・フォークリフト等運転作業</p> <p>④ 清掃・保守管理作業</p>	(削除)
9	P.15	【その他業務関係】	<p>【その他業務関係】</p> <p>○ 分野別運用方針別表1b.業務区分(5(1)ア関係)及び別表2b.業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる「電気電子機器組立て」の業務は、電子機器を構成するコンデンサ等の電子部品製造作業を含みます。</p>	<p>【その他業務関係】</p> <p>○ 分野別運用方針別表1のb.業務区分(従事する業務)及び別表2のb.業務区分(従事する業務)の欄に掲げる「電気電子機器組立て」の業務は、電子機器を構成するコンデンサ等の電子部品製造作業を含みます。</p>
10	P.15	【留意事項】	<p>【留意事項】</p> <p>○ 以下のとおり様式を提出してください。</p> <p>・協議会の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は旧様式</p> <p>・登録法人の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は新様式</p>	(削除)
11	P.16	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等	<p>【関係規定】</p> <p>分野別運用方針(抜粋)</p> <p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する</p>	<p>【関係規定】</p> <p>分野別運用方針(抜粋)</p> <p>第二 特定技能制度に関する事項</p>

	<p>【関係規定】 分野別運用方針 (抜粋)</p>	<p>る事項</p> <p>製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。</p> <p>また、特定技能1号の在留資格については、製造業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>ア 技能水準(試験区分)</p> <p>別表1 a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験</p> <p>イ 日本語能力水準</p> <p>(ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」</p> <p>(イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</p> <p>(2) 2号特定技能外国人</p> <p>技能水準(試験区分及び実務経験)</p> <p>ア 試験区分</p> <p>別表2 a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験</p> <p>イ 実務経験</p> <p>日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務経験を要件とする。</p>	<p>1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。</p> <p>ア 技能水準</p> <p>次のいずれかの試験</p> <p>① 別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの</p> <p>② 別表3のd. 技能水準(育成就労終了まで)の欄に掲げるもの</p> <p>イ 日本語能力水準</p> <p>「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの</p> <p>(2) 2号特定技能外国人</p> <p>製造業分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア(ア)及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア(イ)に定める実務経験の要件も満たす者とする。</p> <p>ア 技能水準</p> <p>(ア) 技能水準</p> <p>別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの</p> <p>(イ) 実務経験</p> <p>日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場において、自らの判断で業務を遂行できる能力を要する業務に従事した実務経験を要件とする。</p> <p>イ 日本語能力水準</p> <p>「日本語教育の参照枠」のB1相当以上の水準と認</p>
--	------------------------------------	--	--

				められるもの
1 2	P.1 7	分野別運用要領 (抜粋)	<p>分野別運用要領 (抜粋)</p> <p>第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項</p> <p>1. 技能水準及び評価方法等</p> <p>(1)「製造分野特定技能1号評価試験」(運用方針3(1)アの試験区分:運用方針別表1 a. 試験区分(3(1)ア関係)のとおり)</p> <p>ア 技能水準及び評価方法(特定技能1号)</p> <p>(技能水準)</p> <p>「製造分野特定技能1号評価試験」の合格を要件とする。当該試験は、製造業分野における業務について、指導者の指示を理解し的確に業務を遂行又は自らの判断により業務を遂行できる者であることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。</p> <p>(評価方法)(略)</p> <p>(2)「製造分野特定技能2号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定3級」又は「技能検定1級」(運用方針3(2)アの試験区分:運用方針別表2 a. 試験区分(3(2)ア関係)のとおり)</p> <p>ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)</p> <p>(技能水準)</p> <p>「製造分野特定技能2号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定3級」の合格並びに日本国内に拠点を有する企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を要件とする。</p>	(削除)

		<p>(中略)</p> <p>また、「技能検定1級」の合格及び同実務経験を満たす者は、上級技能者が通常有すべき熟練した技能を有するものと認める。</p> <p>(評価方法)(略)</p> <p>(3)(略)</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。</p> <p>この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>	
--	--	---	--

13	P.17	<p>【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】</p> <p>○1つ目</p> <p>○2つ目</p> <p>○3つ目</p> <p>○4つ目</p>	<p>○ 1号特定技能外国人として製造業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。</p> <p>(新設)</p> <p>○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。</p> <p>○ 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。</p>	<p>【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】</p> <p>○ 1号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験（製造分野特定技能1号評価試験、技能検定試験（3級）又は育成就労評価試験（専門級））及び日本語試験（国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上又は日本語能力試験（JLPT）N4以上）の合格等が必要です。</p> <p>○ 特定技能1号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。</p> <p>○ ただし、技能実習2号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、令和9年4月1日以降も当面の間、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません（対象となる技能実習2号の職種・作業については別表参照。）。</p> <p>○ また、技能実習2号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、当面の間、これらの事実をもって日本語能力を有していることが証明されたことと見なします（別途証明は不要です。）。</p>
----	------	--	---	--

14	P.18	<p>【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】</p> <p>○1つ目</p>	<p>○ 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験等の合格に加えて、日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験が必要です。</p>	<p>【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】</p> <p>○ 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験等（製造分野特定技能2号評価試験及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング若しくは生産管理オペレーション）又は技能検定1級）の合格、日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験及び日本語試験（日本語能力試験（JLPT）N3以上（※日本語教育の参照枠（CEFR）のB1相当以上を判定された場合に限り）（※）が必要です。</p> <p>（※）令和9年4月1日以降、特定技能2号においては「日本語教育の参照枠」B1相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。</p>
15	P.19	【経過措置】	(新設)	<p>【経過措置】</p> <p>○ 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなされます。</p>

				旧試験区分	新試験区分
				製造分野特定技能1号評価試験(鋳造)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
				製造分野特定技能1号評価試験(鍛造)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
				製造分野特定技能1号評価試験(ダイカスト)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
				製造分野特定技能1号評価試験(機械加工)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工) 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)
				製造分野特定技能1号評価試験(金属プレス加工)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
				製造分野特定技能1号評価試験(鉄工)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
				製造分野特定技能1号評価試験(工場板金)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
				製造分野特定技能1号評価試験(めっき)	製造分野特定技能1号評価試験(金属表面処理)
				製造分野特定技能1号評価試験(アルミニウム陽極酸化処理)	製造分野特定技能1号評価試験(金属表面処理)
				製造分野特定技能1号評価試験(仕上げ)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工) 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)
				製造分野特定技能1号評価試験(機械検査)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工) 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)
				製造分野特定技能1号評価試験(機械保全)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工) 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)
				製造分野特定技能1号評価試験(電子機器組立て)	製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)
				製造分野特定技能1号評価試験(電気機器組立て)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工) 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)
				製造分野特定技能1号評価試験(プリント配線板製造)	製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)
				製造分野特定技能1号評価試験(プラスチック成形)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工) 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)
				製造分野特定技能1号評価試験(塗装)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
				製造分野特定技能1号評価試験(溶接)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
				製造分野特定技能1号評価試験(工業包装)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工) 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)



		<p>○3つ目</p> <p>○5つ目</p>	<p>○ 製造分野特定技能2号評価試験及びビジネス・キャリア検定合格者の場合</p> <p>・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかの製造分野特定技能2号評価試験の合格証明書の写し</p> <p>(新設)</p>	<p>○ 製造分野特定技能2号評価試験及びビジネス・キャリア検定合格者の場合</p> <p>・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかの製造分野特定技能2号評価試験の合格証明書又は結果通知書の写し</p> <p>○ 日本語能力を証するものとして次のもの(※) 日本語能力試験(N3以上)の合格証明書の写し(CEFRのB1相当以上を判定された場合に限る。)</p> <p>(※) 令和9年4月1日以降、特定技能2号においては「日本語教育の参照枠」B1相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。</p>
17	P.22	<p>【留意事項】</p> <p>○3つ目</p>	<p>○ 製造分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へ御相談ください。</p>	<p>○ 製造分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へ御確認ください。</p>
18	P.23	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>【関係規定】</p> <p>告示第2条</p>	<p>告示第2条</p> <p>製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「法」という。)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所においては、当該事業所が令和5年総務省告示第256号(統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件)に定める日本標準産業分類(以下単に「日本標準産業分類」という。)に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p>	<p>告示第2条</p> <p>製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「法」という。)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所においては、当該事業所が令和5年総務省告示第256号(統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件)に定める日本標準産業分類(以下単に「日本標準産業分類」という。)に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p>

		<p>告示第3条</p> <p>一 中分類 11—繊維工業 二～十（略） 十一 中分類 15—印刷・同関連業 十二～四十八（略） 四十九 小分類 484—こん包業</p> <p>第3条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行っていること。</p> <p>二 第4条の登録を受けた法人の構成員となり、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。</p> <p>三 特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第1項第1号、第11号又は第49号に掲げるものを行っている場合にあつては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講ずること。</p> <p>四 経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。</p> <p>五 特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。</p>	<p>一 中分類 11—繊維工業 二～十六（略） 十七 中分類 15—印刷・同関連業 十八～七十五（略） 七十六 小分類 484—こん包業</p> <p>第3条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行うこととしていること。</p> <p>二 第4条の登録を受けた法人の構成員となり、同条第1号イに規定する行動規範を遵守することとしていること。</p> <p>三 外国人が特定技能雇用契約に基づき法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第1項第1号、第17号若しくは第76号に掲げるものを行っている場合、又は外国人が特定技能雇用契約に基づき同欄第2号に掲げる活動を行う事業所が、同条第2項第46号に掲げる産業を行っている場合にあつては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。</p> <p>四 経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報</p>
--	--	---	---

			<p>六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。</p>	<p>告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。</p> <p>五 法別表第1の2の表の育成就労の項の下欄に掲げる活動と異なる内容の活動を行わせる場合又は労働者の安全を確保するための措置を講ずる場合には、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施することとしていること。</p> <p>六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付すること。</p>
19	P.24	分野別運用要領（抜粋）	<p>分野別運用要領（抜粋）</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置</p> <p>（1）特定技能所属機関に対して講じる措置等</p> <p>ア （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置</p> <p>イに掲げる事業所のうち、次のいずれかに掲げる産業を行っているものは、協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとする。</p> <p>① 11 繊維工業</p> <p>② 15 印刷・同関連業</p> <p>③ 484 こん包業</p>	（削除）

			<p>エ 経済産業省が行う調査等に対する協力          特定技能所属機関は、経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>オ 特定技能外国人の訓練・各種研修          特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を行うこと。</p>	
20	P.24	<p>【特定技能所属機関及び事業所】</p> <p>○1つ目</p> <p>○2つ目</p> <p>○3つ目</p> <p>○4つ目</p>	<p>○ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>【特定技能所属機関及び事業所】</p> <p>○ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。</p> <p>○ 特定技能所属機関は、特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じて訓練・各種研修の実施等を行うことが必要です。</p> <p>○ 特に当該特定技能外国人が育成就労制度で従事した業務とは異なる業務に従事する場合や労働者の安全を確保するための措置を講ずる場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修を実施する必要があります。</p> <p>○ また、特定技能外国人から、製造業分野に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面を交付する必要があります。</p>

		○5つ目	(新設)	○ これらを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
21	P.24	【登録法人及び協議会】 ○1つ目	○ 製造業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、告示第4条に基づいて経済産業大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人（以下「登録法人」という。）の構成員となり、登録法人が定める行動規範を遵守する必要があります（注）。また、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、登録法人の構成員であることの証明書の提出が必要です。登録法人の名称、住所、登録年月日等の情報は、経済産業省のホームページにて公表します。  （注）初めて経済産業大臣の登録を受けた登録法人が入会受付を開始する前までは、従前どおり製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）の構成員にならなければなりません。	【登録法人及び協議会】 ○ 製造業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、特定技能所属機関は、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、告示第4条に基づいて経済産業大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人（以下「登録法人」という。）の構成員となり、登録法人が定める行動規範を遵守する必要があります。
	P.25	○2つ目	(新設)	○ また、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、登録法人の構成員であることの証明書の提出が必要です。登録法人の名称、住所、登録年月日等の情報は、経済産業省のホームページにて公表します。
		○4つ目	○ さらに、特定技能所属機関は、経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査（オンライン調査も含む）その他業務に対し、必要	○ さらに、特定技能所属機関は、経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査（オンライン調査も含む）その他業

			な協力を行わなければなりません。	務に対し、必要な協力を行わなければなりません。
2 2	P.2 5	【確認対象の書類】 ○ 2 つ目	○ 登録法人の構成員であることを明らかにする書類（登録法人のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの）又は協議会の構成員であることを明らかにする書類（経済産業省のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの。登録法人の登録年月日から6か月を経過するまで有効）） ( <a href="https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kyogikai/meibo1.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kyogikai/meibo1.pdf</a> )	○ 登録法人の構成員であることを明らかにする書類（登録法人のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの）） <a href="https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/memberlist.pdf">https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/memberlist.pdf</a>
2 3	P.2 6	【留意事項】	【留意事項】 ○ 以下のとおり様式を提出してください。 ・ 協議会の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は旧様式 ・ 登録法人の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は新様式	(削除)
2 4	P.2 7	第4 特定技能外国人受入事業実施法人の登録等 【関係規定】 告示第4条	【関係規定】 告示第4条 製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。 一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。 イ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用	【関係規定】 告示第4条 製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。 一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。 イ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用

		<p>告示第6条</p>	<p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 法第2条の4第1項で規定する分野別運用方針で定める全ての試験区分における製造分野特定技能評価試験の実施</li> <li>二 第2条第1項各号又は第2項各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関の組織する団体を構成員とすること。</li> <li>三 協議会の構成員となり、協議会に対し必要な協力をを行うこと。</li> </ul> <p>第6条</p> <p>経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第1項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 第10条の規定による登録の取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消処分を受けた法人の役員であった者で、当該取消の日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>□ 第4条の登録の申請の日前5年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不</p> </p>	<p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 法第2条の4第1項で規定する分野別運用方針で定める全ての試験区分における製造分野特定技能評価試験の実施</li> <li>二 第2条第1項各号又は第2項各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関が組織する団体を構成員とすること。</li> <li>三 協議会の構成員となり、協議会に対し、必要な協力をを行うこと。</li> </ul> <p>第6条</p> <p>経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第1項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 第10条第1項の規定による登録の取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消しを受けた法人の役員であった者であって、当該取消の日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>□ 第4条の登録の申請の日前5年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正</p> </p>
--	--	--------------	--	--

	P.28	<p>告示第10条</p> <p>告示第11条</p>	<p>正又は著しく不当な行為をした者</p> <p>二 特定技能外国人受入事業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者</p> <p>三 第10条の規定により登録を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者</p> <p>第10条</p> <p>経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>一 第6条第1号又は第2号に該当するに至ったとき。</p> <p>二 第8条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>三 不正の手段により第4条の登録を受けたとき。</p> <p>四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>第11条</p> <p>経済産業大臣は、第4条の登録をしたとき又は登録法人から第8条第1項の規定による変更の届出（第5条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、登録法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>一 名称、住所及びその代表者の氏名</p> <p>二 登録をした年月日又は登録法人が変更をした年月日</p> <p>2 経済産業大臣は、前条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次</p>	<p>又は著しく不当な行為をした者</p> <p>二 特定技能外国人受入事業を的確に遂行するために必要な体制が整備されていない者</p> <p>三 第10条第1項の規定による登録の取消しを受けた者であって、当該取消しの日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>第10条</p> <p>経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の登録を取り消すことができる。</p> <p>一 第6条第1号又は第2号に該当するとき。</p> <p>二 第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>三 不正の手段により第4条の登録を受けたとき。</p> <p>四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>第11条</p> <p>経済産業大臣は、第4条の登録をしたとき、又は登録法人から第8条第1項の規定による変更の届出（第5条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>一 登録法人の名称、住所及びその代表者の氏名</p> <p>二 第4条の登録をした年月日又は変更の生じた年月日</p> <p>2 経済産業大臣は、前条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。</p>
--	------	-----------------------------	--	--

			<p>に掲げる事項を公表するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 名称、住所及びその代表者の氏名</li> <li>二 登録をした年月日</li> <li>三 登録を取り消した年月日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 名称、住所及びその代表者の氏名</li> <li>二 第4条の登録をした年月日</li> <li>三 第4条の登録を取り消した年月日</li> </ul>
25	P.29	<p>【登録要件】</p> <p>○1つ目</p>	<p>○ 登録法人は、特定技能外国人の受入れに係る製造事業者団体等が共同して、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する団体として設置するものです。登録法人は、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた行動規範を策定し、当該行動規範の遵守状況を確認する等、適正な運用を図る必要があります。</p>	<p>○ 登録法人は、特定技能外国人の受入れに係る製造事業者団体が共同して、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する団体として設置するものです。登録法人は、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた行動規範を策定し、当該行動規範の遵守状況を確認する等、適正な運用を図る必要があります。</p>
26	P.30	<p>【協議会入会申込先及び登録申請先】</p>	<p>【協議会入会申込先及び登録申請先】</p> <p>〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-3          経済産業省製造産業局総務課          (郵送又は持参)</p>	<p>【協議会入会申込先及び登録申請先】</p> <p>〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1          経済産業省製造産業局製造産業戦略企画室          (郵送又は持参)</p>
27	P.31	<p>第5 上陸許可に係る基準</p> <p>○1つ目</p>	<p>○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7条に基づき、告示をもって定めたものです。</p>	<p>○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。</p>
28	P.32	<p>【留意事項】</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 以下のとおり様式を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は旧様式</li> <li>・登録法人の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は新様式</li> </ul>	<p>(削除)</p>

29	P.33	第6 育成・キャリア形成プログラム	(新設)	<p>第6 育成・キャリア形成プログラム 分野別運用方針（抜粋）</p> <p>第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項</p> <p>4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項</p> <p>(1) 特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項</p> <p>経済産業省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る製造業分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。</p> <p>製造業分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。</p> <p>① 目指すレベル（求められる役割・作業）</p> <p>② 必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習</p>
30	P.33	第6 育成・キャリア形成プログラム ○1つ目	(新設)	<p>○ 製造業分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び登録支援機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指</p>

		○2つ目	(新設)	<p>針となります。</p> <p>○ 製造業分野における育成プログラムは、経済産業省のホームページに掲載されていますので、適切に参照し活用してください。</p>
--	--	------	------	---



別表(製造業)

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号 職種 作業	技能水準及び評価方法等
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	工業作業 農林水産作業 中核的作業 高度技能職種(高度専門職) 高度技能職種(高度専門職) 高度技能職種(高度専門職)	技能水準及び評価方法等
【特定技能1号】 技能実習期間1年及び技能実習期間2年、3年間のうち1年間は技能実習期間2年以内の労働に従事し、1年を超えてはならない。				

別表(製造業)

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号 職種 作業	技能水準及び評価方法等
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	機械加工 仕上げ プラスチック成形 プリント配線板製造 電子機器組立て	技能水準及び評価方法等
【特定技能1号】 技能実習期間1年及び技能実習期間2年、3年間のうち1年間は技能実習期間2年以内の労働に従事し、1年を超えてはならない。	製造分野特定技能1号評価試験(機械加工) 製造分野特定技能1号評価試験(仕上げ) 製造分野特定技能1号評価試験(プラスチック成形) 製造分野特定技能1号評価試験(電子機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(電気機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(プリント配線板製造) 製造分野特定技能1号評価試験(プラスチック成形) 製造分野特定技能1号評価試験(工業製品組立て)	国際交流事業日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)		

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号 職種 作業	技能水準及び評価方法等
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	建設作業 製造業 農林水産業 中核的作業 高度技能職種(高度専門職) 高度技能職種(高度専門職)	技能水準及び評価方法等
【特定技能1号】 技能実習期間1年及び技能実習期間2年、3年間のうち1年間は技能実習期間2年以内の労働に従事し、1年を超えてはならない。				

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号 職種 作業	技能水準及び評価方法等
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	建設作業 製造業 農林水産業 中核的作業 高度技能職種(高度専門職) 高度技能職種(高度専門職)	技能水準及び評価方法等
【特定技能1号】 技能実習期間1年及び技能実習期間2年、3年間のうち1年間は技能実習期間2年以内の労働に従事し、1年を超えてはならない。				

別表(製造業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種 作業	技能水準及び評価方法等
【特定技能1号】 電気電子機器製造(生産者の指示を履行し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事し、工程を管理)	製造分野特定技能1号 評価試験(電気製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	職種 電気機器組立て 電気機器組立て 関係機器器具組立て 関係機器組立作業	電気機器組立て 電気機器組立て 関係機器器具組立て 関係機器組立作業
【特定技能2号】 電気電子機器製造(生産者の指示を履行し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事し、工程を管理)	製造分野特定技能1号 評価試験(電気製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	職種 作業	電気機器組立て 電気機器組立て 関係機器器具組立て 関係機器組立作業

別表(製造業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種 作業	技能水準及び評価方法等
【特定技能1号】 電気電子機器製造(生産者の指示を履行し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事し、工程を管理)	製造分野特定技能1号 評価試験(電気製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	職種 電気のき 溶接業務のつき	電気のき 溶接業務のつき
【特定技能2号】 電気電子機器製造(生産者の指示を履行し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事し、工程を管理)	製造分野特定技能1号 評価試験(電気製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	職種 作業	電気のき 溶接業務のつき
【特定技能1号】 コンクリート製造(生産者の指示を履行し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(コンクリート製品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	職種 作業	コンクリート製品製造
【特定技能2号】 コンクリート製造(生産者の指示を履行し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(コンクリート製品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	職種 作業	コンクリート製品製造

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号	特定技能2号	職種	作業	技能水準及び評価方法等
【特定技能1号】 電気電子機器製造(生産者の指示を履行し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事し、工程を管理)	製造分野特定技能1号 評価試験(電気製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	職種 作業	電気機器組立て 電気機器組立て 関係機器器具組立て 関係機器組立作業	電気機器組立て 電気機器組立て 関係機器器具組立て 関係機器組立作業
【特定技能2号】 電気電子機器製造(生産者の指示を履行し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事し、工程を管理)	製造分野特定技能1号 評価試験(電気製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	職種 作業	電気機器組立て 電気機器組立て 関係機器器具組立て 関係機器組立作業	電気機器組立て 電気機器組立て 関係機器器具組立て 関係機器組立作業

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号	特定技能2号	職種	作業	技能水準及び評価方法等
【特定技能1号】 電気電子機器製造(生産者の指示を履行し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事し、工程を管理)	製造分野特定技能1号 評価試験(電気製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	職種 作業	電気機器組立て 電気機器組立て 関係機器器具組立て 関係機器組立作業	電気機器組立て 電気機器組立て 関係機器器具組立て 関係機器組立作業
【特定技能2号】 電気電子機器製造(生産者の指示を履行し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事し、工程を管理)	製造分野特定技能1号 評価試験(電気製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	職種 作業	電気機器組立て 電気機器組立て 関係機器器具組立て 関係機器組立作業	電気機器組立て 電気機器組立て 関係機器器具組立て 関係機器組立作業





3 2 分野参考  
様式第 3  
－ 1 号

工業製品製造業  
分野における特  
定技能外国人の  
受入れに関する  
誓約書

分野参考様式第 3－1 号

工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関  
氏名又は名称  
住 所  
特定技能外国人  
氏 名  
性 別  
国籍・地域  
生 年 月 日

記

工業製品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 2 の表の特定技能の在留資格をもちて在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、機器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、RPF 製造、陶磁器製品製造、印刷・製本、紡織製品製造、縫製のいずれかの業務であること。
2. 特定技能外国人が、特定技能雇用契約に基づいて出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号、以下「法」という。）別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が令和 5 年経済省告示第 256 号（統計法第 28 条の規程に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
  1. 中分類 11—繊維工業
  2. 小分類 141—バルブ製造業
  3. 細分類 1421—洋紙製造業
  4. 細分類 1422—板紙製造業
  5. 細分類 1423—機械つき和紙製造業
  6. 細分類 1431—塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
  7. 細分類 1432—段ボール製造業
  8. 小分類 144—紙製品製造業
  9. 小分類 145—紙製容器製造業
  10. 小分類 149—その他のバルブ、紙・紙加工品製造業
  11. 中分類 15—印刷・同梱産業
  12. 中分類 18—プラスチック製品製造業
  13. 細分類 2125—コンクリート製品製造業
  14. 細分類 2142—食卓用、ちゅう房用陶磁器製造業
  15. 細分類 2143—陶磁器製置物製造業
  16. 細分類 2194—陶器製造業（中子を含む）
  17. 細分類 2211—高炉による製鉄業
  18. 細分類 2212—高炉による製鉄業
  19. 細分類 2221—製鋼・製鋼上延業
  20. 細分類 2231—熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
  21. 細分類 2232—冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
  22. 細分類 2234—鋼管製造業
  23. 小分類 225—鉄素形材製造業
  24. 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業
  25. 細分類 2295—他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）
  26. 小分類 235—非鉄金属素形材製造業
  27. 細分類 2422—機械刃物製造業
  28. 細分類 2424—作業工具製造業
  29. 細分類 2431—配管工事用鋼製品製造業（バルブ、コックを除く）
  30. 細分類 2441—鉄骨製造業
  31. 細分類 2443—金属製リッシン・ドア製造業
  32. 細分類 2446—製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）
  33. 小分類 245—金属素形材製品製造業
  34. 細分類 2461—金属製品塗装業
  35. 細分類 2462—高機能めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
  36. 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
  37. 細分類 2465—金属熱処理業
  38. 細分類 2489—その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
  39. 小分類 248—ポルト・ナット・ナット、小ねじ、木ねじ等製造業
  40. 細分類 2489—他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）

分野参考様式第 3－1 号

工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関  
氏名又は名称  
住 所  
特定技能外国人  
氏 名  
性 別  
国籍・地域  
生 年 月 日

記

工業製品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号、以下「法」という。）別表第 1 の 2 の表の特定技能の在留資格をもちて在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、機器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、RPF 製造、陶磁器製品製造、印刷・製本、紡織製品製造、縫製、電線・ケーブル製造、プレハブ住宅製品製造、家具製造、定形・不定形耐火物製造、生コンクリート製造、ゴム製品製造、かばん製造のいずれかの業務であること。
2. 特定技能外国人が、特定技能雇用契約に基づいて法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が令和 5 年経済省告示第 256 号（統計法第 28 条の規程に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
  1. 中分類 11—繊維工業
  2. 細分類 1221—造作材製造業（建具を除く）
  3. 細分類 1224—建築用木製組立材料製造業
  4. 小分類 131—家具製造業
  5. 細分類 1391—事務所用・店舗用装備品製造業
  6. 細分類 1393—縫製・製履製造業
  7. 細分類 1399—他に分類されない家具・装備品製造業（黒板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）
  8. 小分類 141—バルブ製造業
  9. 細分類 1421—洋紙製造業
  10. 細分類 1422—板紙製造業
  11. 細分類 1423—機械つき和紙製造業
  12. 細分類 1431—塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
  13. 細分類 1432—段ボール製造業
  14. 小分類 144—紙製品製造業
  15. 小分類 145—紙製容器製造業
  16. 小分類 149—その他のバルブ、紙・紙加工品製造業
  17. 中分類 15—印刷・同梱産業
  18. 中分類 18—プラスチック製品製造業
  19. 中分類 19—ゴム製品製造業
  20. 小分類 206—かばん製造業
  21. 細分類 2122—生コンクリート製造業
  22. 細分類 2123—コンクリート製品製造業
  23. 細分類 2129—その他のセメント製品製造業
  24. 細分類 2141—衛生陶器製造業
  25. 細分類 2142—食卓用、ちゅう房用陶磁器製造業
  26. 細分類 2143—陶磁器製置物製造業
  27. 細分類 2146—陶磁器製タイル製造業
  28. 細分類 2151—耐火レンガ製造業
  29. 細分類 2152—不定形耐火物製造業
  30. 細分類 2194—陶器製造業（中子を含む）
  31. 細分類 2211—高炉による製鉄業
  32. 細分類 2212—高炉による製鉄業
  33. 小分類 222—製鋼・製鋼上延業
  34. 細分類 2231—熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
  35. 細分類 2232—冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
  36. 細分類 2234—鋼管製造業
  37. 細分類 2236—磨練鋼製造業
  38. 細分類 2237—引抜鋼管製造業
  39. 小分類 225—鉄素形材製造業

- 4-1 中分類 26—はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）
  - 4-2 中分類 26—生産用機械器具製造業
  - 4-3 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）
  - 4-4 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業
  - 4-5 中分類 29—電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922—内燃機関電装部品製造業を除く。）
  - 4-6 中分類 30—情報通信機械器具製造業
  - 4-7 細分類 3255—工業用模型製造業
  - 4-8 細分類 3259—他に分類されないその他の製造業（ただし、R・P製造業に限る。）
  - 4-9 小分類 484—こん包業
- 3 特定技能外国人が、特定技能雇用契約に基づいて別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行う事業所においては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
- 1 細分類 2194—樹脂製造業（中子を含む）
  - 2 小分類 225—鉄素形材製造業
  - 3 小分類 225—非鉄金属素形材製造業
  - 4 細分類 2422—機械刃物製造業
  - 5 細分類 2424—作業工具製造業
  - 6 細分類 2431—配管・工事用付属品製造業（バルブ、コックを除く）
  - 7 小分類 245—金属素形材製品製造業
  - 8 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
  - 9 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
  - 10 細分類 2465—金属熱処理業
  - 11 細分類 2468—その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
  - 12 小分類 248—ボルト・ナット・リベット、小ねじ、木ねじ等製造業
  - 13 中分類 26—はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）
  - 14 中分類 26—生産用機械器具製造業
  - 15 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）
  - 16 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業
  - 17 中分類 29—電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922—内燃機関電装部品製造業を除く。）
  - 18 中分類 30—情報通信機械器具製造業
  - 19 細分類 3255—工業用模型製造業
- 4 生産性向上及び国内人材確保のための取組を行っていること。
- 5 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人労働計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特許の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第127号）第4条に基づいて経済産業大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人の構成員となり、当該法人が定める行動規範を遵守すること。
- 6 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人受入れ協議・連絡会において協議が調った事項に関する措置を講じること。
- 7 経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。
- 8 特定技能外国人を受け入れる際、当該特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、十分な訓練や各種研修を実施すること。
- 9 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。
- 10 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日  
作成責任者

- 40 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業
  - 41 細分類 2299—他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
  - 42 細分類 2332—アルミニウム・合金圧延業（抽申、押出しを含む）
  - 43 細分類 2341—電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）
  - 44 小分類 235—非鉄金属素形材製造業
  - 45 細分類 2422—機械刃物製造業
  - 46 細分類 2424—作業工具製造業
  - 47 細分類 2431—配管・工事用付属品製造業（バルブ、コックを除く）
  - 48 細分類 2432—ガス機器・石油機器製造業
  - 49 細分類 2441—鉄骨製造業
  - 50 細分類 2442—建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
  - 51 細分類 2443—金属製サッシ・ドア製造業
  - 52 細分類 2444—鉄骨系プレハブ住宅製造業
  - 53 細分類 2446—製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
  - 54 小分類 245—金属素形材製品製造業
  - 55 細分類 2461—金属製品塗装業
  - 56 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
  - 57 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
  - 58 細分類 2465—金属熱処理業
  - 59 細分類 2468—その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びびば研磨業に限る。）
  - 60 細分類 2471—くぎ製造業
  - 61 細分類 2479—その他の金属製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
  - 62 小分類 248—ボルト・ナット・リベット、小ねじ、木ねじ等製造業
  - 63 細分類 2499—他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可撤式のものを除く）及び脚立製造業に限る。）
  - 64 中分類 26—はん用機械器具製造業（細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）
  - 65 中分類 26—生産用機械器具製造業
  - 66 中分類 27—業務用機械器具製造業（小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）
  - 67 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業
  - 68 中分類 29—電気機械器具製造業（細分類 2922—内燃機関電装部品製造業のうち自動車用の内燃機関電装部品を製造する産業以外の産業を除く。）
  - 69 中分類 30—情報通信機械器具製造業
  - 70 小分類 311—自動車・同附属品製造業
  - 71 小分類 314—航空機・同附属品製造業
  - 72 細分類 3255—模型用具製造業
  - 73 細分類 3259—ペレット製造業
  - 74 細分類 3255—工業用模型製造業
  - 75 細分類 3259—他に分類されないその他の製造業（R・P製造業及び人体保護具製造業に限る。）
  - 76 小分類 484—こん包業
- 3 特定技能外国人が、特定技能雇用契約に基づいて別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行う事業所においては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
- 1 中分類 18—プラスチック製品製造業
  - 2 細分類 2194—樹脂製造業（中子を含む）
  - 3 細分類 2211—高炉による製鉄業
  - 4 細分類 2212—高炉による製鉄業
  - 5 小分類 222—製鋼・製鋼圧延業
  - 6 細分類 2231—製鋼圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
  - 7 細分類 2232—溶鋼圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
  - 8 細分類 2234—鋼管製造業
  - 9 細分類 2236—捲鋼製造業
  - 10 細分類 2237—引抜鋼管製造業
  - 11 小分類 225—鉄素形材製造業
  - 12 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業
  - 13 細分類 2299—他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
  - 14 細分類 2332—アルミニウム・合金圧延業（抽申、押出しを含む）
  - 15 小分類 235—非鉄金属素形材製造業
  - 16 細分類 2422—機械刃物製造業
  - 17 細分類 2424—作業工具製造業
  - 18 細分類 2431—配管・工事用付属品製造業（バルブ、コックを除く）
  - 19 細分類 2432—ガス機器・石油機器製造業
  - 20 細分類 2441—鉄骨製造業
  - 21 細分類 2442—建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
  - 22 細分類 2443—金属製サッシ・ドア製造業
  - 23 細分類 2446—製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
  - 24 小分類 245—金属素形材製品製造業
  - 25 細分類 2461—金属製品塗装業
  - 26 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）

				<p>27 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</p> <p>28 細分類 2465—金属処理業</p> <p>29 細分類 2469—その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びびバブ研磨業に限る。）</p> <p>30 細分類 2471—くぎ製造業</p> <p>31 細分類 2479—その他の金属錬製品製造業（溶接材料製造業に限る。）</p> <p>32 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・未ねじ等製造業</p> <p>33 細分類 2499—他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び開立製造業に限る。）</p> <p>34 中分類 25—はん用機械器具製造業（細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）</p> <p>35 中分類 26—生産用機械器具製造業</p> <p>36 中分類 27—薬药用機械器具製造業（小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）</p> <p>37 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>38 中分類 29—電気機械器具製造業（細分類 2922—内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）</p> <p>39 中分類 30—情報通信機械器具製造業</p> <p>40 小分類 311—自動車・同附属品製造業</p> <p>41 小分類 314—航空機・同附属品製造業</p> <p>42 細分類 3233—船舶用具製造業</p> <p>43 細分類 3293—ハレット製造業</p> <p>44 細分類 3295—工業用協型製造業</p> <p>45 細分類 3299—他に分類されないその他の製造業（人体保護具製造業に限る。）</p> <p>46 小分類 484—ごみ処理業</p> <p>4 生産性向上及び国内人材確保のための取組を行うこととしていること。</p> <p>5 出入国管理及び難民認定法等七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇川契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第127号）第4条に基づいて経済産業大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人の構成員となり、当該法人が定める行動規範を遵守することとしていること。</p> <p>6 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人受入れ協議・連絡会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。</p> <p>7 経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこととしていること。</p> <p>8 法別表第一の二の表の育成就労の項の下欄に掲げる活動と異なる内容の活動を行わせる場合は労働者の安全を確保するための措置を講ずる場合には、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施することとしていること。</p> <p>9 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合には当該電磁的記録を含む。）を交付すること。</p> <p>10 特定技能雇川契約において、特定技能外国人と、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。</p> <p>〔注〕 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">作成年月日 年 月 日 作成責任者</p>
--	--	--	--	--

社援発 0421 第 1 号  
障発 0421 第 3 号  
老発 0421 第 1 号  
こ支障 第 209 号  
令和 7 年 4 月 21 日

都道府県知事  
政令市・中核市長  
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長  
（公印省略）  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
（公印省略）  
厚生労働省老健局長  
（公印省略）  
こども家庭庁支援局長  
（公印省略）

「「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」について」の一部改正について

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（平成 31 年厚生労働省告示第 66 号）の解釈、適用等については、平成 31 年 3 月 29 日付け社援発 0329 第 18 号・障発 0329 第 17 号・老発 0329 第 5 号「「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」について」により通知したところであるが、1 号特定技能外国人の訪問介護等への従事を可能とするため、本日付けで「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件」（令和 7 年厚生労働省告示第 147 号）が告示・適用されたことを踏まえ、今般、別紙のとおり改正することとしたので通知する。

- 「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」について（平成31年3月29日付け社援発0329第18号、障発0329第17号、老発0329第5号 厚生労働省社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知（抄）【新旧対照表】

新	旧
<p>第一 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準（告示第2条）</p> <p>1 1号特定技能外国人を受け入れる事業所が行う業務（告示第2条第1号） 告示第2条第1号に規定する「介護等の業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する「介護等の業務」であって、介護福祉士試験の受験資格の認定において「介護等の業務」に従事したと認められるもののうち、技能実習制度と同様、『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」（平成29年9月29日付け社援発0929第4号、老発0929第2号）（別紙1）<u>に示すものにおける「介護等の業務」であること。</u></p> <p>2 <u>1号特定技能外国人が訪問系サービスに従事する際の遵守事項等（告示第2条第2号）</u> <u>告示第2条第2号において、1号特定技能外国人が利用者の居室においてサービスを提供する介護等の業務に従事する場合における事業所の遵守事項等を列挙しているが、その具体的内容及び遵守事項等の対象となるサービス等については、「外国人介護人材の訪問系サービス従事における留意点について」（令和7年3月31日付け社援発0331第40号、老発0331第12号）を参照されたい。</u></p> <p>3 <u>介護分野における特定技能協議会（告示第2条第4号から第6号まで）</u> （略）</p> <p>4 厚生労働大臣が行う調査等（告示第2条第7号） 告示第2条第7号に規定する「厚生労働大臣又はその委託を受けた者が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務」とは、例えば、特定技能協議会が行う調査や、巡回</p>	<p>第一 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準（告示第2条）</p> <p>1 1号特定技能外国人を受け入れる事業所が行う業務（告示第2条第1号） 告示第2条第1号に規定する「介護等の業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する「介護等の業務」であって、介護福祉士試験の受験資格の認定において「介護等の業務」に従事したと認められるものであること。 <u>具体的には、技能実習制度と同様、『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」（平成29年9月29日社援発0929第4号、老発0929第2号）（別紙1）のとおりであること。</u> （新設）</p> <p>2 <u>介護分野における特定技能協議会（告示第2条第3号から第5号まで）</u> （略）</p> <p>3 <u>厚生労働大臣が行う調査等（告示第2条第5号）</u> 告示第2条第5号に規定する「厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務」とは、例えば、協議会が行う調査や、外国人介護人材相談支援事業実施団体が</p>

訪問等実施機関が行う1号特定技能外国人の受入施設に対する巡回訪問等をいうものであること。

また、同号に規定する「必要な協力」のうち、巡回訪問等実施機関が行う巡回訪問等に関する協力については、具体的には、以下の流れで行われる巡回訪問等のうち、①、②、④、⑤について協力をを行うこと。

- ① 受入事業者から巡回訪問等実施機関に対し、遵守事項等を満たしていることが分かる書類を提出する。
- ② 巡回訪問等実施機関は①で提出を受けた書類を確認し、受入事業者が遵守事項等を満たしていると認められる場合には、その旨を認定する書類を当該事業者に交付する。
- ③ 外国人が就労するために「特定技能1号」の在留資格が必要な場合にあつては、受入事業者から地方出入国在留管理局に対し、介護分野における特定技能協議会入会証明書その他必要書類を添えて、在留資格認定証明書交付申請等を行い、当該外国人に係る「特定技能1号」の在留資格を取得する。
- ④ 受入事業者は巡回訪問等実施機関の求めに応じ、当該機関に対し、巡回訪問実施前の事前質問票等を提出する。
- ⑤ 巡回訪問等実施機関は、受入事業者に適宜巡回訪問を行い、遵守事項等を満たしているか確認するとともに、必要に応じて指導等を行う。
- ⑥ 巡回訪問等実施機関は、⑤の巡回訪問で遵守事項等を満たしていないと認められ、それに伴う指導等にも従わない又は改善が見込まれない受入事業者について、厚生労働大臣への報告・情報提供を行うとともに、特定技能協議会は当該事業者について特定技能協議会からの脱退手続きを行う等の措置を講ずる。
- ⑦ 特定技能協議会が⑥により、受入事業者の特定技能協議会からの脱退手続きを行った場合には、当該事業者について出入国在留管理庁長官への報告・情報提供を行う。

行う1号特定技能外国人の受入施設に対する巡回訪問をいうものであること。

社援発 0329 第 18 号  
障発 0329 第 17 号  
老発 0329 第 5 号  
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県知事  
政令市・中核市長  
地方厚生（支）局長 } 殿

〔一部改正〕

社援発 0719 第 1 号  
障発 0719 第 1 号  
老発 0719 第 5 号  
令和元年 7 月 19 日

〔一部改正〕

社援発 0315 第 43 号  
障発 0315 第 7 号  
老発 0315 第 11 号  
令和 6 年 3 月 15 日

〔一部改正〕

社援発 0421 第 1 号  
障発 0421 第 3 号  
老発 0421 第 1 号  
こ支障 第 209 号  
令和 7 年 4 月 21 日

厚生労働省社会・援護局長  
（公印省略）  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
（公印省略）  
厚生労働省老健局長  
（公印省略）

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び  
特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令  
の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑み  
て当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」について

介護分野における在留資格「特定技能」による外国人材の受入れについては、

- ・ 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）
- ・ 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成 30 年 12 月 25

日閣議決定)

- ・ 介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成30年12月25日閣議決定）
- ・ 「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省）
- ・ 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）
- ・ 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令（平成31年法務省令第7号）

その他関係法令等の規定に基づき実施されるところ、本年3月15日に、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」（平成31年厚生労働省告示第66号。以下「告示」という。）が別添のとおり示され、本年4月1日から適用される。

ついては、告示の解釈、適用等については下記のとおりであるので、御了知願いたい。また、各自治体におかれては、貴管下市町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方をお願いする。

## 記

### 第一 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準（告示第2条）

#### 1 1号特定技能外国人を受け入れる事業所が行う業務（告示第2条第1号）

告示第2条第1号に規定する「介護等の業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する「介護等の業務」であって、介護福祉士試験の受験資格の認定において「介護等の業務」に従事したと認められるもののうち、技能実習制度と同様、「『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」（平成29年9月29日付け社援発0929第4号、老発0929第2号）（別紙1）に示すものにおける「介護等の業務」であること。

#### 2 1号特定技能外国人が訪問系サービスに従事する際の遵守事項等（告示第2条第2号）

告示第2条第2号において、1号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する場合における事業所の遵守事項等を列挙しているが、その具体的内容及び遵守事項等の対象となるサービス等については、「外国人介護人材の訪問系サービス従事における留意点について」（令和7年3月31日付け社援発0331第40号、老発0331第12号）を参照されたい。

#### 3 介護分野における特定技能協議会（告示第2条第4号から第6号まで）

介護分野における特定技能協議会の構成員となるための加入手続きについては、厚生労働省のホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_000117702.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html)）を参照

すること。

#### 4 厚生労働大臣が行う調査等（告示第2条第7号）

告示第2条第7号に規定する「厚生労働大臣又はその委託を受けた者が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務」とは、例えば、特定技能協議会が行う調査や、巡回訪問等実施機関が行う1号特定技能外国人の受入施設に対する巡回訪問等をいうものであること。

また、同号に規定する「必要な協力」のうち、巡回訪問等実施機関が行う巡回訪問等に関する協力については、具体的には、以下の流れで行われる巡回訪問等のうち、①、②、④、⑤について協力を行うこと。

- ① 受入事業者から巡回訪問等実施機関に対し、遵守事項等を満たしていることが分かる書類を提出する。
- ② 巡回訪問等実施機関は①で提出を受けた書類を確認し、受入事業者が遵守事項等を満たしていると認められる場合には、その旨を認定する書類を当該事業者に交付する。
- ③ 外国人が就労するために「特定技能1号」の在留資格が必要な場合にあっては、受入事業者から地方出入国在留管理局に対し、介護分野における特定技能協議会入会証明書その他必要書類を添えて、在留資格認定証明書交付申請等を行い、当該外国人に係る「特定技能1号」の在留資格を取得する。
- ④ 受入事業者は巡回訪問等実施機関の求めに応じ、当該機関に対し、巡回訪問実施前の事前質問票等を提出する。
- ⑤ 巡回訪問等実施機関は、受入事業者に適宜巡回訪問を行い、遵守事項等を満たしているか確認するとともに、必要に応じて指導等を行う。
- ⑥ 巡回訪問等実施機関は、⑤の巡回訪問で遵守事項等を満たしていないと認められ、それに伴う指導等にも従わない又は改善が見込まれない受入事業者について、厚生労働大臣への報告・情報提供を行うとともに、特定技能協議会は当該事業者について特定技能協議会からの脱退手続きを行う等の措置を講ずる。
- ⑦ 特定技能協議会が⑥により、受入事業者の特定技能協議会からの脱退手続きを行った場合には、当該事業者について出入国在留管理庁長官への報告・情報提供を行う。

## 第二 1号特定技能外国人の配置基準上の取扱いについて

### 1 介護報酬及び障害福祉サービス等報酬上の配置基準の取扱いについて

介護分野の1号特定技能外国人については、法令に基づく職員等の配置基準において、就労と同時に職員等とみなす取扱いとしても差し支えないものであること。ただし、一定期間、他の一定の経験のある職員とチームでケアに当たる等、受入施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制をとることを求めることとする。

### 2 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

介護分野の1号特定技能外国人が、看護補助者として病院又は診療所において看護師長及び看護職員の指導の下に療養生活上の世話等の業務を行う場合における看護補助者の配置基準においては、当該1号特定技能外国人を員数に含めて算定しても差し支えな

いものであること。

## 訪問系サービス 巡回訪問 (特定技能) 準備書類一覧

## &lt;巡回 (面談) 対象の外国人職員に関する書類&gt;

No.	準備書類	注意事項/例
1	事前質問票 (法人用)	・日程調整後、協議会事務局より質問票をお送りします。 ・事業所担当者用および外国人本人作成用は、外国人ごとに1部回答していただきます。
2	事前質問票 (事業所担当者用)	
3	事前質問票 (外国人本人作成用)	
4	実務経験1年以上であることが分かる書類	・履歴書のみは不可。 ・現事業所での就労が1年未満の場合は、前事業所での就労期間が分かる書類も併せてご準備ください。 ・実務経験が1年未満の場合は、日本語能力試験N2以上であることが分かる書類も併せてご準備ください。 (※実務経験が1年未満の場合は、当該外国人の日本語能力が日本語能力試験N2以上であることが分かる書類および利用者毎に必要とされる同行訪問の期間や利用者へのサービス提供時のICTの活用状況についても確認させていただきます。) <書類例> ・雇用契約書・労働条件通知書・当該期間内のシフト表・勤務表・給料明細・源泉徴収票 ・雇用保険被保険者離職証明書・介護技能実習修了証・介護福祉士国家試験実務経験証明書 (捺印入) 等
5	初任者研修等の修了状況が確認できる書類	<書類例> ・修了証コピー 等
6	利用者、家族への説明書の写し	・署名ありのものをご準備ください。
7	研修実施および実施体制が確保されていることが分かる資料	<書類例> ・研修で使用した資料・外国人介護人材が研修に出席したことが分かる記録 外国人介護人材が作成した研修レポート・研修実施日のシフト表/勤怠管理表・研修計画 等 ※当日は資料を基に、5つの研修の実施状況 (いつ、どのように実施したか) を確認いたします。 そのため、研修で使用した資料のみでは不可となりますのでご留意ください。
8	OJT実施がわかる資料	<書類例> ・チェックシート・OJT計画書・OJT実施後に外国人が作成したレポート 等
9	ハラスメント対策を実施していることが分かる資料	<書類例> ・研修で使用した資料・担当者を置いていることが分かるもの・相談受付簿・相談記録 等
10	緊急時体制が確保されていることが分かる資料	<書類例> ・緊急時対応マニュアル・勤務体制一覧表 等
11	訪問系サービスの要件に係る報告書	・適合確認申請で提出いただいたものをご準備ください。
12	キャリアアップ計画	・評価期間内のものをご準備ください。

## &lt;巡回 (面談) 対象ではない外国人職員に関する書類&gt;

※巡回対象以外に法人内 (別事業所含む) で訪問系サービスに従事している外国人職員がいる場合、併せて下記書類をご準備ください。

No.	準備書類	注意事項/例
1	実務経験1年以上であることが分かる書類	・履歴書のみは不可。 ・現事業所での就労が1年未満の場合は、前事業所での就労期間が分かる書類も併せてご準備ください。 ・実務経験が1年未満の場合は、日本語能力試験N2以上であることが分かる書類も併せてご準備ください。 (※実務経験が1年未満の場合は、当該外国人の日本語能力が日本語能力試験N2以上であることが分かる書類および利用者毎に必要とされる同行訪問の期間や利用者へのサービス提供時のICTの活用状況についても確認させていただきます。) <書類例> ・雇用契約書・労働条件通知書・当該期間内のシフト表・勤務表・給料明細・源泉徴収票 ・雇用保険被保険者離職証明書・介護技能実習修了証・介護福祉士国家試験実務経験証明書 (捺印入) 等
2	初任者研修等の修了状況が確認できる書類	<書類例> ・修了証コピー 等

## &lt;備考&gt;

※巡回訪問当日、追加で書類の準備をお願いする場合がございます。何卒ご対応の程よろしくお願いたします。

## 特定技能Q&amp;A

通し番号	問	回答
特定技能外国人・受入れ事業者の要件について		
1	自動車運送業分野の特定技能1号の在留資格を得るためには何が必要ですか？	<p>特定技能1号の在留資格を得るためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語能力を証明する試験の合格</li> <li>・自動車運送業分野特定技能1号評価試験(トラック、バス又はタクシー)の合格</li> <li>・日本の自動車運転免許(トラックドライバーは第一種運転免許、バス・タクシードライバーは第二種運転免許)の取得</li> <li>・バス・タクシードライバーは新任運転者研修の修了が必要です。</li> </ul>
2	受入れ事業者側の要件を教えてください。	<p>受入れ事業者は、下記の条件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路運送法に規定する自動車運送事業(第二種貨物利用運送事業を含む。)を営んでいること</li> <li>・自動車運送業分野特定技能協議会の構成員となること</li> <li>・「運転者職場環境良好度認証制度(働きやすい職場認証制度)」に基づく認証を受けていること、又は全日本トラック協会による「Gマーク制度」に基づく認定を受けた安全性優良事業所を有していること(「Gマーク制度」の認証取得についてはトラック分野のみ)</li> </ul>
各種試験について		
3	特定技能評価試験はどのような内容になりますか？	<p>トラック運送業は、運行業務・荷役業務等 バス・タクシー運送業は、運行業務・接客業務等 に関する内容をそれぞれ予定しています。 なお、試験に係る学習用テキストはそれぞれ下記のHPで公開されています。</p> <p>(バス) <a href="https://www.bus.or.jp/news/16554/">https://www.bus.or.jp/news/16554/</a> (タクシー) <a href="http://www.taxi-japan.or.jp">http://www.taxi-japan.or.jp</a> (トップページの最下部に掲載されています。) (トラック) <a href="https://jta.or.jp/member/driver/ssw_text.html">https://jta.or.jp/member/driver/ssw_text.html</a></p>
4	技能実習生について、日本語試験の免除等、特例措置はありますか？	<p>職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、トラック分野についてのみ、日本語試験(N4以上)が免除されます。</p>
自動車運転免許の取得について		
5	日本の自動車運転免許は、いつ取得することになりますか？	<p>海外に居住している外国人の場合、特定技能評価試験と日本語試験に合格して日本に入国後、特定活動期間(トラックドライバーは最長6か月、バス・タクシードライバーは最長1年間)中に、外免切替等によって日本の自動車運転免許を取得していただきます。 なお、外免切替を行うためには事前に海外で自動車運転免許を取得し、当該国に3か月以上滞在していることが必要です。 日本に居住している外国人の場合、特定技能評価試験と日本語試験に合格し、現在の居住ビザから特定技能のビザに切り替える申請を行う前に、日本の自動車運転免許を取得しておく必要があります。 いずれの場合においても、特定技能評価試験を受けるためには、日本又は外国で取得した自動車運転免許(試験実施日において有効なものに限る。)を保有しておく必要があります。</p>
6	特定活動期間中に日本の自動車運転免許を取得できなかった場合はどうなりますか？	<p>特定活動期間中に日本の自動車運転免許を取得できなかった場合は、特定技能のビザを取得することはできません。また、特定活動のビザを延長することはできません。</p>

- 特定活動期間は、特定技能1号(自動車運送業分野)の在留資格への変更を受けるために、自動車教習所での教習や新任運転者研修(タクシー運送業及びバス運送業の場合に限る。)等を受けるなどの活動することを目的に設けられたものです。
- (トラック運送業の場合)  
・特定活動期間中に普通運転免許(又は準中型運転免許)を取得した場合は、速やかに「特定技能1号」への在留資格変更許可申請を行っていただく必要があります。なお、在留資格変更手続き中に大型自動車免許・中型自動車免許等を取得するために自動車教習所で教習等を受けても差し支えありません。
- (タクシー運送業・バス運送業の場合)  
・特定活動期間中に第二種運転免許を取得し、新任運転者研修を修了した場合は、速やかに「特定技能1号」への在留資格変更許可申請を行っていただく必要があります。なお、新任運転者研修等の受講中や在留資格変更手続き中に大型自動車免許・中型自動車免許等を取得するために自動車教習所で教習等を受けても差し支えありません。
- 7 特定活動期間中に中型、大型免許を取得させることは可能ですか？
- 8 現地で日本の自動車運転免許と同等の自動車運転免許を取得していれば、日本の技能試験の免除等の特例措置はありますか？
- 9 中型・大型運転免許を取得するには、普通免許を取得してから2～3年以上経過していることが必要と聞いていますが、海外における運転経歴でもよいのでしょうか？
- 10 国際運転免許証を所持している外国人の場合、日本の免許をとらずに特定技能外国人として運転業務に従事することは可能ですか？
- 原則、日本の指定自動車教習所で教習を受けた上で、日本の運転免許を取得するか、日本の運転免許センターで外免切替手続きを行った上で日本の運転免許を取得することとなりますので、現地で日本の自動車運転免許と同等の自動車運転免許を取得していた場合でも、日本の技能試験の免除等特例措置はございません。
- 海外における運転経歴を含めて加算することができますが、海外での運転経歴が分かる書類が必要です。海外で取得した運転免許証で運転経歴が確認できない場合、運転経歴証明書等が必要となります。外免切替の手続きにより複数部必要、また、国によっては入国前に取得する必要があることから、予め必要書類の詳細(部数含む)を警察庁にお問い合わせください。
- 国際運転免許証のみを所有している外国人について、特定技能外国人として運転業務に従事することはできません。

## 入国後～受入れ期間中について

- 11 特定活動の期間(6か月又は1年)を満了する前に、特定技能へ移行する要件(トラックについては第一種運転免許の取得、バス・タクシーについては第二種運転免許の取得と新任運転者研修の修了)を満たした場合、期間の途中であっても特定技能への在留資格を切り替える申請は可能ですか？
- No.7で記載しているとおり、特定技能へ移行する要件を満たした場合は、特定活動期間の満了前であっても、速やかに特定技能へと在留資格を切り替える申請を行ってください。特定技能へ移行する要件を満たしているにもかかわらず、特定活動のまま在留し続けることは認められません。
- 12 運転以外の附帯業務はどこまで認められますか？
- その会社に雇用されている日本人ドライバーが、通常、業務として行う内容であれば、特定技能外国人に従事させることが可能です。
- 13 特定技能外国人を雇用するに当たり、労働時間や賃金等に制限はありますか？
- 日本人労働者と同様の労働条件で雇用していただくこととなります。
- 14 在留資格を「特定活動」から「特定技能」に切り替える申請を行っている間、日本の運転免許は取得しているため、特定技能1号への在留資格変更許可が下りるまでの間、公道における運転研修(実地訓練)は認められますか？
- 特定活動は、運転免許の取得及び新任運転者研修の修了等、特定技能1号(自動車運送業分野)への移行に必要な準備活動を行うことを目的とするものとなります。このため、公道における運転については、当該活動が運転者の研修又は教育の一環として行われるものであり、運送業務としての性質を有しない場合に限り、実施することは差し支えありません。
- 15 在留資格を「特定活動」から「特定技能」に切り替える申請を行っている間に、特定活動として在留可能な期間(トラックの場合は6か月、バス・タクシーの場合は1年)を過ぎてしまいました。審査結果が出るまで、引き続き在留することは可能ですか？
- 特定活動としての在留が認められる期間内(6か月又は1年)に在留資格の変更許可申請を行った場合、審査期間中に6か月又は1年が経過しても、引き続き「特定活動」として在留することが可能です(＝特例期間)。  
なお、当該特例期間が認められるのは最長2か月間であり、変更許可申請の審査結果の通知も2か月以内に行われます。
- 参考：  
[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/tokureikikan\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/tokureikikan_00001.html)

## 協議会について

- |    |                                      |   |
|----|--------------------------------------|---|
| 16 | 自動車運送業分野特定技能協議会にはいつ加入できますか？          | 令和7年1月17日に、自動車運送業分野特定技能協議会の加入受付を開始しました。国交省のHPからお申し込みください。                       |
| 17 | 自動車運送業分野特定技能協議会には、登録支援機関も加入が必要ですか？   | 自動車運送業分野特定技能協議会には、所属機関、登録支援機関の双方が加入いただく必要があります。                                 |
| 18 | 自動車運送業分野特定技能協議会の入会届出は、いつまでに行えばよいですか？ | 協議会への入会は特定技能(特定活動の場合を含む。)の在留資格申請までに必要となります。なお、事務局における届出事項の内容確認には1か月程度を要する見込みです。 |
| 19 | 協議会に加入するにあたって、入会金及び年会費などはございますでしょうか？ | 協議会の加入にあたっては、入会金及び年会費等は発生いたしません。  |

## その他

- |    |  |   |
|----|--|---|
| 20 | 特定技能の在留期間について、他分野から自動車運送事業分野に転籍した場合、他分野での在留期間も通算されますか？ | 他分野での在留期間についても通算されます。なお、日本に在留したまま転籍した場合、母国への帰国を挟んだ上で転籍した場合、いずれにおいても在留期間は通算されます。 |
| 21 | 外国人ドライバーを実際に受け入れるのはいつ頃になりますか？                          | 令和6年12月に特定技能1号評価試験(自動車運送業分野)が開始しておりますので、外国人ドライバーについては受け入れ可能です。                  |
| 22 | 今後、自動車運送業分野において、特定技能2号や育成成就労の在留資格を追加する予定はありますか？        | 現時点では未定です。  |

## トラック

- |    |   |  |
|----|---|--|
| 23 | 廃棄物を運搬するトラックの運転に、特定技能外国人を従事させることは可能ですか？                     | 受入れ事業者は、道路運送法に規定する自動車運送事業を営んでいる必要があるため、廃棄物の運搬を業として行っている場合は、No.2の要件を満たしている事業者であれば受入れ可能です。ただし、特定技能外国人が従事する業務区分は事業用自動車(いわゆる緑ナンバー)に限定されているため、自家用自動車(いわゆる白ナンバー)での業務はできません。  |
| 24 | 貨物軽自動車運送事業に特定技能外国人を従事させることは可能ですか？                           | No.2の要件を満たした事業者において特定技能外国人を受け入れ、当該事業者が行っている貨物軽自動車運送事業に従事させることは可能です。  |
| 25 | 貨物軽自動車運送事業者が特定技能外国人を受け入れることは可能ですか？                          | 貨物軽自動車運送事業のみを行っている事業者については、「運転者職場環境良好度認証制度(働きやすい職場認証制度)」の認証及び「Gマーク制度」に基づく安全性優良事業所の認定の対象外となっているため、貨物軽自動車運送事業者が特定技能外国人を受け入れることはできません。  |
| 26 | 現地で第一種大型免許に相当する免許を取得している場合、特定活動期間内で第一種大型免許に外免切替を行うことは可能ですか？ | 外免切替で第一種大型免許に切り替える場合は、一度、普通自動車運転免許に切り替えた後、第一種大型免許に切り替える流れとなります。特定活動期間においては、普通自動車運転免許への外免切替までを行っていただきます。  |
| 27 | 日本の免許取得費用を外国人に貸付することは可能ですか？                                 | 運転免許の取得費用の負担については、所属機関が負担することが望ましいですが、受入れ外国人(受け入れる予定の外国人を含む。以下同じ。)本人が負担する場合は、採用時等に受入れ外国人が十分に理解できる言語による説明を行うなど、丁寧な説明を心掛け、事前に受入れ外国人の了承を得るようにしてください。なお詳細については「特定分野に係る特定技能外国人受け入れに関する運用要領」の17頁【留意事項】をご確認ください。<br><a href="https://www.moj.go.jp/isa/content/001429359.pdf">https://www.moj.go.jp/isa/content/001429359.pdf</a> |

28 第二種運転免許の受験資格は普通免許等の運転経歴が通常3年以上必要と聞いていますが、海外における運転経歴でもよいのでしょうか？

海外における運転経歴でも問題ありません。詳細は警察庁にお問い合わせください。

29 バス、タクシードライバーに必要な日本語テストは、現在どのような試験があるのでしょうか？

日本語能力試験(N3以上)となります。詳細は日本語能力試験のHPをご覧ください。

30 新任運転者研修とは何でしょうか？研修修了の確認方法は？

新任運転者研修は、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項、第2項及び第5項並びに第39条に規定する事項についての、指導、監督及び特別な指導を受け、並びに適性診断を受診することをいいます。

具体的には、  
・座学研修(法令、接客、地理、安全に関する研修)  
・路上走行研修  
・適性診断  
を行うこととしています。

また、新任運転者研修の修了は、業界団体が定めた効果測定の結果に基づき判定されます。

## ○農林水産省告示第 号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十三条第二項第九号及び第十五条第一項第十三号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（令和八年農林水産省告示第六百二十三号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
-----	-----

附 則

(講習に関する経過措置)

第二条 令和十一年三月三十一日までの間における第一条の規定の適用については、同条第二号中「又は三級」とあるのは「三級」と、「有するもの」とあるのは「有するもの、育林・素材生産作業について七年以上の実務の経験を有する者又は林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）第一条第一項の規定に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に現場管理責任者（フォレストリーダー）の区分で登録されている者」とする。

(育成就労指導員に関する経過措置)

第三条 令和十一年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第一号中「次のいずれかに該当する者」とあるのは「次のいずれかに該当する者又は育林・素材生産作業について七年以上の実務の経験を有する者若しくは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令第一条第一項の規定に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に現場管理責任者（フォレストリーダー）の区分で登録されている者」とする。

第四条～第六条 (略)

附 則

(新設)

(育成就労指導員に関する経過措置)

第二条 令和十一年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第一号中「次のいずれかに該当する者」とあるのは「次のいずれかに該当する者又は育林・素材生産作業について七年以上の実務の経験を有する者若しくは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）第一条第一項の規定に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に現場管理責任者（フォレストリーダー）の区分で登録されている者」とする。

第三条～第五条 (略)

附 則

(適用期日)

この告示は、公布の日から適用する。

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等の一部を改正する告示案の概要について

## 1 趣旨

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）により、現行の技能実習制度に代わって育成就労制度が新設される。これに伴い、同法の施行（令和9年4月1日予定）に向けて、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）が、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号。以下「新施行規則」という。）により全部改正されたところ。

令和9年4月1日に施行が予定されている新施行規則においては、施行規則の内容を踏襲し、特定の職種及び作業に係る分野所管大臣は、育成就労の内容の基準、育成就労外国人の数等について、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、告示で定めることができることとされている。

これを踏まえ、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等を制定したところ、本告示は、現状を鑑み、育林・素材生産作業に関する講習に関して、経過措置を規定するものである。

## 2 改正の概要

現状、育林・素材生産作業に関する講習の指導者を林業職種の技能検定の合格者としているが、当該検定は令和6年8月に創設されたことから、十分な技能検定の合格者数が確保されていないため、令和10年度末まで、技能検定の合格者に準ずる者として、実務経験7年以上の者及びフォレストリーダーが当該講習の指導者となることを可能とする経過措置を定める。

## 3 施行期日

公布と同日。

## 「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案」の概要

### **1 趣旨・目的**

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「規則」という。）別表第2を改正し、短期滞在の在留資格に伴う在留期間について、法務大臣が個々の外国人について90日を超えない範囲内で日を単位とする期間を指定する場合には、当該指定する期間を在留期間とすることができるよう所要の改正を行うものである。

### **2 改正の概要**

規則別表第2を改正し、短期滞在の在留資格に伴う在留期間を「90日、30日又は15日（法務大臣が個々の外国人について90日を超えない範囲内で日を単位とする期間を指定する場合にあつては、当該指定する期間）」に改める。

### **3 今後の予定**

公布日：令和8年9月上旬

施行日：公布の日

## ○法務省令第 号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第三項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

法務大臣 平口 洋

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第二（第三条関係）		別表第二（第三条関係）	
在留資格	在留期間	在留資格	在留期間
〔略〕		〔同上〕	
九十日、三十日又は十五日（法務大臣が個々の外国人について九十日を超え		九十日若しくは三十日又は十五日以内の日を単位とする期間	

備考 表中の「」の記載は注記である。	短期滞在	短期滞 在
	「略」	ない範囲内で日を単位とする期間を指 定する場合には、当該指定する 期間)
	「同上」	短期滞 在

日本国法務省、外務省、厚生労働省、警察庁とウズベキスタン共和国内閣府附属  
移民庁との間の育成就労制度に関する協力覚書（仮訳）

日本国法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁（以下「日本の省庁」という。）及びウズベキスタン共和国内閣府附属移民庁（以下「ウズベキスタン移民庁」という。）は、育成就労制度が日本国内における育成就労産業分野における人材育成と人材の確保をすること、ひいては、ウズベキスタン共和国における人材育成にも寄与すること等により二国間協力を推進することを目的とするものであることについて見解を共有した。この見解に基づき、日本の省庁とウズベキスタン移民庁（以下「両者」という。）は、育成就労制度を適正に推進するため、次のとおり決定した。

## 1. 目的

この協力覚書（以下「覚書」という。）は、両者の間で育成就労外国人の送出し及び受入れに関する約束を定めることにより、二国間の協力のもと、育成就労外国人を保護し育成就労制度を適正に推進することを目的とする。

## 2. 定義

覚書で使用する主な用語は、特記のない限り日本国の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「育成就労法」という。）及び同法施行規則（以下「育成就労規則」という。）に従って解釈するものとする。覚書の目的のために、

- (1) 「育成就労」とは、単独型育成就労及び監理型育成就労の両者をいう。
- (2) 「単独型育成就労」とは、日本国の公私の機関のウズベキスタン共和国にある事業所の職員であるウズベキスタン国民が、「育成就労」の在留資格をもって、当該機関により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該機関の日本国にある事業所において育成就労産業分野における技能の修得のために就労することを意味する。
- (3) 「監理型育成就労」とは在留資格「育成就労」を有するウズベキスタン国民が以下の双方の条件を満たすことを意味する。
  - (a) 日本国の営利を目的としない法人により受け入れられて必要な講習を受けること（日本国の公私の機関が、当該機関と取引上密接な関係を有するウズベキスタン共和国の公私の機関のウズベキスタン共和国にある事業所の職員であるウズベキスタン国民を受け入れる場合にあっては、当該日本国の公私の機関により受け入れられて必要な講習を受けること）。

- (b) 日本国の公私の機関の日本国にある事業所において育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事し、当該事業所が(a)の営利を目的としない法人から監理支援を受けること。
- (4) 「育成就労外国人」とは、育成就労の対象となっているウズベキスタン国民をいう。
- (5) 「育成就労産業分野」とは、育成就労規則に従って育成就労外国人の受入れの対象となる産業上の分野をいう。
- (6) 「育成就労実施者」とは、育成就労法に従って認定された育成就労計画に基づき育成就労を行わせる、日本国の個人又は法人をいう。
- (7) 「監理支援機関」とは、日本の省庁の許可を受けて育成就労の実施の監理を行う、日本国の非営利の法人をいう。
- (8) 「送出機関」とは、育成就労外国人を日本国に送り出すことを意図し、現に送出しを行っている又は行ったことがある機関をいい、「認定送出機関」とは、別添1に記載する送出機関の認定基準を満たすとしてウズベキスタン移民庁が認定した送出機関をいう。

### 3. 日本国の省庁の約束

日本国の省庁は、適当と認められる場合には在ウズベキスタン日本国大使館と協力しつつ、日本国の関係法令に即して、育成就労外国人の受入れに関して次の約束を行う。

- (a) 認定送出機関に係る情報を日本の省庁がウズベキスタン移民庁から受領した場合は、当該情報を日本国において公表すること。
- (b) ウズベキスタン移民庁に、監理支援機関のリストを提供すること。
- (c) 認定送出機関以外の送出機関が送り出した育成就労外国人は受け入れないこと。また、日本の省庁は、認定送出機関から送り出される育成就労外国人であっても、育成就労法に従って当該育成就労外国人に係る育成就労計画が認定されない場合等には、当該育成就労外国人を受け入れないことができる。
- (d) 日本国の省庁が認定送出機関の完全なリストをウズベキスタン移民庁から受領することを条件として、ウズベキスタン移民庁による認定送出機関の推薦状を不要とすること。
- (e) 日本国の省庁が認定送出機関の完全なリスト及び別添3の証明書をウズベキスタン移民庁から受領することを条件として、ウズベキスタン移民庁による育成就労外国人の推薦状を不要とすること。
- (f) 日本国の省庁が、ウズベキスタン移民庁から認定送出機関の認定の取消しの情報を受領した場合には、当該情報を日本国において公表すること。
- (g) 別添4に記載する監理支援機関の許可基準及び別添5に記載する育成就労計画の認定基準に従って、適切な方法で許可及び認定に関する事務を行うこと。

- (h) 監理支援機関が別添6に記載する項目のいずれかに該当する行為を行った場合は、適切な措置（許可の取消しを含む。）をとること。
- (i) 別添7に記載する項目のいずれかに該当する場合は、適切な措置（育成就労計画の認定の取消しを含む。）をとること。
- (j) 別添8に記載する育成就労外国人の待遇基準について、育成就労実施者又は監理支援機関に対して必要な書類の提出を求めるとともに、待遇の実態が提出された書類に記載された内容と異なる場合には、適切な措置（育成就労計画の認定の取消しを含む。）をとること。
- (k) ウズベキスタン移民庁から、育成就労法の認定基準に適合しない、又は認定育成就労計画と相違する実態について通報を受けたときは、日本の省庁は、育成就労実施者を調査、指導及び監督し、適切な措置を行った上で、その結果をウズベキスタン移民庁に報告すること。
- (l) 育成就労法第46条から第49条までに違反した場合を含め、日本の省庁が、育成就労法第15条、第16条、第36条又は第37条に即して、監理支援機関に対して、許可の取消し、業務停止命令若しくは改善命令による行政措置をとった場合又は育成就労実施者に対して、育成就労計画の認定の取消し若しくは改善命令による行政措置をとった場合は、ウズベキスタン移民庁に当該行政措置及びその結果を通知すること。
- (m) 育成就労外国人が転籍することを希望する場合の支援を含め、育成就労外国人の要望に応じるため必要な支援を行う体制を構築すること。
- (n) 日本の省庁のいずれかがウズベキスタン移民庁から育成就労制度に関する照会を受けた場合には、必要な情報を提供すること。

#### 4. ウズベキスタン移民庁の約束

ウズベキスタン移民庁は、ウズベキスタン共和国の関係法令に即して、育成就労外国人の送出しに関して次の約束を行う。

- (a) 日本の省庁との緊密な調整の下、**育成就労外国人の選考と配置に向けた募集過程や基準を詳細化したガイドラインを準備**すること。
- (b) 育成就労の対象となろうとするウズベキスタン国民の監理型育成就労への申込みを適切に日本国の監理支援機関に取り次ぐことができるものとして公的機関が行う送出機関の推薦（育成就労規則第20条第1号に規定する推薦をいう。）は、ウズベキスタン移民庁以外の公的機関には行わせないこと。
- (c) 送出機関について、認定基準を満たしているかどうかの審査を行い、当該機関が認定基準を満たしていると認める場合には、その認定を与えること。
- (d) 前項に定める認定を行ったときは、当該認定送出機関の名称その他の情報を公表し、当該認定送出機関の情報を別添2に記載する様式により日本の省

庁に提供すること。さらに、ウズベキスタン移民庁が日本の省庁に対して認定送出機関の完全なリストを提供するまでの間は、認定送出機関に対し、ウズベキスタン移民庁が、日本国に育成就労外国人を送り出すことが適切と認める旨の推薦状を発行すること。

- (e) 日本の省庁から認定送出機関が認定基準に適合しない行為その他の適切でない行為を行った又は行ったのではないかとの通報を受けた場合には、当該認定送出機関を調査し、必要な指導及び監督を行い、その結果を日本の省庁に報告すること。
- (f) 認定送出機関に対し、育成就労外国人を適切な方法で選定し、日本国に送り出すよう継続的に認定基準を満たしているか確認し、必要な指導をすること。また、認定送出機関が認定基準を満たさなくなったと認める場合には、認定を取り消し、その理由及び結果について日本の省庁に通報すること。
- (g) 日本の省庁が実施する育成就労外国人が修得した技能等の帰国後の活用状況に関する調査等について、元育成就労外国人からできる限り多くの正確な回答が得られるよう認定送出機関を指導すること等により協力すること。
- (h) 日本の省庁から照会を受けた場合には、認定送出機関に対する指導及び監督に関する実績、送出機関の認定に関する実績等について、日本の省庁に必要な情報を提供すること。
- (i) **育成就労の対象となろうとするウズベキスタン国民が、一定の犯罪歴の有無に関する公的文書を取得できるよう必要な措置を講ずること。**

## 5. 育成就労外国人の待遇

両者は次の事項を再確認する。

- (a) 育成就労を行わせようとする者又は監理支援機関は、育成就労の対象となろうとするウズベキスタン国民が日本国での労働条件等を十分理解できるよう、雇用契約を締結する前に、育成就労の対象になろうとするウズベキスタン国民に対して対面又はオンラインにてこれを説明する。
- (b) 育成就労外国人には「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、その他の労働関係法令が適用され、日本国で就労している間は日本人労働者と同じように保護される。
- (c) 日本国では「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の下、事業主は労働者に対し、妊娠、出産等を理由として、解雇等の不利益な取扱いをすることが禁止されている。
- (d) 認定送出機関、育成就労外国人、あるいは監理支援機関の間で結ばれる契約において、妊娠・出産等を理由とした強制的な帰国に関する条項が含まれ

ることは、日本国の法令で禁止されている不利益な取扱いを助長する可能性があり、不適切である。

- (e) ウズベキスタン移民庁は、育成就労外国人及び配偶者等の日本国における在留が認められなかった場合には、これらの者のウズベキスタン共和国への円滑な帰国を確保するため、在日ウズベキスタン共和国大使館とともに、日本の省庁の要請に応じ、臨時旅券の発給等必要な手続を行うことに努める。

## 6. 連絡部局の指定

両者は、この覚書に基づく活動を効果的に実施するため、両国の連絡及び調整に係る連絡窓口を次のとおりそれぞれ指定する。

- (a) 日本国については、外国人育成就労機構（ESDO）国際部（育成就労法が施行されるまでの間は外国人技能実習機構（OTIT）国際部）。ただし、この覚書の修正及び補足並びにこの覚書に基づく協力の終了の希望についての窓口は、法務省出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課及び厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室。
- (b) ウズベキスタン共和国については、ウズベキスタン移民庁が、この覚書に係る業務の一部を、在日ウズベキスタン共和国大使館に委託することができる。

## 7. 問題の解決

両者は、この覚書に基づく活動の実施又は当該実施に関連して生じる問題（育成就労外国人の行方不明の発生、不法滞在の育成就労外国人の送還等を含む。）について協議し、適当な場合には外交ルートを通じ、友好的に、かつ、それぞれの国における関係する省庁と緊密に協力し解決する。

## 8. 法令の範囲内の実施

この覚書に基づく協力は、それぞれの国において効力を有する法令の範囲内で行われる。両者のいずれも、書面による通知なしに、この覚書の枠組みにおける協力及び情報交換を通じて他方から取得した秘密の情報を公開しない。

## 9. 協議

両者の代表者は必要に応じ随時協議する。両者は、適当な場合には、外交ルートを通じて協議を行う。

ESDO と在日ウズベキスタン共和国大使館は、育成就労制度の実施について必要に応じ連絡する。

## 10. 受入れの一時停止

ウズベキスタン移民庁が、覚書の4に基づく約束を適切に実施していないと認められる場合で、かつ、覚書の7に基づく協議によっても解決に至らなかった場合には、日本の省庁は、書面によって通告することでウズベキスタン共和国から送り出される育成就労外国人の受入れを一時的に停止することができる。

## 11. 送出しの一時停止

日本の省庁が、覚書の3に基づく約束を適切に実施していないと認められる場合で、かつ、覚書の7に基づく協議によっても解決に至らなかった場合には、ウズベキスタン移民庁は、書面によって通告することで日本国への育成就労外国人の送出しを一時的に停止することができる。

## 12. 受入れ見込数充足による育成就労計画認定の一時停止

日本の省庁は、関係省庁と協同して育成就労産業分野ごとの受入れ見込数を定めて公表し、基本的にこれをウズベキスタン共和国を含めた育成就労外国人の受入れ人数の上限として運用する。特定の育成就労産業分野について、受入れ人数が受入れ見込数を超過する場合には、日本の省庁は、育成就労法の規定に従い、当該分野における育成就労外国人の育成就労計画認定を一時的に停止することができる。この場合において、日本の省庁は、あらかじめ書面によって一時停止をウズベキスタン共和国に通告するとともに、育成就労外国人の在留に関する事項については、育成就労外国人とその受入れ機関との雇用契約の状況、実施状況及び生活状況等を考慮の上、日本国の出入国に関する法令に基づき、適切に対処する。

## 13. その他

- (1) この覚書は、英語によって2通作成され、2026年5月20日に東京において、2026年6月29日にタシケントにおいて署名された。この覚書に基づく協力は、後記の署名の日から開始する。この覚書の開始をもって、育成就労制度に係る両者の間の協力は、この覚書の下で行うものとする。
- (2) この覚書に基づく協力は、後記の署名の日から5年続くものとし、日本の省庁又はウズベキスタン移民庁のいずれかから、終了する日の60日前までに延長しないことを希望する旨の書面による通告がない限り、自動的に5年間延長される。日本の省庁又はウズベキスタン移民庁のいずれかがこの覚書に基づく協力を上述の5年の期間が満了する前に終了することを希望する場

合には、終了することを希望する日の 90 日前までに他方に対し書面によってその意図を通告することで終了する。

- (3) この覚書の内容は、両者の書面による同意により、必要に応じて修正又は補足される。

日本国法務省

ウズベキスタン移民庁

日本国外務省

日本国厚生労働省

日本国警察庁

ウズベキスタン共和国の送出国の認定基準

ウズベキスタン共和国の認定送出国は、次の全ての基準を満たしている必要がある。

- (1) 育成就労制度の趣旨を理解して育成就労の対象となろうとする外国人を適切に選定して、日本国への送出しを行うこととしていること。
- (2) 育成就労外国人若しくは育成就労の対象となろうとする外国人（以下「育成就労外国人等」という。）又は監理支援機関から、ウズベキスタン共和国の法令に従って手数料その他の費用を徴収する場合には、算出基準を明確に定めてウェブサイトなどに公表し、当該手数料その他の費用の詳細について、育成就労外国人等と監理支援機関に明示し、十分に理解をさせるために説明すること。
- (3) 育成就労制度の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関し、日本国の法務大臣、厚生労働大臣又は ESDO からの要請に応じること。当該要請には、育成就労を終了してウズベキスタン共和国に帰国した者の修得した技能等の活用状況等に関する調査を含む。
- (4) 送出国又はその役員について、日本国又はウズベキスタン共和国において拘禁刑以上の刑を言い渡されている場合、その刑の執行の終了、又はその刑の執行の免除から少なくとも5年を経過していること。
- (5) ウズベキスタン共和国の法令に即して事業を行うこと。
- (6) ウズベキスタン共和国の送出国又はその役員が、過去5年以内に、次に掲げる行為を行っていないこと。
  - (a) 育成就労に関連し、保証金の徴収その他の名目のいかんを問わず、育成就労外国人等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他育成就労外国人等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他の財産を管理する行為
  - (b) 育成就労に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をする行為
  - (c) 育成就労計画に記載された報酬の月額を超えて費用を育成就労外国人等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該監理型育成就労外国人等と社会生活において密接な関係を有する者から受領する行為
  - (d) 暴行、脅迫、自由の制限等の育成就労外国人等の人権を侵害する行為

(\*)

\*妊娠、出産等を理由としたウズベキスタン共和国への強制送還（帰国）は人権侵害に含まれる。

- (e) 育成就労制度上の手続及び日本国における出入国在留管理制度上の手続に関し、不正に許可等を受けさせる目的で、偽造され、若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、若しくは提供し、又は不正に作られた電磁的記録を人の事務処理の用に供し、若しくは行使する行為
  - (f) 育成就労実施者若しくは育成就労を行わせようとする者又は監理支援機関若しくは監理支援事業を行おうとする者に対して、社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待をし、又はその申込み若しくは約束をする行為。
  - (g) 技能実習及び技能実習生に関連し、上記(a) (b) (d) (e)に掲げる行為
- (7) 育成就労外国人等の募集や送出国と監理支援機関との間における育成就労外国人の送出し及び受入れに際してブローカーが介入し育成就労外国人等から手数料その他の費用を徴収することや、ブローカーが監理支援機関に対し賄賂や手数料を支払うことを、決して許容していないこと。
  - (8) 育成就労の申込みを監理支援機関に取り次ぐに当たり、育成就労外国人等、その親族又はその関係者等が、上記(6)の(a)及び(b)に定める行為に関与していないことについて確認することとしていること。
  - (9) 育成就労外国人の不法滞在対策の重要性を認識し、監理支援機関と協力して、不法滞在対策に努めること。
  - (10) 育成就労の申請を適切に監理支援機関に取り次ぐために必要なその他の能力を有すること。
  - (11) ウズベキスタン共和国が発行する公的文書により育成就労の対象となろうとするウズベキスタン国民に一定の犯罪歴<sup>(\*)</sup>がないことを確認し、送出しを行うこと。

\*一定の犯罪歴がないとは、具体的に次に該当するものでないことを指す。

- ・ ウズベキスタン共和国の法令に違反して拘禁刑又はこれらに相当する刑に処されたことがある（刑の執行を終わり若しくは執行の免除を得た日から10年を経過し、又は、刑の執行猶予の言渡し若しくはこれに相当する措置を得た場合で当該執行猶予の期間若しくはこれに相当する期間を経過したとき、復権により資格を回復したときを除く。）

作成日：\_\_\_\_\_

認定送出機関の概要

機関名：\_\_\_\_\_

代表者の氏名：\_\_\_\_\_

所在地：\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_

Email：\_\_\_\_\_

URL：\_\_\_\_\_

認定年月日（有効期間）：\_\_\_\_\_（\_\_\_\_\_まで有効）

日本国内における連絡先等：

（氏名又は名称）\_\_\_\_\_

（代表者の氏名（法人の場合））\_\_\_\_\_

（住所）\_\_\_\_\_

（電話番号）\_\_\_\_\_

（Email）\_\_\_\_\_

証明書

ウズベキスタン移民庁は、認定送出国機関が日本国に派遣する育成就労外国人について、育成就労を行うに適切と認める旨をここに証明する。ただし、ウズベキスタン移民庁が適当ではないと認めて別途個別に育成就労制度に関する協力覚書6(a)において指定された日本国の連絡窓口へ通知する者を除く。

ウズベキスタン移民庁  
(署名)

### 監理支援機関の許可の基準

育成就労法第 25 条の規定に基づき、監理支援機関の許可を受けるためには、機関は次のいずれにも適合するものでなければならない。なお、別添 6 に規定する行為により許可を取り消された者（技能実習制度において監理許可を取り消された者を含む。）は、その後 5 年間許可を受けることはできない。

- (1) 日本国の営利を目的としない法人であって育成就労規則第 44 条で定めるものであること。
- (2) 監理支援事業を適正に遂行するに足る能力を有するものとして育成就労規則第 45 条で定める基準に適合しているものであること。
- (3) 監理支援事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有するものとして育成就労規則第 46 条で定める基準に適合しているものであること。
- (4) 個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものをいう。）を適正に管理し、並びに監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等の秘密を守るために必要な措置を講じていること。
- (5) 監事その他法人の業務監査する者による監査のほか、監理型育成就労実施者と育成就労規則第 47 条第 1 項で定める密接な関係を有しない者であって、職務の執行監査を公正かつ適正に遂行することができる知識又は経験等を有することその他育成就労規則第 47 条第 2 項で定める要件に適合するものに、育成就労規則第 47 条第 3 項で定めるところにより、役員の監理支援事業に係る職務の執行の監査を行わせるための措置を講じていること。
- (6) ウズベキスタン共和国の認定送出機関から監理型育成就労の対象となろうとする外国人からの監理型育成就労に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、ウズベキスタン共和国の認定送出機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結していること。
- (7) (1) から (6) までに定めるもののほか、監理支援事業を行おうとする者が、監理支援事業を適正に遂行することができる能力を有するものであること。

### 育成就労計画の認定の基準

育成就労法第9条第1項の規定に基づき、育成就労計画の認定を受けるためには、次のいずれにも適合するものでなければならない。なお、別添7に規定する行為により育成就労計画の認定を取り消された者（技能実習制度において技能実習計画の認定を取り消された者を含む。）は、その後5年間新たな育成就労計画の認定を受けることはできない。

- (1) 従事させる業務において要する技能の属する分野が育成就労産業分野であること。
- (2) 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて育成就労規則第13条で定める基準に適合していること。
- (3) 育成就労の期間が、3年以内であること。
- (4) 育成就労を終了するまでに、育成就労外国人が修得した技能及び育成就労外国人の日本語の能力の評価を育成就労規則第14条に従い行うこと。
- (5) 育成就労を行わせる体制及び事業所の設備が育成就労規則第15条で定める基準に適合していること。
- (6) 育成就労を行わせる事業所ごとに、育成就労規則第16条で定めるところにより育成就労の実施に関する責任者が選任されていること。
- (7) 単独型育成就労に係るものである場合は、単独型育成就労実施者に対する単独型育成就労の実施に関する監査の体制が育成就労規則第17条の基準に適合していること。
- (8) 監理型育成就労に係るものである場合は、育成就労を行わせようとする日本国の個人又は法人（以下「申請者」という。）が、育成就労計画の作成について指導を受けた監理支援機関による監理支援を受けること。
- (9) 育成就労外国人の待遇が育成就労規則第18条で定める基準等に適合していること。
- (10) 申請者が育成就労機関において同時に複数の育成就労外国人に育成就労を行わせる場合は、その数が育成就労規則第19条に適合すること。
- (11) 外国の認定送出機関からの取次ぎを受けた外国人に係るものである場合は、当該外国人が認定送出機関に支払った費用の額が、育成就労計画に記載された報酬の月額額の2か月分を超えないこと。

- \* 上記のほか、育成就労外国人が労働者派遣の形態で就労する場合の育成就労計画や、育成就労外国人が転籍した場合の育成就労計画は、育成就労法第9条第2項、第9条の2又は第9条の3の基準に適合する必要がある。

### 監理支援機関の許可の取消し

育成就労法第 37 条の規定に基づき、日本国の法務大臣及び厚生労働大臣は、監理支援機関が次のいずれかに該当する場合は、監理支援機関の許可を取り消すことができる。

- (1) 育成就労法第 25 条第 1 項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
- (2) 育成就労法第 26 条各号（第 2 号、第 3 号並びに第 5 号ハ及びニを除く。）のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 育成就労法第 30 条第 1 項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (4) 育成就労法の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

\* 監理支援機関が認定送出機関から、社会通念上相当と認められる程度を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けた場合、又は認定送出機関に対しその要求をし、若しくはその申込みの承諾をした場合には、監理支援機関の許可が取り消されることがある。

また、監理支援機関が認定送出機関を含む育成就労に関連する者から監理支援費に該当しない金銭を受け取った場合には、許可が取り消されるほか、育成就労法第 111 条の規定に従って、6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処されることがある。

### 育成就労計画の認定の取消し

育成就労法第 16 条に基づき、日本国の出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、育成就労計画が次のいずれかに該当する場合は、育成就労計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 育成就労実施者が認定育成就労計画に従って育成就労を行わせていないと認めるとき。
- (2) 認定育成就労計画が育成就労法第 9 条第 1 項各号若しくは第 2 項各号、第 9 条の 2 各号又は第 9 条の 3 各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 育成就労実施者が育成就労法第 10 条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 育成就労実施者が育成就労法第 13 条第 1 項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (5) 育成就労実施者が育成就労法第 14 条第 1 項の規定により ESDO が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求めに虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定により ESDO の職員が行う質問に対して虚偽の答弁をしたとき。
- (6) 育成就労実施者が育成就労法第 15 条第 1 項の規定による命令に違反したとき。

\* 育成就労実施者又は監理支援機関が認定送出機関から、社会通念上相当と認められる程度を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けた場合、又は認定送出機関に対しその要求をし、若しくはその申込みの承諾をした場合には、育成就労計画の認定が取り消されることがある。

また、育成就労実施者、監理支援機関又は認定送出機関の間で、育成就労外国人等が日本国において行う育成就労に関連して、育成就労に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約がなされていた場合には、育成就労認定が取り消されることがある。

### 育成就労外国人の待遇の基準

育成就労実施者又は監理支援機関は、育成就労外国人の待遇に関し次の基準に適合しなければならない。

- (1) 監理型育成就労については、育成就労法第 28 条第 2 項に基づく監理支援費として徴収される経費について、直接又は間接に監理型育成就労外国人に負担させないこと（監理型育成就労実施者又は監理支援機関のみに適用。）。
- (2) 食費、居住費その他名目のいかんを問わず育成就労外国人が定期に負担する費用について、当該育成就労外国人が、当該費用の対価として供与される食事、宿泊施設その他の利益の内容を十分に理解した上で、育成就労外国人とその条件について合意しており、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であること。
- (3) 育成就労の終了後の帰国に要する費用を負担すること（単独型育成就労実施者又は監理支援機関のみに適用。）。

○**深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）。

○**特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格在留者数：382,341人（令和7年12月末時点）

○**特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格在留者数：7,955人（令和7年12月末時点）

○**特定産業分野**：介護、**ビルクリーニング**、リネンサプライ、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、物流倉庫、**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業、資源循環（19分野）  
 （赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。青字は令和8年1月23日閣議決定により新たに追加された分野で特定技能1号のみで受入れ可。産業上の分野等を定める省令等の公布・施行後に運用開始を予定。）

○**在留資格「特定技能」（ビルクリーニング分野）在留者数**：8,412人

## 特定技能1号のポイント

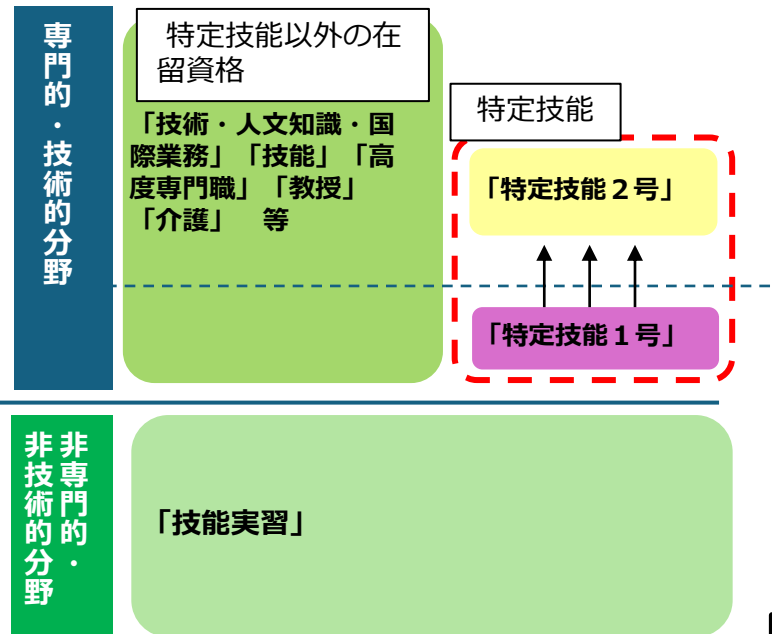
在留期間：3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新  
 ※通算（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く）で上限5年（相当の理由があると認められる場合は6年）まで  
 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）  
 日本語能力水準：試験（A2.2相当以上）で確認（技能実習2号修了者は免除）  
 ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり  
 受入れ見込数：分野ごとに設定あり（全分野で80万5700人（令和11年3月末まで））  
 家族の帯同：基本的に認めない  
 支援：受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

## 特定技能2号のポイント

在留期間：3年、2年、1年又は6か月（更新回数に制限なし）  
 技能水準：試験等で確認  
 日本語能力水準：試験（B1相当以上）で確認  
 ※令和9年4月1日から、当該日本語能力水準に係る省令が施行予定  
 受入れ見込数：なし  
 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）  
 支援：受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

分野共通の受入れ要件を設定

## 【就労関係の在留資格の技能水準】



## 1 両制度の意義・受入れ分野に関する事項

### 【特定技能制度について】

- 特定技能制度の意義は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。
- 特定技能制度の特定産業分野は生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上でなお人材を確保することが困難な分野とする。

### 【育成就労制度について】

- 育成就労制度の意義は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、育成就労産業分野における人材を確保する仕組みを構築することである。
- 育成就労外国人の受入れは、特定産業分野のうち、特定技能1号水準の技能を3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に限って行う。
- 育成就労において派遣形態での受入れができるのは、季節的業務に従事させる必要がある分野に限られる。

### 【両制度の共通事項について】

- 分野別運用方針で、人手不足の状況を踏まえて受入れ対象分野を定める。
- 分野別運用方針において、原則として5年ごとの受入れ見込数を示し、受入れ見込数は外国人受入れの上限数として運用する。

## 2 受け入れる外国人材に関する基本的事項

- 1号特定技能外国人、2号特定技能外国人、育成就労外国人について、求められる技能及び日本語の水準、在留期間、家族帯同の可否等についてそれぞれ定める（整理すると以下の表のとおりとなる。）。

	育成就労	特定技能1号	特定技能2号
技能水準 ※1	終了時点で特定技能1号水準に達することが必要	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(特定技能1号評価試験、技能検定3級等を想定)	熟練した技能(特定技能2号評価試験、技能検定1級等を想定)
日本語能力水準 ※1	就労開始前:A1相当(相当講習でも可) 終了時点:A2相当	A2相当	B1相当
期間	3年 (試験に不合格だった場合、最長1年延長)	通算で5年を上限 一部例外を規定 ※2	在留期間の更新回数に上限はない
家族帯同	基本的に不可	基本的に不可	可能

※1 技能・日本語能力に関する水準は試験により確認する。試験は分野別運用方針において定める（分野の実情に応じて上乗せ可能）。

※2 妊娠・出産等に係る期間は、通算期間に含めない。また、特定技能2号評価試験等に不合格になった場合、一定の要件の下で最長1年の在留継続を認める。

## 3 受入れ機関に係る施策等に関する基本的事項

- 特定技能外国人の受入れ機関は、特定技能外国人に職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務がある。
- 育成就労外国人の受入れ機関は、育成就労計画に基づいて育成就労を行わせ、目標とする技能及び日本語能力の試験を受験させる義務がある。
- 育成就労制度における転籍制限期間（1年～2年）は各受入れ分野において定める。

## 4 制度運用に関する関係行政機関の調整に関する基本的事項

- 法務省は、特定技能外国人等の実態に係る情報を収集し、関係機関と共有し、適切な連携をする。
- 厚生労働省は、都道府県労働局等を通じて受入れ機関等を適切に監督する。
- 法務省及び厚生労働省は、育成就労計画の認定制や監理支援機関の許可制を適正に運用する。
- 外国人育成就労機構は、主務大臣等の委託を受けて育成就労に関する権限を包括的に行使する。
- 分野所管省庁は、特定技能制度及び育成就労制度に係る分野別運用方針において、受入れ機関等に課す上乗せ要件を設定する。
- 法務省、厚生労働省等は、悪質ブローカー等の排除を徹底する。
- 送出国との間で二国間取決め（MOC）を作成し、送出しの適正化等に関する取組を推進する。
- 各分野における人手不足の状況の継続的な把握に努め、その状況等を踏まえて、必要な時は外国人の受入れを停止又は再開する。
- 外国人の受入れ状況を継続的に把握し、問題が生じた場合においては関係機関が連携して適切な対応を取る。
- 受入れにより行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう関係機関は、情報の連携及び把握に努める。

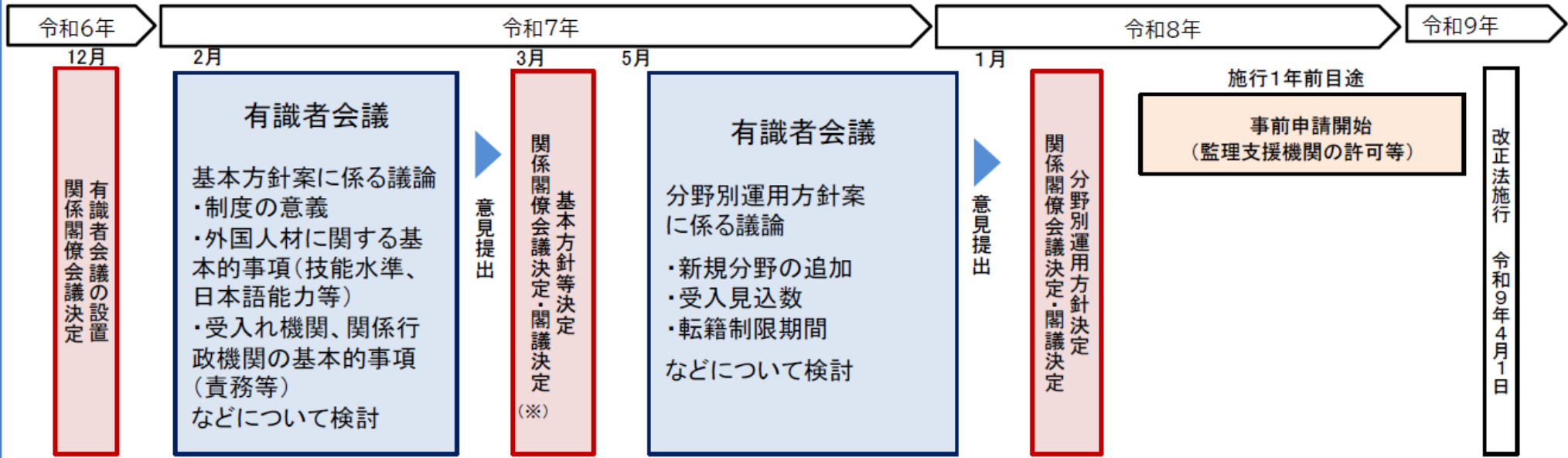
## 5 その他の重要事項

- 大都市圏に人材が過度に集中しないよう配慮に努める。
- 外国人及び受入れ機関は、公租公課を支払う責務があり、制度所管省庁は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、関係行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。
- 被送還者の自国民引取義務を適切に履行していない国からの受入れは行わない。
- 改正法の施行後一定の期間が経過した際には基本方針の見直しを行う。

## 基本方針、分野別運用方針及び関係省令

- 1 基本方針  
入管法及び育成就労法に基づき、特定技能制度及び育成就労制度の運用の基本的事項について定めるもの
- 2 分野別運用方針  
入管法及び育成就労法に基づき、かつ、基本方針にのっとり、各分野ごとに特定技能制度及び育成就労制度の運用に関する事項について定めるもの
- 3 関係法令
  - ① 育成就労法施行規則等  
入管法及び育成就労法からの委任により同法の詳細な内容（育成就労計画の認定基準、監理支援機関の許可基準等）について定めるもの
  - ② 上乗せ告示等  
分野の特性に応じて上乗せ要件等を定めようとする特定の分野及び当該上乗せ要件等を定めるもの

## スケジュール



※ 現行特定技能制度下における既存3分野（介護・工業製品製造業・外食業）の分野別運用方針についても改正。

## 分業別運用方針について

特定技能制度の分業別運用方針と育成就労制度の分業別運用方針について、分業ごとに、新たに一体的に作成

## 第1 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

- 1 特定産業分野及び育成就労産業分野  
(入管法第2条の4第2項第1号)(育就法第7条の2第2項第1号)(基本方針第23(1))
- 2 人材の不足の状況  
(入管法第2条の4第2項第2号)(育就法第7条の2第2項第4号)(基本方針第23(2)(3))
  - (1)外国人受入れの趣旨・目的
  - (2)生産性向上や国内人材確保のための取組等
  - (3)受入れの必要性
  - (4)受入れ見込数
- 3 在留資格認定証明書交付停止措置等  
(入管法第2条の4第2項第4号)(育就法第7条の2第2項第5号)(基本方針第55)
- 4 制度の運用に共通する事項  
(入管法第2条の4第2項第5号)(育就法第7条の2第2項第7号)
  - (1)キャリア形成に関する事項(基本方針第42(1)ア)
  - (2)治安への影響を踏まえて講じる措置(基本方針第57)
  - (3)大都市圏に過度に集中しないための措置(基本方針第55(6)、同第61)

## 第2 特定技能制度に関する事項

- 1 人材の基準に関する事項(入管法第2条の4第2項第3号)
  - (1)1号特定技能外国人(基本方針第31)
    - ア 技能水準(基本方針第31(2))
    - イ 日本語能力水準(基本方針第31(3))
  - (2)2号特定技能外国人(基本方針第32)
    - ア 技能水準(基本方針第32(2))
    - イ 日本語能力水準(基本方針第32(3))
- 2 その他重要事項(入管法第2条の4第2項第5号)
  - (1)業務区分及び特定技能外国人が従事する業務(基本方針第31、2)
  - (2)特定技能外国人の雇用形態(基本方針第21(2))
  - (3)特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等(基本方針第53)

## 第3 育成就労制度に関する事項

- 1 人材の基準に関する事項  
(育就法第7条の2第2項第2号、同法第9条第1項第2号)
  - (1)就労を開始するまでに求められる日本語能力水準(基本方針第33(3))
  - (2)育成就労開始後1年経過時まで求められる水準
    - ア 技能水準(基本方針第33(2))
    - イ 日本語能力水準(基本方針第33(3))
  - (3)育成就労を終了するまでに求められる水準
    - ア 技能水準(基本方針第33(2))
    - イ 日本語能力水準(基本方針第33(3))
- 2 育成に関する事項(育就法第7条の2第2項第3号)  
主たる技能(基本方針第33(2)、同第42(1))
- 3 本人意向転籍に関する事項  
(育就法第7条の2第2項第6号)(基本方針第42(1)エ)
  - (1)本人意向転籍において求められる水準  
(育就法第9条の2第4号ロ)(基本方針第42(1)エ)
    - ア 技能水準
    - イ 日本語能力水準
  - (2)転籍制限期間(育就法第9条の2第4号イ)(基本方針第42(1)エ)
  - (3)待遇向上策(育就法第9条第9号)(基本方針第42(1)エ)  
※1年を超える転籍制限期間を設定した分野のみ
- 4 その他重要事項(育就法第7条の2第2項第7号)
  - (1)業務区分及び育成就労外国人が従事する業務(基本方針第33)
  - (2)育成就労外国人の雇用形態(育就法第2条第3号ロ)(基本方針第22(3))
  - (3)育成就労産業分野の特有の事情に鑑みて講じる措置等(基本方針第53)

赤字・・・法律  
青字・・・基本方針

## 1 特定産業・育成就労産業分野

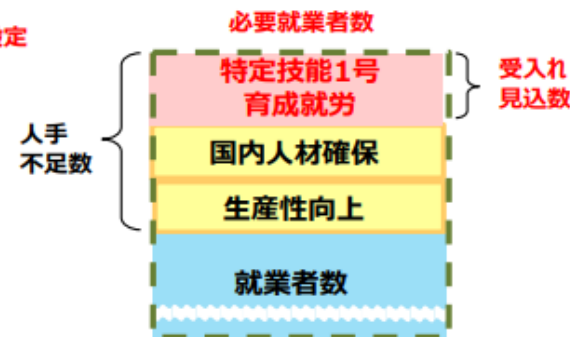
		既存分野	既存分野のうち新たな業務等を追加する分野	新たに追加する分野
介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野	リネンサプライ分野
造船・船用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野	物流倉庫分野
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野	資源循環分野
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食料品製造業分野	

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

## 2 人材不足の状況・受入れ見込数

※特定技能は、従来の受入れ見込数より減少  
育成就労は、技能実習では設定がなかった受入れ見込数を新たに設定

- 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。
- 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。



特定技能1号 80万5,700人、育成就労42万6,200人 計123万1,900人 (令和11年3月末まで)

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能 (R6.3設定)	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能1号	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	23,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	99,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ

※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

出典：法務省 出入国在留管理庁「外国人労働者に関する制度概要（令和8年3月27日更新）」P29 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf> 一部抜粋

### 3 人材の基準

(1) 一般的 (※) な技能水準、日本語能力水準は次のとおり。

	育成就労の就労開始時	育成就労1年経過時	本人意向による転籍時	育成就労終了時・特定技能1号	特定技能2号
技能水準	—	育成就労評価試験 (初級)	育成就労評価試験 (初級)	特定技能1号評価試験 育成就労評価試験(専門級)	特定技能2号評価試験
日本語能力水準	A1相当以上又は A1に相当する講習の受講	A1相当以上	A2.1相当以上	A2.2相当以上	B1相当以上

※ 分野によっては、より高い日本語能力水準を求める場合もある。

(2) 自動車運送業分野において、特定技能1号のバス・タクシー運転者の業務区分に求められる日本語能力水準は原則としてB1である。

➡ 日本語サポーターの同乗により、イレギュラー事象に適切に対処できることなどの条件を満たす場合、A2.2に引き下げる。

### 4 制度の運用に関する重要事項

#### (1) 転籍

育成就労制度においては、本人意向による転籍が認められているが、転籍制限期間は、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で設定することとなっている(基本方針第四2(1)工)。

	介護	ビルク リーニング	建設	造船・船 用工業	自動車 整備	宿泊	自動車 運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品 製造業	航空	鉄道	飲食料品 製造業	リネンサ プライ	物流倉庫	資源循環
1年を超える転籍制限 (「-」は転籍制限期間 が1年の分野)	2年	-	2年	2年	2年	-		-	-	2年	-	-	2年		-	2年	-	-	2年

#### (2) 上乗せ基準

制度の適正性を確保するため、受入れ機関等に関し、省令により全分野共通の基準を設けているが、分野の特有の事情に鑑みこれに上乗せして当該分野独自の基準を告示により定めるもの。 ※上乗せ基準については一例(特：特定技能 育：育成就労)

	介護	ビルク リーニング	建設	造船・船 用工業	自動車 整備	宿泊	自動車 運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品 製造業	航空	鉄道	飲食料品 製造業	リネンサ プライ	物流倉庫	資源循環
事業者の範囲の限定 (許認可等) ※外国人受入れの際 に特に求めるもの	育	特・育	特・育	-	特・育	特・育	特	特・育	-	特・育	特・育	-	-	特	-	育	特・育	特・育	特・育
受入事業実施法人 への加入等	-	-	特	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特・育	-	-	-	-	-	-
受入れ機関の 受入人数上限	特・育	-	特・育	-	-	-	-	-	特・育	-	育	-	-	-	-	-	-	-	-
監理支援機関等の範囲	育	-	-	-	特・育	-	-	-	育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

# ビルクリーニング分野の上乗せ告示について①

● 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件について（概要）

## 1. 改正の趣旨

- 生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2の表において「特定技能1号」及び「特定技能2号」の在留資格が設けられている。
- 当該外国人の雇用に係る基準の一つとして、入管法第2条の5に基づく特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「省令」という。）が定められている。
- 省令において、産業上の分野の特有の事情に鑑みて基準を告示することとされており、ビルクリーニング分野においては、当該基準が、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（平成31年厚生労働省告示第67号。以下「上乗せ基準告示」という。）が定められている。
- **今般、制度の更なる適正化を推進するため、上乗せ基準告示に、特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約に係る実務経験を証明する書面の交付、又は提供することを加えるため、所要の改正を行う。**

## 2. 改正の概要

ビルクリーニング分野に特定技能の在留資格により在留する外国人の受入れ等に当たり、上乗せ基準告示第2条に定める特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準として、次に掲げる事項を**追加**する。

**○ 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人をビルクリーニング分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務の経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。**

### ※現行の上乗せ要件

第二条ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第5号）第二条第一項第十三号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業の登録を受けた営業所において出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人又は同欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人を受け入れることとしていること。

二 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。

三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

四 協議会に対し、必要な協力を行うこと。

五 ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。

## ○厚生労働省告示第百八十二号

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準等を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（平成三十一年厚生労働省告示第六十七号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準等を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件

改 正 後	改 正 前
<p>（ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）</p> <p>第二条 ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p><u>六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人をビルクリーニング分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。</u></p>	<p>（ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）</p> <p>第二条 ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（新設）</p>

## 1. 厚生労働省が実施した施策

### ●受入れマニュアル／ガイドラインの作成（令和6年度）

（ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査一式事業〔厚生労働省委託〕）

目的：事業者が特定技能外国人を適正かつ円滑に受け入れるための実務ツール（マニュアル／ガイドライン）を整備

実施内容：海外情勢、全国・地域の人手不足状況、現場課題等を把握・整理し、協議会での検討に資する基礎資料として取りまとめ

成果物：特定技能外国人の受入れマニュアル（ビルクリーニング分野）<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001567042.pdf>

外国人受入れガイドライン（ビルクリーニング分野）<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001567073.pdf>

### ●制度周知の強化および受入れ状況の把握（令和7年度）

（特定技能ビルクリーニング分野に係るオンラインセミナー及び受入れ状況調査実施業務〔厚生労働省委託〕）

目的：特定技能制度の理解促進（周知）と、構成員の受入れ体制・運用状況の把握を通じ、人手不足状況の改善に資する

実施内容：(1) オンラインセミナーによる情報発信

(2) 協議会構成員に対する現況調査（受入れ状況等）

成果物：事業実施報告書<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001693082.pdf>

出典：厚生労働省「リーフレット・説明会情報等」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/blc\\_tokuteiginou04.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/blc_tokuteiginou04.html)

※各施策は協議会構成員（受入企業）へメール周知

## 2. 業界団体が実施した施策

### ●業界団体による受入れ促進・定着支援の取組

（体験活動／周知・研修／教材整備等）

目的：特定技能外国人材の採用促進および受入れ準備・定着支援に資するため、体験活動、情報発信、学習コンテンツ提供、勉強会等を実施。

主な取組：(1) 海外採用に係る体験機会の提供（体験ツアー等）

(2) 制度・実務に関する周知・研修（オンラインセミナー等）

(3) 外国人向け学習コンテンツの提供（教材・動画等）

(4) 企業向け勉強会の開催（雇用実務・受入れノウハウ共有）

【具体例（公表ページ）】

特定技能外国人材 海外採用体験ツアー<https://www.j-bma.or.jp/notice/110201>

厚生労働省主催「特定技能ビルクリーニング分野 受入れ準備・定着支援オンラインセミナー」<https://www.j-bma.or.jp/bm-foreign/113425>

特定技能外国人材向け「ビルクリーニング紹介マンガ動画」<https://www.j-bma.or.jp/movie/95510>

～はじめての特定技能人材～ 雇用なんでも勉強会<https://www.j-bma.or.jp/bm-foreign/104291> など

▼雇用なんでも勉強会の様子



## 1. 各種概要

育成就労初級評価試験（準備中）	特定技能1号評価試験	特定技能2号評価試験
<p>【令和9年度からの制度開始に向け準備中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>試験開始時期は令和9年度以降の予定</li> </ul>	<p>【令和7年度の状況（2月末時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各国テストセンターでCBT方式により通年実施</li> <li>○受検者数6,255名、合格者4,049名（合格率64.7%）</li> </ul> <p>【令和8年度の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各国テストセンターでCBT方式により通年実施</li> </ul> <p>【累計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○受検者数21,972名、合格者17,351名（合格率79%）</li> </ul>	<p>【令和7年度の状況（2月末時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○集合方式により3回実施</li> <li>○受検者数164名、合格者16名（合格率9.8%）</li> </ul> <p>【令和8年度の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○集合方式により4回程度実施予定</li> </ul> <p>【累計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○受検者数270名、合格者29名（合格率10.7%）</li> </ul>
<p>【試験内容（要点）※予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○受験資格：育成就労1年目まで</li> <li>○試験言語：日本語（原則として平仮名で分かち書きし、ヘボン式ローマ字を併記）</li> <li>○学科試験：真偽法。問題数25問、配点50点、合格基準3分の2</li> <li>○実技試験：制作等作業試験、問題数1問、合格基準80%</li> <li>○試験時間：学科60分、実技15分</li> </ul>	<p>【試験内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○受験資格：試験日において17歳以上（インドネシア国籍の場合18歳以上）</li> <li>○試験言語：日本語（漢字にルビ）</li> <li>○学科試験：真偽・選択。問題数20問、配点40点、合格基準点60%</li> <li>○実技試験：真偽・選択・並替。問題数30問、配点60点、合格基準点60%</li> <li>○試験時間：学科20分・実技30分</li> <li>○試験日程：テストセンター営業日に通年実施。</li> <li>○試験場所：日本、フィリピン等各国の試験会場</li> </ul>	<p>【試験内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○受験資格：現場管理の実務経験2年以上</li> <li>○試験言語：日本語（漢字にルビ）</li> <li>○学科試験：真偽・組合せ・多肢択一。現場責任者に必要な知識。問題数50問、配点100点、合格基準点65%</li> <li>○実技試験：清掃業務・業務管理・人材管理・財務管理（多肢択一・並べ替え・論述・計算）問題数10問、配点100点、基準点65%</li> <li>○試験時間：学科60分・実技90分</li> <li>○試験日程：年に3回～4回実施</li> <li>○試験場所：日本（東京・大阪等）</li> </ul>

委員の御意見

- 【本人意向による転籍制限に係る待遇向上策について】
- 1年を超える転籍制限期間を設定した場合に待遇向上策として講じる昇給について、昇給率の設定方法は制度所管省庁で基準を示すべき
  - 「分野における育成就労実施者（日本人含む）の昇給率」、「分野における全事業所の昇給率」、「分野における育成就労外国人の昇給率」の中で最も高い昇給率を基準とすべき
  - 転籍制限に係る昇給率の設定については、中小企業や小規模事業者を含む賃上げの実態や分野別の実情を踏まえて、各分野所管省庁が基準を設定すべき
  - 制度所管省庁においては、より高い昇給率としていくよう、分野別協議会や業所管省庁に働きかけるべき

委員の御意見

- 【分野別協議会】
- 分野所管省庁が設ける分野別協議会が、受入れ機関等の構成員へのチェック機能を適切に果たせるように機能強化を図るべき
  - 地域における共生社会の取組について、地域協議会で議題として取り上げるべきであり、当該議題について議論する場合にあつては、例えば、国際交流協会、外国人支援のNGOなどの各種相談対応機関を加えるべき

分野別運用方針等への反映等

- 制度所管省庁としては、昇給率の設定方法について、毎年、分野別協議会において、分野の実情を踏まえ、当該分野における育成就労実施者等の直近の昇給率などのデータを基準にして検討・設定し、公表することが基本となることを示した
- 昇給率の基準を統一的に設定することは、分野の実情を踏まえない昇給率となる恐れがあり、待遇向上策の実効性を高めるためにも、分野の実情を踏まえて設定することが適切と考える
- より高い昇給率により待遇向上が図られるよう各分野所管省庁に促していく

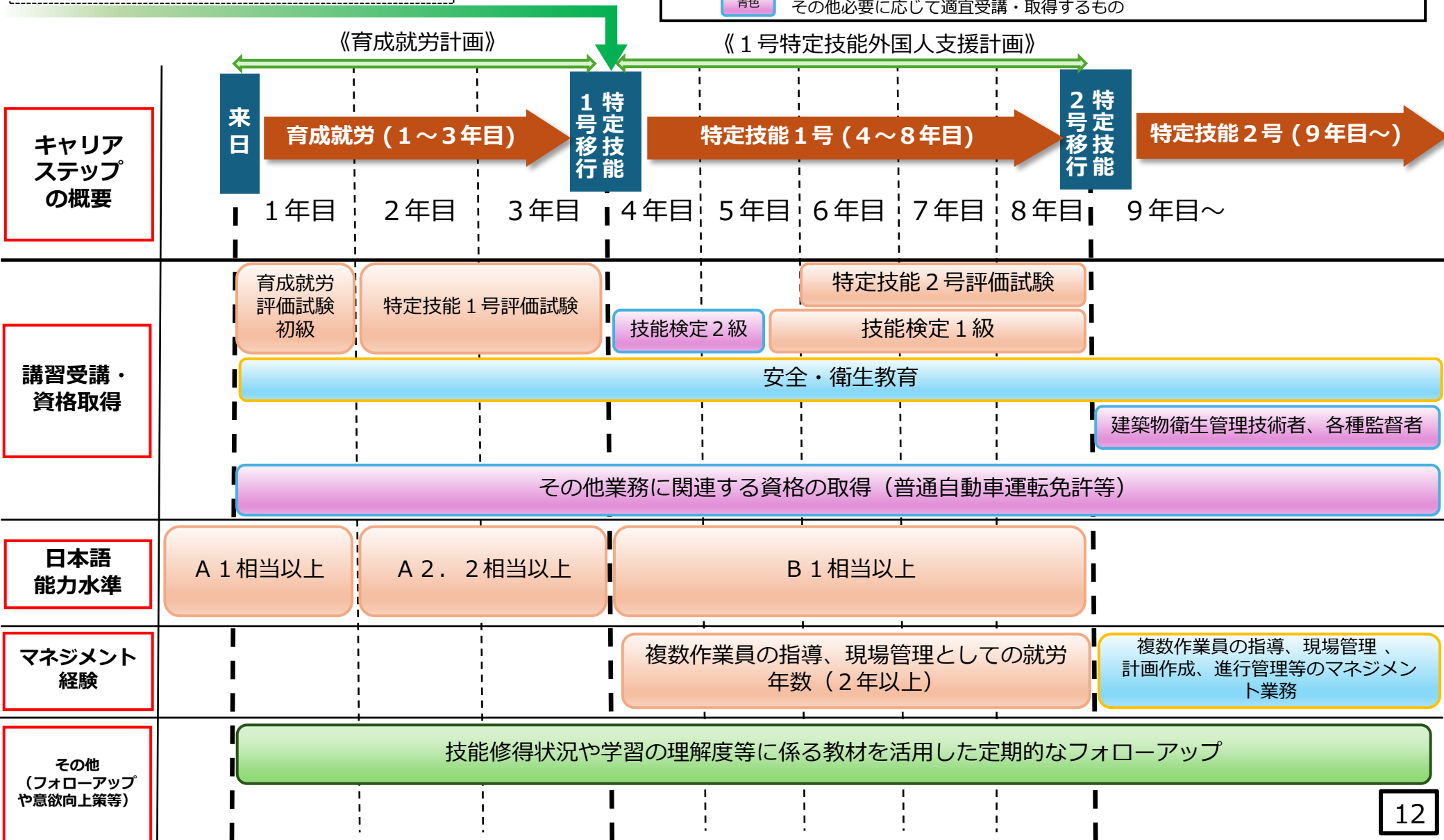
今後の対応

- 外国人の適切かつ円滑な受入れのため、各分野別協議会において法令遵守を含む遵守事項（行動規範等）を策定し、各構成員に遵守を求める  
また、協議会において自主的なチェックを実施し、遵守事項に従わない構成員を除名・退会させることが可能な実効性のある仕組みを構築することについて、制度の施行までに検討する
- 地域における共生社会の取組については、国の機関及び地方公共団体の機関その他の関係機関により構成される地域協議会において議論し、その結果を踏まえて、外国人の支援等を行っている民間の機関等とも連携し、外国人材の受入環境整備に取り組んでいく

- ・技能実習 2 号から特定技能 1 号への移行
- ・育成就労を経ずに特定技能 1 号で入国 等

凡例

- 黄色 技能の修得・向上に資するもの
- 赤色 在留資格の移行に係る要件
- 青色 その他必要に応じて適宜受講・取得するもの
- 緑色 フォローアップや意欲向上策

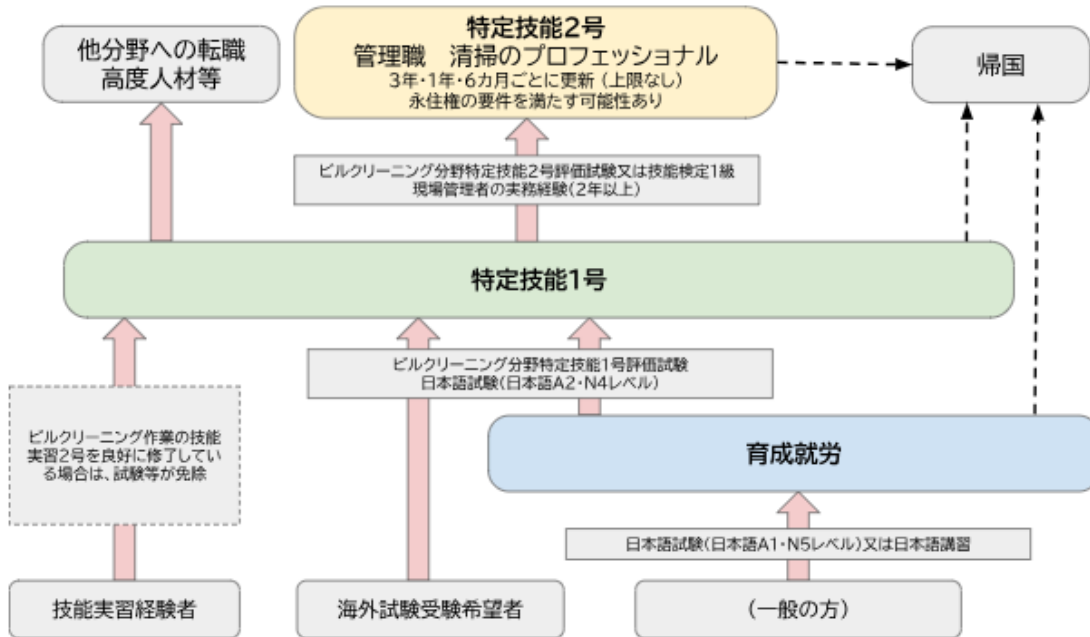


在留資格	目指すレベル (求められる 役割・作業)	必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習			
		専門技能	日本語能力	マネジメント経験	その他経験 等
育成就労	基礎的な技能を修得し、上長からの具体的な指示があれば、現場で着実に、器具機材の準備片付け、各種清掃作業の補助を行えるようになる。特定技能1号への移行を目指す。	就労中の取組： 育成就労評価試験初級（1年目） 特定技能1号評価試験（3年目）	就労開始までに必須：日本語教育の参照枠A1相当以上又はそれに相当する日本語講習の受講 就労中の取組：日本語教育の参照枠A2.2相当以上	—	建築物衛生管理技術者、各種監督者・従事者、普通自動車運転免許等（経験年数と必要に応じて適宜）
特定技能1号	全体的な指示を理解し、作業手順に基づき、日常清掃又は定期清掃作業を遂行する。特定技能2号への移行を目指す。	就労開始に必須： 特定技能1号評価試験 就労中の取組： 技能検定2級（4～5年目） 技能検定1級又は特定技能2号評価試験（8年目）	就労開始に必須： 日本語教育の参照枠A2.2相当以上  就労中の取組：日本語教育の参照枠B1相当以上	建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同運用要領別冊10項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務（2年）	
特定技能2号	自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行し、又は、監督者として業務を統括しつつ、これまでに習得した技能・知識で業務を遂行する。	就労開始に必須： 技能検定1級又は特定技能2号評価試験（8年目）	就労開始に必須： 日本語教育の参照枠B1相当以上	現場監督者、管理者候補として、複数作業員の指導、現場管理、計画作成、進捗管理等のマネジメント業務	

# 育成・キャリア形成のイメージ（ビルクリーニング）（案）

資料 8

技能実習(または育成就労)から特定技能1号を経て特定技能2号へと移行していく具体的なキャリアパス例を示します。



## 製造業における特定技能外国人材受入れに関する FAQ

令和 8 年 6 月 10 日（水）時点版

製造業における特定技能外国人材受入れに関する FAQ.....	1
<b>1. 受入れ人数等、雇用について.....</b>	<b>4</b>
(1) 受入れ機関ごとの受入れ人数の制限.....	4
(2) 受入れ状況、受入れ順番.....	4
(3) 引き抜き防止について.....	4
<b>2. 特定産業分野・業務区分への該当性.....</b>	<b>5</b>
(1) 該当性判断の方法.....	5
(2) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性①.....	5
(3) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性②.....	5
(4) 新しい業務に従事させる場合の訓練や研修について（令和 4 年 8 月 30 日閣議決定）.....	6
(5) 該当性判断の個別相談ケース①（めっきの該当事業所）.....	6
(6) 該当性判断の個別相談ケース②（プレス製品の溶接加工による組み立て）.....	7
(7) 該当性判断の個別相談ケース③（自動車車体部品プレス）.....	7
(8) 該当性判断の個別相談ケース④（自動車用シート・シートフレームの製造）.....	7
(9) 該当性判断の個別相談ケース⑤（自動車組立て製造）.....	8
(10) 該当性判断の個別相談ケース⑥（修理業における塗装、溶接等）.....	8
(11) 該当性判断の個別相談ケース⑦（建設業における溶接）.....	8
(12) 該当性判断の個別相談ケース⑧（板金加工の精密製品製造業の該当業種）.....	8
(13) 該当性判断の個別相談ケース⑨（建築用・建設用の金属製品製造業の該当業種）.....	9
(14) 該当性判断の個別相談ケース⑩（建築用・建具用の金具類製造業の該当業種）.....	9
(15) 該当性判断の個別相談ケース⑪（金属製サッシ・ドア製造業）.....	9
(16) 該当性判断の個別相談ケース⑫（階段・手摺り製造業の該当業種）.....	10
(17) 該当性判断の個別相談ケース⑬（ダクト製造業の該当業種）.....	10
(18) 該当性判断の個別相談ケース⑭（眼鏡フレーム製造業の該当業種）.....	10
(19) 該当性判断の個別相談ケース⑮（調理用器具製造業の該当業種）.....	10
(20) 該当性判断の個別相談ケース⑯（洋食器製造業の該当業種）.....	11
(21) 該当性判断の個別相談ケース⑰（金属製家具製造業の該当業種）.....	11
(22) 該当性判断の個別相談ケース⑱（積荷用の治具製造業の該当業種）.....	11
(23) 該当性判断の個別相談ケース⑲（鋳鋼製造業における対象職種）.....	11
(24) 該当性判断の個別相談ケース⑳（鋳物の賃加工）.....	12
(25) 該当性判断の個別相談ケース㉑（第 2 次製錬・精製業の該当業種）.....	12
(26) 該当性判断の個別相談ケース㉒（コンクリート流込み用の型枠製造業の該当業種）.....	12
(27) 該当性判断の個別相談ケース㉓（金属熱処理業の該当性（塗装における乾燥工程））.....	12
(28) 該当性判断の個別相談ケース㉔（熱処理工程の内製）.....	13

(29) 該当性判断の個別相談ケース②⑤ (プラスチック製品製造業)	13
(30) 該当性判断の個別相談ケース②⑥ (研磨業)	15
(31) 該当性判断の個別相談ケース②⑦ (ちゅう房機器の部分品製造)	15
(32) 該当性判断の個別相談ケース②⑧ (鉄骨製造業)	15
(33) 該当性判断の個別相談ケース②⑨ (鋼管製造業)	15
(34) 該当性判断の個別相談ケース③⑩ (工業包装)	15
(35) 該当性判断の個別相談ケース③⑪ (コンクリート製品製造業)	16
(36) 該当性判断の個別相談ケース③⑫ (陶磁器製品製造業)	16
(37) 該当性判断の個別相談ケース③⑬ (繊維工業)	16
(38) 該当性判断の個別相談ケース③⑭ (金属製品塗装業)	18
(39) 該当性判断の個別相談ケース③⑮ (RPF 製造業)	18
(40) 該当性判断の個別相談ケース③⑯ (印刷・同関連業)	18
(41) 該当性判断の個別相談ケース③⑰ (こん包業)	18
(42) 該当性判断の個別相談ケース③⑱ (パルプ製造業)	19
(43) 該当性判断の個別相談ケース③⑲ (アルミニウム・同合金圧延業 (抽伸、押出しを含む))	19
<b>3. 技能実習からの移行、技能実習修了者の受入れ</b>	<b>20</b>
(1) 技能実習の職種と特定技能 1 号の業務区分との関係	20
(2) 技能実習の作業と特定技能 1 号の関係	21
(3) 「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断する要件	22
(4) 2 年 10 か月未満での技能実習修了者の扱い	22
(5) 「評価調書」を準備できない場合の対応	22
(6) 一時帰国の必要有無	22
(7) 技能実習中の移行可否	22
(8) 技能実習修了職種以外への従事	23
<b>4. 業務範囲について</b>	<b>24</b>
(1) 作業内容	24
(2) 複数の製造ライン時の対応	24
(3) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い①	25
(4) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い②	25
(5) 異動の可否	25
(6) 出張の可否	25
(7) 出向の可否	26
<b>5. 請負契約について</b>	<b>27</b>
(1) 請負契約での受入れ	27
<b>6. 特定技能 2 号について (制度全般、実務経験に関する内容)</b>	<b>28</b>
(1) 制度全般	28
(2) 実務経験について	28
<b>7. 製造分野特定技能評価試験について (特定技能 1 号と 2 号に共通する内容)</b>	<b>31</b>

(1) 試験日程.....	31
(2) 受験資格.....	31
(3) 合否等.....	31
(4) 合格証明書.....	32
(5) 試験問題例・学習用参考テキスト.....	33
(6) 受験の申込み.....	33
<b>8. 製造分野特定技能 1 号評価試験等について.....</b>	<b>34</b>
(1) 工業製品製造業分野以外の技能実習修了者の扱い.....	34
(2) 複数の業務区分で共通して対象となっている技能を選択した場合の従事可能な業務区分について.....	34
<b>9. 製造分野特定技能 2 号評価試験等について.....</b>	<b>36</b>
(1) 特定技能 2 号評価試験ルートについて.....	36
(2) 技能検定ルートについて.....	36
(3) 実務経験証明書の「受験資格確認番号」の取得について.....	37
<b>10. 特定活動について.....</b>	<b>38</b>
(1) 在留資格の変更.....	38

## 1. 受入れ人数等、雇用について

---

### (1) 受入れ機関ごとの受入れ人数の制限

(質問 1-1) 特定技能外国人を受け入れる際、受入れ機関ごとの人数制限はありますか。

(回答 1-1) 受入れ機関ごとの受入れ人数に制限はありませんが、1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、1号特定技能外国人支援計画に基づく受入れ機関としての義務を果たすことに支障がないことが前提となります。

### (2) 受入れ状況、受入れ順番

(質問 1-2) 特定技能1号について、制度開始から5年間の受入れ見込み人数に対する、現在の特定技能外国人数の受入れ状況を教えてください。また、受入れの順番は、申請が認められた順ということですか。

(回答 1-2) 特定技能外国人の受入れ状況は、定期的に最新の特定産業分野別の特定技能外国人数が出入国在留管理庁のホームページにて公表されています（分野別の国籍・地域別、都道府県別、試験ルート・技能実習ルート別などの詳細版については6か月ごとに更新しています）。また、受入れは申請が認められた順となります。

【制度説明資料「外国人労働者に関する制度概要」（随時更新）】

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>

【特定技能在留外国人数の公表（6か月ごとに更新）】

[http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07\\_00215.html](http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00215.html)

### (3) 引き抜き防止について

(質問 1-3) 特定技能外国人材制度で自粛すべき「引き抜き」とは、具体的にどのような行為が該当するのでしょうか。

(回答 1-3) 既に日本国内の他地域・他企業で就労している特定技能外国人材を、積極的に引き抜いてきて自社で雇用させるといった企業側の悪質性の高い内容を想定しております。

特定技能外国人材の引き抜きによって、業界内の雇用秩序の乱れや大都市圏への過度な集中、大企業への偏在が懸念されることから、引き抜き雇用の自粛をお願いしているところです（ただし、労働者側に転職の自由は認められるため、純粋に賃金や労働環境を比べて個人の意思で転職すること自体を引き留められるものではありません。）。

## 2. 特定産業分野・業務区分への該当性

(ご注意) 日本標準産業分類の該当については、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下「JAIM」という。）の入会審査時に確認させていただきます。

また、最終的に外国人が在留資格を得られるかは、各地方の出入国在留管理局への申請手続き時に判断されます。

### (1) 該当性判断の方法

(質問 2-1-1) 受入れ可能な事業所であるかどうか分かりません。何をみて判断したらよいですか。

(回答 2-1-1) 工業製品製造業分野については、日本標準産業分類に基づき該当性を確認していただく必要があります。以下 URL の「対象となる産業分類一覧」から、受入れを希望する事業所で製造している製造品を検索いただき、対象かどうか御確認ください。なお、該当の製造品は、直近 1 年間に「製造品出荷額等」が発生している必要がございます（該当性の確認は事業所毎に行いますので、事業所単位で御確認いただく必要がございます。）

対象となる産業分類一覧

<https://www.jaim-skill.or.jp/entry/classification/>

(質問 2-1-2) 自事業所の日本標準産業分類に照らして特定技能外国人が従事可能な業務区分が何か分かりません。何をみて判断したらよいですか。

(回答 2-1-2) 以下に「特定技能外国人が活動を行う事業所が行う産業の分類と特定技能外国人が従事する業務区分で想定する組合せ」をまとめています。こちらを参考に確認いただくと幸いです。

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/sangyobunrui\\_gyomukubun\\_soteikumawase.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/sangyobunrui_gyomukubun_soteikumawase.pdf)

### (2) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性①

(質問 2-2) 当社の主たる事業は、日本標準産業分類をもとにすると工業製品製造業分野に該当しませんが、事業の一部で、工業製品製造業分野で受入れが認められる事業区分を扱っており、その売上があります。この場合、受入れが可能な特定産業分野に該当しますか。

(回答 2-2) 主たる事業でなくても、工業製品製造業分野のうち受入れ可能な日本標準産業分類に該当した製造品の出荷額が発生している場合は、特定産業分野に該当する、と判断できます。ただし、特定技能外国人を受け入れられるのは、受入れ可能な日本標準産業分類に該当する製品の製造工程のみとなりますので御注意ください。

### (3) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性②

(質問 2-3) 当社は塗装業です。機械部品の塗装を行っており加工賃収入があります。業務区分「機械金属加工」で受け入れることは可能ですか。

(回答 2-3) 日本標準産業分類 2461 金属製品塗装業に該当する場合、当該工程において、特定技能外

国人材を受け入れることが可能です。

#### (4) 新しい業務に従事させる場合の訓練や研修について（令和4年8月30日閣議決定）

（質問 2-4-1）日本人従業員に行うものと同等の訓練や研修を行うことで、複数の技能を要する業務に従事することが可能になりましたが（例：機械金属加工区分に含まれる技能「機械加工」、「仕上げ」、「溶接」等を要する業務に併せて従事可能になった）、このときの訓練や研修の実施項目や規定はありますか。

（回答 2-4-1）訓練や研修内容について定めた規定等はありません。事業所ごとに、必要に応じた訓練・研修を実施してください。特に、1号特定技能外国人材が技能実習を修了した職種とは異なる技能を要する業務に従事する等の場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む研修を実施する必要があります。

（質問 2-4-2）日本人従業員に行うものと同等の訓練や研修について、実施した証明書や記録は必要ですか。また、特定技能外国人材本人へ研修実施済の証明書などを発行する必要はありますか。

（回答 2-4-2）雇用事業所の責任においてしっかりと訓練や研修を実施いただければ、訓練や研修の実施証明や記録は必要ありません。また、特定技能外国人材本人に向けた訓練及び研修実施証明書などの発行も不要です。

#### (5) 該当性判断の個別相談ケース①（めっきの該当事業所）

（質問 2-5-1）当社はめっき業です。機械部品のめっきを行っており加工賃収入があります。特定技能外国人材を受け入れることは可能でしょうか。また、どの業務区分で受け入れることが可能でしょうか。

（回答 2-5-1）日本標準産業分類の 2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）、2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）、2469 その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）に該当する場合、当該工程において、特定技能外国人材を受け入れることが可能です。また、業務区分「金属表面処理」で受け入れることが可能です。

（質問 2-5-2）当社はめっき加工業です。製造品は、産業機械の部品以外にも制度に該当しますか。

（回答 2-5-2）日本標準産業分類に記載されているとおり、金属製品にめっきを行う事業所が該当します。産業機械に限らず、窓のサッシやアルミ食器などへのめっき加工についても対象となります。

（質問 2-5-3）製造工程でめっき後に、後加工があります。産業分類は 2462 溶融めっき業、2464 電気めっき業、2469 その他の金属表面処理業のいずれかに該当しますか。

（回答 2-5-3）後加工された製造品が、受入れ可能な日本標準産業分類に該当するか否かで判断されます。この場合は、めっきの産業分類ではなく、事業所から出荷される製造品が該当する産業分類を確認してください。

**(質問 2-5-4) 金属製品へのめっきにおいては、当該事業者が専業であることが条件となっておりますが、プラスチック製品へのめっきにおいても、同様に専業の事業者であることが条件ですか。**

(回答 2-5-4) プラスチック製品製造業に該当する事業所であって、プラスチック成形に係る工程の他にめっき加工に係る工程を行っている場合であっても、当該工程において、特定技能外国人材を受け入れることは可能です。なお、特定技能外国人が従事する業務は、在留資格を得た業務区分に含まれる技能を要する業務であれば認められます。業務区分に含まれる技能は、質問 3-1をご確認ください。

※めっき専業事業者で、プラスチック製品へめっきを施している場合はめっき業（日本標準産業分類 2462、2464 など）に該当し、かつ金属表面処理区分の外国人を受け入れ可能です。プラスチック製品の製造事業者で、対象の成形方法でプラスチック製品を製造し、更にめっきも施している場合は、プラスチック製品製造業（日本標準産業分類 18）に該当します。ただし、プラスチック成形の工程は機械金属加工区分又は電気電子機器組立て区分の外国人が、めっきの工程では金属表面処理区分の外国人が従事可能であるため、2つの業務区分に跨る点にご注意ください。

#### **(6) 該当性判断の個別相談ケース②（プレス製品の溶接加工による組み立て）**

**(質問 2-6) 当社は自動車関係のプレス製品を製造した後、溶接加工により、組み立てを行っていません。日本標準産業分類 311－自動車・同附属品製造業又は 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。**

(回答 2-6) プレス製品を溶接加工により組み合わせて自動車関係の製品を製造している場合、3113 自動車部分品・附属品製造業に該当します。245 金属素形材製品製造業（2451・2452）における「プレス製品」及び「金属プレス製品」とは、金型を用いたプレス機にて、金属板を打ち抜き・加工した打ち放しの「自動車部品」や「機械部品」などの製品を指します。プレス製品を溶接加工により組み立てた製品は含まれません。

#### **(7) 該当性判断の個別相談ケース③（自動車車体部品プレス）**

**(質問 2-7) 当社は自動車車体部品のプレスを行っています。日本標準産業分類 311－自動車・同附属品製造業又は 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。**

(回答 2-7) スタンプ加工品（プレス加工品）が組み合わさった自動車車体部分品は、3113 自動車部分品・附属品製造業に該当します。自動車車体部品（ドアパネル、ボンネット等）であっても、スタンプ加工（プレス加工-機械仕上げをしないもの（製品の形状変更を伴わない後加工（塗装、めっき、研磨、ばり取りなど））は 245 金属素形材製品製造業（2451・2452）に該当します。

#### **(8) 該当性判断の個別相談ケース④（自動車用シート・シートフレームの製造）**

**(質問 2-8-1) 自動車シート縫製を行う事業所は、日本標準産業分類 11-繊維工業又は 311－自動車・同附属品製造業のいずれかで申請を行うこととなりますか。**

(回答 2-8-1) 特定技能外国人が自動車シート縫製として縫製の業務のみに従事する場合は、11-繊維工

業で申請を行うことになり、上乗せ要件を満たすことが必要になります。

**(質問 2-8-2) 当社はプレス加工した製品を、溶接や機械加工等を施し、自動車用のシートフレームを製造しています。日本標準産業分類 311－自動車・同附属品製造業又は 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。**

(回答 2-8-2) シートフレームの製造業は、3113 自動車部分品・附属品製造業に該当します。245 金属素形材製品製造業 (2451・2452) は、自動車等の機械部品は打ち放しのプレス製品を対象としているため、溶接や機械加工等を施した製品の製造業は該当しません。

#### **(9) 該当性判断の個別相談ケース⑤ (自動車組立て製造)**

**(質問 2-9) 当社は自動車の組立て製造をしています。日本標準産業分類 311－自動車・同附属品製造業に該当しますか。**

(回答 2-9) 自動車の組立てを行う事業所は、311 自動車・同附属品製造業に該当しますが、工業製品製造業分野の外国人が従事する業務区分内の業務に「組立て」にかかる業務が該当しないことから、自動車組立ての製造ラインでの外国人の受入れはできません。

なお、自動車組立ての「組立て」業務とは、車体にエンジンやタイヤ、バンパー、シート等を取り付けて完成車として仕上げる全てまたは一部の業務のことを指します。自動車・同附属品製造業の事業所において、製造を行わず「組立て」、「研磨」又は「検査」の業務のみに従事する場合にあっては、それぞれの業務が、機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、縫製、ゴム製品製造で掲げるいずれかの技能に該当しない場合、受入れはできません。

#### **(10) 該当性判断の個別相談ケース⑥ (修理業における塗装、溶接等)**

**(質問 2-10) 当社は中古の機械類を仕入れて、修理及び塗装を行っています。業務区分「機械金属加工」で受入れ可能ですか。**

(回答 2-10) 修理のための塗装や溶接、機械加工等での売上は修理料収入となり、修理業であるため対象外となります。ただし、申請事業者が PSE マーク (電気用品安全法) を取得している場合は、対象となる可能性がありますので、証明書類に記載をしてください。

#### **(11) 該当性判断の個別相談ケース⑦ (建設業における溶接)**

**(質問 2-11) 当社は建設関連の会社です。現場での溶接作業で特定技能外国人の受入れは可能ですか。**

(回答 2-11) 建設・建築 (工事・据付) の代金は建設業収入に該当するため受け入れることはできません。

#### **(12) 該当性判断の個別相談ケース⑧ (板金加工の精密製品製造業の該当業種)**

**(質問 2-12) 板金設備 (プレスプレーキやタレットパンチプレス等) を用いて薄い金属板を板金加工する精密な製品を製造する事業は、特定技能制度の運用上、どのような日本標準産業分類**

に当てはまるでしょうか。

(回答 2-12) 2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業や 2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）に当てはまる可能性があります。なお、建設用・建築用の金属製品製造業などの用途に特化した製造業の場合、これに当てはまらない可能性もあるため留意が必要です。

### (13) 該当性判断の個別相談ケース⑨（建築用・建設用の金属製品製造業の該当業種）

(質問 2-13-1) プレス機（板金設備を含む）を用いて薄い金属板を加工し、建築用や建設用の金属製品を製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-13-1) 製造品が、金属製サッシ・ドアの場合、2443 金属製サッシ・ドア製造業に当てはまる可能性があります。2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業や 2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）は、自動車車体や機械部分品を製造する事業を指します。建築用や建設用の金属製品の製造業は、2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）や 2445 建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）に分類されます。

(質問 2-13-2) 建設用の金属製仮設資材（足場）を製造しています。日本標準産業分類 2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）に該当しますか。

(回答 2-13-2) 該当します。足場や支保工等の仮設用金属製品の製造は、2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）に分類されます。

### (14) 該当性判断の個別相談ケース⑩（建築用・建具用の金具類製造業の該当業種）

(質問 2-14) プレス機（板金設備を含む）を用いて薄い金属板を加工し、建築用や建具用の金具類を製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-14) 製造品が金属製サッシ・ドアの場合、2443 金属製サッシ・ドア製造業に当てはまる可能性があります。建築用・建具用の金具類の製造は、2429 その他の金物類製造業に分類されます。

(参考) 2429 その他の金物類製造業

主として普通金物と呼ばれ他に分類されない種々の製品を製造する事業所をいう。主な製品は、扇錠、組かぎ、戸車及びその他の建築用・建具用金具類、架線金物、自動車及びその他の輸送車両用の金具類、小箱、家具、トランク、スーツケース、袋物などの金具類、南京錠などである。ただし、主としてボルト、ナットを製造する事業所は小分類 248 [2481] に、くぎ、靴くぎなどを製造する事業所は小分類 247 [2471] に、機械刃物を製造する事業所は細分類 2422 に分類される。

### (15) 該当性判断の個別相談ケース⑪（金属製サッシ・ドア製造業）

(質問 2-15-1) 建物に使用するアルミのドア・サッシの製造をしています。日本標準産業分類 2443 金属製サッシ・ドア製造業に該当しますか。

(回答 2-15-1) 該当します。2443 金属製サッシ・ドア製造業では「建築用の金属製サッシ、ドア」と記載されており、アルミやスチール、ステンレス製のサッシ・ドアなどの製造業が該当します。

**(質問 2-15-2) サッシを組み立てガラスを取り付けて納品している場合、日本標準産業分類 2443 金属製サッシ・ドア製造業に該当しますか。**

(回答 2-15-2) サッシを組み立てガラスを取り付ける作業のみでは、2443 金属製サッシ・ドア製造業には該当しません。ガラスやサッシの取付工事を行う場合は 0791 ガラス工事業や 0792 金属製建具工事業に分類される可能性があります、建設業に該当するため対象外となります。

**(16) 該当性判断の個別相談ケース⑫ (階段・手摺り製造業の該当業種)**

**(質問 2-16) 板金設備 (プレスブレーキやタレットパンチプレス等) を用いて薄い金属板を板金加工し、溶接加工により工場内の階段や手摺を製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業又は 2442 建設用金属製品製造業 (鉄骨を除く) に該当しますか。**

(回答 2-16) 階段の製造は、2442 建設用金属製品製造業 (鉄骨を除く) に分類されます。

**(17) 該当性判断の個別相談ケース⑬ (ダクト製造業の該当業種)**

**(質問 2-17) 板金設備 (プレスブレーキやタレットパンチプレス等) を用いて薄い金属板を板金加工し、溶接加工によりダクトを製造しています。日本標準産業分類ではどれに該当するでしょうか。**

(回答 2-17) ダクトの製造は、2446 製缶板金業に分類されます。ただし、本制度では 2446 製缶板金業は、高圧ガス溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限り対象となるため、ダクトの製造は対象外となります。

**(18) 該当性判断の個別相談ケース⑭ (眼鏡フレーム製造業の該当業種)**

**(質問 2-18) プレス機 (板金設備を含む) を用いて眼鏡のフレームを製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。**

(回答 2-18) 該当しません。眼鏡のフレームの製造は、3297 眼鏡製造業 (枠を含む) に分類されます。

(参考) 3297 眼鏡製造業 (枠を含む)

主として眼鏡レンズの研磨を行う事業所及び眼鏡枠又は完成した眼鏡を製造する事業所をいう。個人の注文により眼鏡を調製する事業所は大分類 I - 卸売業、小売業 [6082] に分類される。

○眼鏡レンズ製造業 (個人の注文によるものを除く); 眼鏡枠製造業; 眼鏡製造業; サングラス製造業 ×眼鏡店 (個人の注文により調製するもの) [6082]

**(19) 該当性判断の個別相談ケース⑮ (調理用器具製造業の該当業種)**

**(質問 2-19) プレス機 (板金設備を含む) を用いて鍋やフライパンを製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。**

(回答 2-19) 該当します。2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業及び 2452 金属プレス製品製造業 (アルミニウム・同合金を除く) では「調理用器具」と記載されており、プレス加工され

た鍋、フライパン、やかん、ボウル、ざるなどの製造業が該当します。なお、類似の製品であっても、製造方法がプレス加工ではない場合、対象となる分類が異なるため、留意が必要です。例えば、ざるの場合、金属線から製造する場合は 2479 その他の金属線製品製造業に分類されますが、本制度では 2479 その他の金属線製品製造業は溶接材料製造業に限り対象となるため、金属線からざるを製造する場合は対象外です。

#### (20) 該当性判断の個別相談ケース⑩ (洋食器製造業の該当業種)

(質問 2-20) プレス機 (板金設備を含む) を用いて洋食器を製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-20) 該当しません。洋食器の製造は、2421 洋食器製造業に分類されます。

(参考) 2421 洋食器製造業

主として食卓用刃物及びその他の洋食器 (貴金属製を除く) を製造する事業所をいう。

○食卓用ナイフ・フォーク・スプーン製造業; 盆製造業

×洋食器製造業 (貴金属製品) [3219]

#### (21) 該当性判断の個別相談ケース⑪ (金属製家具製造業の該当業種)

(質問 2-21) プレス機 (板金設備を含む) を用いて家具の部品を製造し、溶接等により組み合わせることで金属製の家具を製造しています。日本標準産業分類 1312 金属製家具製造業に該当しますか。

(回答 2-21) 金属製の家具の製造は、1312 金属製家具製造業に分類されます。なお、プレス加工により家具の部品を製造している場合、245 金属素形材製品製造業に分類される可能性があります。

#### (22) 該当性判断の個別相談ケース⑫ (積荷用の治具製造業の該当業種)

(質問 2-22) 棒鋼を鍛造加工後に溶接を行い、積荷用の治具を製造しています。日本標準産業分類 2254 鍛工品製造業に該当しますか。

(回答 2-22) 該当しません。2254 鍛工品製造業における「鍛工品」とは、熱した棒鋼等の金属材料に対して、ハンマやプレス機等により圧力を加え、金型の製品形状に成形した鍛造製品そのものを指します。鍛造加工後に溶接を施す製品を製造する事業は 2254 鍛工品製造業に該当しません。

#### (23) 該当性判断の個別相談ケース⑬ (鋳鋼製造業における対象職種)

(質問 2-23) 2253 鋳鋼製造業に該当する事業所です。工業製品製造業分野の業務区分に鋳造や鍛造の技能を含む業務区分はありますが、鋳鋼を含む業務区分がありません。特定技能制度の活用はできないのですか。

(回答 2-23) 2253 鋳鋼製造業に該当している事業所であれば、鋳鋼製品の製造工程に存在する「機械加工」や「溶接」を含む機械金属加工区分での受入れが想定されます。

例えば、「機械加工」の職種により技能実習 2 号を修了した技能実習生がいれば、所定の手続後、鋳鋼品製造工程における機械加工に従事することができますので御検討下さい。

**(24) 該当性判断の個別相談ケース⑳ (鋳物の賃加工)**

(質問 2-24) 当社は、鋳物を他社から受け入れて、機械加工の二次加工やバリ取り等の賃加工の事業を行っています。これらの事業は、2251 鋳鉄鋳物製造業や 2252 可鍛鋳鉄製造業に該当しますか。

(回答 2-24) 該当しません。2251 鋳鉄鋳物製造業や 2252 可鍛鋳鉄製造業は、鋳物そのものを製造する事業（鋳鉄を熔融し、それを鋳型に流し込み、鋳物を製造する事業）を指します。他社から鋳物そのものを製造する行為を依頼され、鋳物の製造代金を加工賃として受ける賃加工の事業は含まれますが、鋳物の機械加工やバリ取り等を行う行為は、鋳物そのものを製造するものでないことから、これらの日本標準産業分類には該当しません。なお、塗装作業においては、2461 金属製品塗装業として対象になる可能性があります。

**(25) 該当性判断の個別相談ケース㉑ (第 2 次製錬・精製業の該当業種)**

(質問 2-25) 当社は、鉛のくず等を処理し、鋳造工程により材料（インゴット）を製造しています。2352 非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）に該当しますか。

(回答 2-25) 該当しません。鉛を再生する作業を行う事業は 2321 鉛第 2 次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）に分類されます。インゴットのように金属材料として用いられる製品は鋳物製品に該当しません。

**(26) 該当性判断の個別相談ケース㉒ (コンクリート流込み用の型枠製造業の該当業種)**

(質問 2-26) 板金加工等によりコンクリート流込み用の型枠を製造しています。日本標準産業分類 2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業に該当しますか。

(回答 2-26) コンクリート流込み用の型枠の製造は、2446 製缶板金業に分類されます。ただし、本制度では 2446 製缶板金業は、高圧ガス溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限り対象となるため、コンクリート流込み用の型枠製造は対象外です。

**(27) 該当性判断の個別相談ケース㉓ (金属熱処理業の該当性 (塗装における乾燥工程))**

(質問 2-27-1) 当社は、塗装業を行っています。塗装工程において、温室等により乾燥を行う工程がありますが、本工程は 2465 金属熱処理業に該当しますか。

(回答 2-27-1) 該当しません。2465 金属熱処理業は、工業炉等を用いて、金属製品の形状を変えることなく、金属の性質（組織）そのものに変化を加えるもので、一般熱処理（焼入れや焼きなまし等）や表面熱処理（高周波焼き入れや浸炭焼き入れ等）を行う事業を指します。単に、表面の塗装を乾燥させる工程は 2465 金属熱処理業には該当しません。塗装業の場合、2461 金属製品塗装業であれば該当します。

(質問 2-27-2) 金属塗装前に金属加工や組み立てをしている場合も、日本標準産業分類 2461 金属製品塗装業に該当しますか。

(回答 2-27-2) 主として他から受け入れた金属製品に塗装を行い、塗装のみによる加工収入がある場合

には 2461 金属製品塗装業に該当しますが、自らが金属加工、組み立てを行った製品への塗装を行っている場合は 2461 金属製品塗装業に該当しません。

#### (28) 該当性判断の個別相談ケース⑳ (熱処理工程の内製)

(質問 2-28) 当社は、切削加工により機械部品の製造を行っています。機械部品の製造工程においては、切削加工後の機械部品に対して熱処理加工を行うことにより付加価値を付けています。この場合、熱処理加工部分は、2465 金属熱処理業に該当しますか。

(回答 2-28) 該当しません。2465 金属熱処理業は、「他から受け入れた金属製品、機械部分品の焼入れ、焼なましなどの熱処理を行う事業所」とされているとおり、他社から受け入れた製品に対し、熱処理を行う事業を指します。内製化の場合、熱処理を行う対象は、自社で製造した機械部品について、付加価値を付けるために当該製品の製造工程の一つとして熱処理加工を行っているものであるため、2465 金属熱処理業には該当しません。

#### (29) 該当性判断の個別相談ケース㉑ (プラスチック製品製造業)

(質問 2-29-1) 当社はプラスチック製品製造業です。各種プラスチック製品を製造しております。「プラスチック成形」で受け入れることは可能ですか。

(回答 2-29-1) 日本標準産業分類の中分類 18 プラスチック製品製造業に該当する製造品を、以下の成形方法により製造している場合、受入れ可能です。

- ・プラスチック成形 (うち、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形)
- ・強化プラスチック成形 (うち、手積み積層成形)

その他、分類の説明にあるように、プラスチック製歯車を製造する事業所は中分類 25-はん用機械器具製造業、プラスチック製計量器を製造する事業所は中分類 27-業務用機械器具製造業、また、プラスチック製ボビンを製造している事業所は、26-生産用機械器具製造業として、受入れ可能です。

製造品によって[日本標準産業分類 \(令和 5 年 7 月版\)](#) が異なりますので、対象となる産業分類一覧を御確認ください。

(質問 2-29-2) ビニールハウスの廃材を材料にして、プラスチック成型でペレットを製造しています。日本標準産業分類の 1852 廃プラスチック製品製造業に該当しますか。

(回答 2-29-2) 1851 プラスチック成形材料製造業に該当します。

受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、質問 2-29-1 を御確認願います。

(質問 2-29-3) プラスチックでラミネート加工をする事業者です。18 プラスチック製品製造業のいずれかに該当しますか。

(回答 2-29-3) 主としてプラスチックフィルム・シート等を元に各種加工を行っている場合、1825 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業に該当します。なお、主として購入し又は

委託された紙に、ろう、油、プラスチックなどを塗装、浸透又は積層加工を行いラミネート紙を製造する場合、1431 塗工紙製造業に分類される可能性があります。

受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、質問 2-29-1 を御確認願います。

**(質問 2-29-4) プラスチックで食品用容器・包装資材を製造しています。プラスチック製品製造業のいずれかに該当しますか。**

(回答 2-29-4) 製造品がプラスチック製の容器の場合は 1892 プラスチック製容器製造業に、包装資材の場合は 1897 他に分類されないプラスチック製品製造業に該当します。

受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、質問 2-29-1 を御確認願います。

**(質問 2-29-5) プラスチックで自動車部品を製造しています。1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業に該当しますか。**

(回答 2-29-5) 1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）又は 3113 自動車部分品・附属品製造業に該当します。

なお、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業として受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、質問 2-29-1 を御確認願います。

**(質問 2-29-6) プラスチックの原料の製造をしています。1851 プラスチック成形材料製造業に該当しますか。**

(回答 2-29-6) 主として、プラスチックに充てん剤の配合等を行い成形材料を製造する場合、1851 プラスチック成形材料製造業に該当します。なお、主としてポリエチレン等のプラスチックを粉末、粒状等の形で製造する場合は 1635 プラスチック製造業に該当するため、対象外となります。

受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、質問 2-29-1 を御確認願います。

**(質問 2-29-7) プラスチック製の眼鏡、サングラス等の製造はプラスチック製品製造業に該当しますか。**

(回答 2-29-7) プラスチック製の眼鏡・サングラスは、プラスチック製品製造業に該当しません。3297 眼鏡製造業（枠を含む）に該当します。

**(質問 2-29-8) 射出成型でプラスチックの部品を作り、車のサンルーフ部分に取り付けるまでが製造**

工程にある場合、日本標準産業分類 18 プラスチック製品製造又は 311 自動車・同附属品製造業に該当しますか。

(回答 2-29-8) 射出成形技能を用いて輸送用機械器具用のプラスチック製品を製造する事業所及び銅製品の加工品を一貫して製造する事業所の場合は、日本標準産業分類 18 プラスチック製品製造業(細分類:1832 輸送用機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く))に該当する可能性があります。

### (30) 該当性判断の個別相談ケース②⑥ (研磨業)

(質問 2-30) 当社は、産業機械部品を研磨加工している研磨業です。2469 その他の金属表面処理業に該当しますか。

(回答 2-30) バフ研磨業に限り、該当します。2469 その他の金属表面処理業(ただし、アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。)の場合、括弧内にあるアルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業のみが受入れ可能です。それ以外は受け入れることができません。日本標準産業分類の内容と異なりますので御注意ください。

### (31) 該当性判断の個別相談ケース②⑦ (ちゅう房機器の部分品製造)

(質問 2-31) 家庭用炊飯器や電子レンジの部分品を製造して出荷しています。出荷後に、他の事業所で本体と組み合わせて商品となりますが、部品製造でも 2931 ちゅう房機器製造業に該当しますか。

(回答 2-31) 該当します。部分品のみの製造であっても、その部品が本体となる製造品に必要な部品であると認められれば、該当します。

### (32) 該当性判断の個別相談ケース②⑧ (鉄骨製造業)

(質問 2-32) 建設現場で鉄骨の溶接をしています。2441 鉄骨製造業に該当しますか。

(回答 2-32) 該当しません。2441 鉄骨製造業は、工場内で鋼材を加工、溶接等をして鉄骨を製造した上で建設現場等に出荷する事業を指し、事業所内で鋼材の溶接等を行う場合は該当しますが、出荷された鉄骨を建設現場で溶接する作業の場合は該当しません。

### (33) 該当性判断の個別相談ケース②⑨ (鋼管製造業)

(質問 2-33) 車のパイプ製造は日本標準産業分類 311-自動車・同附属品製造業又は 2234 鋼管製造業に該当しますか。

(回答 2-33) 車のパイプは 3112-自動車車体・附随車製造業又は 3113-自動車部分品・附属品製造業に該当します。自動車用部品になるため、2234 鋼管製造業には該当しません。

### (34) 該当性判断の個別相談ケース③⑩ (工業包装)

(質問 2-34) 段ボールの工業包装を行っています。紙器・段ボール箱製造業の対象になりますか。

(回答 2-34) 該当しません。段ボール箱の製造は行わず、工業包装のみを行っている場合は、484 こん包

業に該当します。なお、484 こん包業は、JAIM への入会にかかる上乗せ要件等として日本梱包工業組合連合会に所属していることが必要です。

### (35) 該当性判断の個別相談ケース⑳ (コンクリート製品製造業)

(質問 2-35-1) 建築用の壁や柱をコンクリートで製造しています。2123 コンクリート製品製造業に該当しますか。

(回答 2-35-1) コンクリート製品として建築用の壁や柱を製造している場合、2123 コンクリート製品製造業に該当します。なお、生コンクリートを製造している場合は、2122 生コンクリート製造業に該当します。

(質問 2-35-2) コンクリート製品に対する金属加工をしています。2123 コンクリート製品製造業に該当しますか。

(回答 2-35-2) 該当しません。2123 コンクリート製品製造業は、コンクリート製品を製造する事業所を対象としているため、コンクリート製品の製造も行っている場合は該当しますが、金属加工のみを行っている場合は該当しません。

(質問 2-35-3) 日本標準産業分類 2123 コンクリート製品製造業として認められ JAIM 賛助会員となっている事業所が特定技能外国人を雇用する場合、「溶接」で技能実習 2 号を良好に修了した外国人を特定技能 1 号として「コンクリート製品製造」に移行させ、当該事業所に従事させることは可能ですか。

(回答 2-35-3) 「溶接」職種で技能実習 2 号を良好に修了していても、特定技能 1 号で業務区分「コンクリート製品製造」として従事させたい場合は、コンクリート製品製造区分の特定技能 1 号評価試験合格が必要です。「溶接」職種で技能実習 2 号を良好に修了した場合、業務区分「機械金属加工」では技能評価試験が免除されて移行が可能です。

### (36) 該当性判断の個別相談ケース㉑ (陶磁器製品製造業)

(質問 2-36) セラミックス製の食器を製造しています。2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業に該当しますか。

(回答 2-36) 「機械ろくろ成形」、「圧力鋳込み成形」及び「パッド印刷」のいずれかの作業によりセラミックス製の食器を製造する場合、2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業に該当します。

### (37) 該当性判断の個別相談ケース㉒ (繊維工業)

(質問 2-37-1) カーペット、カーテン、布団、ホテルリネンのクロスを製造しています。繊維工業のいずれかに該当しますか。

(回答 2-37-1) 羊毛、レーヨン、スフ、合成繊維、硬質麻類繊維などの繊維で、じゅうたん、だん通又はその他の繊維製の床敷物を製造する場合、1193 じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業に、購入した織物又はレース地（ドロワーク、カットワークなどを含む）などからカーテン及びどん帳、テーブル掛、テーブルセンター、ドイリー、ナプキン、旗、のぼり、引幕、脚はん（ゲ

ートル、スパッツなど)、そのほか他に分類されない縫製雑品を製造する場合、1199 他に分類されない繊維製品製造業に、布団(掛布団、敷布団、座布団)、夜着、寝具用カバーなどを製造する場合、1191 寝具製造業に該当すると思われ、受入れ可能となる見込みですが、実際にはJAIM 入会申請時に判断させていただきます。

**(質問 2-37-2) 雨合羽の製造をしている事業者です。塩化ビニール製のプラスチックを縫い付ける作業をしており、技能実習生は紳士服で受入れています。この場合、繊維工業のいずれかに該当しますか。**

(回答 2-37-2) 雨合羽製造につきましては、日本標準産業分類 1161 織物製成人男子・少年服製造業の中でレインコートの製造も含まれておりますので、繊維工業には該当しております。当該技能実習生が、紳士服製造で良好に終了されているなら、紳士服製造は移行対象職種に該当しておりますので、特定技能への移行は可能です。

**(質問 2-37-3) 日本標準産業分類 1152 漁網製造業の事業者ですが、繊維工業で特定技能の受入れは可能ですか。**

(回答 2-37-3) 可能です。令和 8 年 1 月 23 日閣議決定「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」及び「育成就労に係る制度の運用に関する方針」等により、工業製品製造業分野(繊維工業)において、「製網」に係る作業が特定技能の対象業務に含まれることが明記されたため、今後、所要の要件を満たす場合には特定技能外国人の受入れが可能となります。

**(質問 2-37-4) 日本標準産業分類 1185 手袋製造業の事業者ですが、繊維工業で特定技能の受入れは可能ですか。**

(回答 2-37-4) 1185 手袋製造業は日本標準産業分類では繊維工業に該当しておりますが、技能実習において移行対象職種に該当していないため、特定技能への移行はできず、受入れはできません。

**(質問 2-37-5) 自動車の内装等に使用するフェルト材の製造をしています。日本標準産業分類 11 繊維工業又は 311 自動車・同附属品製造業に該当しますか。**

(回答 2-37-5) フェルト材の製造は、11 繊維工業に該当しますが、工業製品製造業分野の外国人が従事する業務区分内の業務に該当しないため、外国人の受入れはできません。一方で、当該フェルト材が自動車部品として用いられる場合には、結果として 3113 自動車部分品・附属品製造業に該当する可能性もあります。

**(質問 2-37-6) 不織布製マスクの製造において、裁断・機械による製造・検品・こん包作業等を行う場合、1198 繊維製衛生材料製造業に該当しますか。**

(回答 2-37-6) 不織布製の衛生マスク製造業は、1198 繊維製衛生材料製造業に該当しますが、工業製品製造業分野の外国人が従事する業務区分内の業務に該当しないため、外国人の受入れはできません。

**(38) 該当性判断の個別相談ケース③④ (金属製品塗装業)**

**(質問 2-38-1) 船体の塗装をしています。2461 金属製品塗装業に該当しますか。**

(回答 2-38-1) 該当しません。船体の塗装は、0771 塗装工事業 (船舶塗装業) や 3131 船体製造・修理業等に該当します。ただし、船舶部分品の塗装を行っている場合は、2461 金属製品塗装業に分類される可能性があります。

**(質問 2-38-2) 自動車の車体や、修理が必要な車や中古車の車体、部品の塗装を行っています。2461 金属製品塗装業又は 311 自動車・同附属品製造業に該当しますか。**

(回答 2-38-2) 自らが製造した自動車の車体への塗装は、3112 自動車車体・附随車製造業に該当します。また、修理が必要な車や中古車の車体への塗装は、8919 その他の自動車整備業 (自動車再塗装業) に該当します。ただし、自動車の車体や自動車部品が、2461 金属製品塗装業の定義における「主として他から受け入れた金属製品」である場合は、2461 金属製品塗装業に分類される可能性があります。

**(質問 2-38-3) 建物資材を塗装する事業者です。2461 金属製品塗装業に該当しますか。**

(回答 2-38-3) 建物資材が 2461 金属製品塗装業の定義における「主として他から受け入れた金属製品」である場合、2461 金属製品塗装業に該当します。

**(39) 該当性判断の個別相談ケース③⑤ (RPF 製造業)**

**(質問 2-39) 固形燃料を製造しています。3299 他に分類されないその他の製造業 (ただし、RPF 製造業及び人体保護具製造業に限る。) に該当しますか。**

(回答 2-39) 3299 他に分類されないその他の製造業 (ただし、RPF 製造業及び人体保護具製造業に限る。) は、対象の固形燃料を RPF に限っているため、RPF ではない固形燃料の場合は対象外となります。

**(40) 該当性判断の個別相談ケース③⑥ (印刷・同関連業)**

**(質問 2-40) プラスチック製の袋への印刷をする業者です。1513 紙以外の印刷業に該当しますか。**

(回答 2-40) プラスチックフィルムへ印刷する場合、1513 紙以外の印刷業に該当します。なお、プラスチック製袋の製造は 1821 プラスチックフィルム製造業もしくは 1825 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業に分類される可能性がありますが、受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、質問 2-29-1 を御確認願います。

**(41) 該当性判断の個別相談ケース③⑦ (こん包業)**

**(質問 2-41) 製造品はなく、こん包のみを行う事業者です。484 こん包業に該当しますか。**

(回答 2-41) こん包のみの場合でも 484 こん包業に該当します。また、組立て・外装等を行わない場合は、4841-こん包業 (組立こん包業を除く) に該当します。なお、484 こん包業は、JAIM への

入会にかかる上乗せ要件等として日本梱包工業組合連合会に所属していることが必要です。

#### (42) 該当性判断の個別相談ケース⑳ (パルプ製造業)

(質問 2-42) 日本標準産業分類 1411 パルプ製造業で JAIM に加入できた際は、紙製造の作業は可能ですか。

(回答 2-42) 以下の 2 つを満たす場合には、特定技能制度の対象となる可能性があります。

- ・外国人が特定技能雇用契約に基づき活動を行う事業所が日本標準産業分類の小分類 144 紙製品製造業を行っており
- ・かつ外国人が従事する業務区分が紙器・段ボール箱製造区分に該当し、紙器・段ボール箱製造のうち印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造、段ボール箱製造の技能を用いて従事する

なお、紙製造の作業へ従事することは認められていません。

#### (43) 該当性判断の個別相談ケース㉑ (アルミニウム・同合金圧延業 (抽伸、押出しを含む))

(質問 2-43) アルミニウム押出製品の製造を行っています。製造工程が 2 事業所にまたがっていて、A 工場ではアルミニウムの溶解・押出用ピレット製造を行っています。B 工場では押出・切断・表面処理 (陽極酸化処理や塗装など) を行っています。この場合、A 工場・B 工場ともに日本標準産業分類 2332 アルミニウム・同合金圧延業 (抽伸、押出しを含む) に該当しますか。

(回答 2-43) 完成品 (最終製品) がアルミニウム及びその合金から圧延、抽伸、押出しなどにより製造された板、条、棒、型材、線、はく (箔)、管等であれば、2 事業所とも 2332 アルミニウム・同合金圧延業 (抽伸、押出しを含む) に該当します。アルミニウム押出材で自動車部品を製造する場合は 3113 自動車部分品・附属品製造業、航空機部品を製造する場合は 3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業に該当する可能性があります。

### 3. 技能実習からの移行、技能実習修了者の受入れ

#### (1) 技能実習の職種と特定技能1号の業務区分との関係

(質問 3-1) 技能実習2号を修了した職種からの移行が認められた業務区分で特定技能1号を取得した場合、他の業務区分の技能を要する業務に従事することは可能ですか。

(回答 3-1) 在留資格を得た業務区分に含まれる技能を要する業務であれば認められます。ただし、当該区分に含まれない技能を要する業務への従事を希望する場合は、希望する技能を含む製造分野特定技能1号技能評価試験に合格することが必要です。

(参考：業務区分と技能 2026年4月現在)

- ① 機械金属加工（鋳鉄鋳物製造、非鉄金属鋳物鋳造、ハンマ型鍛造、プレス型鍛造鋳造、ホットチャンバダイカスト、コールドチャンバダイカスト、普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ、金属プレス、構造物鉄工、機械板金、機械系保全、治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ、機械検査、回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装、手溶接、半自動溶接、工業包装、全体熱処理、表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）、部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）、手積み積層成形、電子機器組立て、ビーズ法発泡スチロール成形、プラスチック成形材料製造、アルミニウム圧延・押出製品製造（引抜加工）、アルミニウム圧延・押出製品製造（仕上げ）、フィルム加工（ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン）
- ② 電気電子機器組立て（普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ、治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ、機械検査、機械系保全、電子機器組立て、回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作、プリント配線板設計、プリント配線板製造、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、工業包装、手積み積層成形、ビーズ法発泡スチロール成形、プラスチック成形材料製造、フィルム加工（ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン）
- ③ 金属表面処理（めっき、アルミニウム陽極酸化処理、バフ研磨）
- ④ 紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造、段ボール箱製造）
- ⑤ コンクリート製品製造（コンクリート製品製造）
- ⑥ RPF製造（RPF製造）
- ⑦ 陶磁器製品製造（機械ろくろ成形、圧力鋳込み成形、パッド印刷、排泥鋳込み成形、タイル成形、衛生陶器成形）
- ⑧ 印刷・製本（オフセット印刷、製本、グラビア印刷）
- ⑨ 繊維製品製造（糸浸染、織物・ニット浸染、靴下製造、丸編みニット製造、織布運転（準備工程）、織布運転（製織工程）、織布運転（仕上工程）、たて編ニット生地製造、紡績運転（前紡工程）、紡績運転（精紡工程）、紡績運転（巻糸工程）、紡績運転（合ねん糸工程）、織じゅうたん製造、タフテッドカーペット製造、ニードルパンチカーペット製造、製網、染色（捺染）

- ⑩ 縫製（婦人子供既製服縫製、紳士既製服製造、寝具製作、帆布製品製造、ワイシャツ製造、下着類製造、自動車シート縫製、タオル製造、カーテン縫製）
- ⑪ 電線・ケーブル製造（電線・ケーブル製造）
- ⑫ プレハブ住宅製品製造（大工工事、タイル張り、普通旋盤、金属プレス、構造物鉄工、機械板金、建築塗装、金属塗装、噴霧塗装、手溶接、半自動溶接、コンクリート製品製造）
- ⑬ 家具製造（金属プレス、機械板金、家具手加工、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、金属塗装、噴霧塗装、工業包装、手溶接、半自動溶接、家具組立て、マットレス製造、家具シート縫製）
- ⑭ 定形・不定形耐火物製造（定形耐火物製造、不定形耐火物製造）
- ⑮ 生コンクリート製造（生コンクリート製造）
- ⑯ ゴム製品製造（成形加工、押出し加工、混練り圧延加工、複合積層加工）
- ⑰ かばん製造（かばん製造）

## (2) 技能実習の作業と特定技能1号の関係

**(質問 3-2-1) 技能実習では【職種：プラスチック成形】のブロー成形作業を行っていました。特定技能1号では、技能実習2号の他の作業（圧縮成形、射出成形、インフレーション成形）も行うことは可能ですか。**

(回答 3-2-1) 可能です。「プラスチック成形」で技能実習2号を良好に修了した場合、機械金属加工区分と電気電子機器組立て区分の特定技能1号への移行が可能となり、区分の範囲内の技能を要する業務であれば従事することが可能です（詳細は質問 4-1 を御参照下さい）。

なお、特定技能制度と技能実習制度は別の制度であり、特定技能外国人が従事できる業務は、技能実習生の従事できる業務とは別個に定められていますので、御注意願います。

**(質問 3-2-2) 技能実習では、【職種：強化プラスチック成形】の手積み積層成形作業を行っていました。特定技能に移行する場合、試験は必要ないですか。**

(回答 3-2-2) 「強化プラスチック成形」で技能実習2号を良好に修了した場合、機械金属加工区分又は電気電子機器組立て区分の特定技能1号への移行が可能となります。

**(質問 3-2-3) 技能実習では【職種：機械加工】の普通旋盤作業を行っていました。特定技能1号では、研削盤作業を行うことは可能ですか。**

(回答 3-2-3) 可能です。「機械加工」で技能実習2号を良好に修了した場合、機械金属加工区分と電気電子機器組立て区分の特定技能1号への移行が可能となり、区分の範囲内の技能を要する業務であれば従事することが可能です（詳細は質問 4-1 を御参照下さい）。

なお、特定技能制度と技能実習制度は別の制度であり、特定技能外国人が従事できる業務は、技能実習生の従事できる業務とは別個に定められていますので、御注意願います。

### (3) 「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断する要件

(質問 3-3) どのような要件を満たせば「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断されますか。

(回答 3-3) 以下の 1) と、2-1) または 2-2) の要件を満たす必要があります。

1) 技能実習 2 年 10 か月以上の修了

2-1) 技能検定 3 級若しくは相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

2-2) 「評価調書」に基づき、技能実習 2 号を良好に修了したと認められること

ただし、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合、かつ、過去 1 年以内に技能実習法の「改善命令」(技能実習法施行前の旧制度における「改善指導」を含む)を受けていない場合は 2-1) に係る合格証書及び 2-2) に係る「評価調書」の提出を省略できます。詳細については最寄りの地方出入国在留管理官署へお問い合わせください。

### (4) 2 年 10 か月未満での技能実習修了者の扱い

(質問 3-4) 技能実習 2 号として在留時、技能検定 3 級を取得し、3 年を待たず 2 年 6 か月で帰国した元技能実習生を特定技能 1 号に移行する場合、「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断されますか。

(回答 3-4) 技能実習を 2 年 10 か月以上修了することが必須要件になっています。そのため、日本語試験及び特定技能 1 号評価試験免除には該当せず、特定技能外国人として受け入れるには、日本語試験、特定技能 1 号評価試験のどちらも合格が必要です。

### (5) 「評価調書」を準備できない場合の対応

(質問 3-5) 他社で技能実習を行った技能実習修了者の受入れを希望していますが、元実習実施先から協力が得られず、実習中の出勤状況や生活態度等を記載した評価調書が作成できません。

(回答 3-5) 以下の 2 点を提出することで、地方出入国在留管理官署から、技能実習 2 号を良好に修了したか否か総合的に評価することも可能です。

1) 「評価調書」を提出することができないことの経緯を説明する理由書 (任意様式)。

2) 「評価調書」に代わる文書 (例えば、当時の技能実習指導員等の当該外国人の実習状況を知り得る立場にある者が作成した技能実習の実施状況を説明する文書 (任意様式))。

詳細については最寄りの地方出入国在留管理官署へお問い合わせください。

### (6) 一時帰国の必要有無

(質問 3-6) 技能実習 2 号から特定技能へ移行する際、一時帰国しなければならないのですか。

(回答 3-6) 技能実習 2 号を修了した外国人が特定技能へ移行する際、一時帰国することは法令上の要件とはなっていません。

### (7) 技能実習中の移行可否

(質問 3-7) 現在、技能実習 3 号の実習中です。特定技能 1 号への移行は可能ですか。

(回答 3-7) 技能実習中の移行はできません。技能実習 3 号を修了してから可能となります。

**(8) 技能実習修了職種以外への従事**

(質問 3-8) 技能実習 2 号を修了後、特定技能 1 号を取得し就労している特定技能外国人が、他の業務区分の技能試験を受験して合格した場合、両方の業務区分に携わることは可能ですか。

(回答 3-8) 製造分野特定技能 1 号評価試験に合格した業務区分にも従事することが可能です。

なお、令和 4 年 8 月の制度改正により 1 つの業務区分で従事できる業務の幅が広がりました。

## 4. 業務範囲について

---

### (1) 作業内容

(質問 4-1) 特定技能外国人が従事する業務内容について教えてください。

(回答 4-1) 特定技能外国人の受入れに関する運用要領<別紙 4>に、業務区分別に記載しています。

例) 機械金属加工：指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004944.pdf>

また、分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます。

- ①原材料・部品の調達・搬送作業、②前後工程作業、③クレーン・フォークリフト等運転作業、④清掃・保守管理作業

### (2) 複数の製造ライン時の対応

(質問 4-2-1) 製造ラインで、受入れ対象の日本標準産業分類に該当するものと該当しないものを製造しています。受入れ対象の日本標準産業分類で特定技能外国人を受け入れた場合、受入れ対象の日本標準産業分類に該当しない製造品の製造作業に携わることは可能ですか。

(回答 4-2-1) 同じ事業所／製造ライン内であっても、受入れ対象の日本標準産業分類に該当しない業務に従事することはできません。

(質問 4-2-2) 受入れ対象の日本標準産業分類に該当する製造品が複数あります。そのうち JAIM に、一つの製造品しか届け出ていません。受入れ対象の日本標準産業分類に該当することが分かっているならば、特定技能外国人が製造作業に携わっても良いでしょうか。

(回答 4-2-2) 製造品が受入れ対象の日本標準産業分類に該当するか否かは、JAIM が判断します。既に入会が認められているものと同じような製造品であっても、新たな製造品のラインに従事させる場合は、申請をしてください。なお、特定技能外国人の作業は、同じ業務区分内であれば従事させることが可能です。

(質問 4-2-3) 日本標準産業分類 144 紙製品製造業・145 紙製容器製造業に該当する事業者ですが、その工程に印刷工程がある為、印刷・同関連業の上乗せ要件である団体へ加入しようとしたところ、対象でないとのことでした。144・145 で入会した場合に、特定技能を印刷工程に従事させることは可能ですか。

(回答 4-2-3) 外国人が従事する業務区分が紙器・段ボール箱製造区分に該当し、紙器・段ボール箱製造のうち印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造、段ボール箱製造の技能を用いて従事する場合には、特定技能制度の対象となる可能性があります。なお、当該業務に従事する日本人が通常従事する関連業務にご質問の工程が含まれる場合は、特定技能外国人も当該工程に付随的に従事することが出来ます。ただし、もっぱら当該工程にのみ従事することは認められません。

### (3) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い①

(質問 4-3) 自動車部品と生産用機械部品の製造ラインがあり、日本人は交代で双方のラインでの作業に従事しています。同じ職場の日本人と同様、交代で作業することは可能ですか。

(回答 4-3) 可能です。なお、特定技能外国人が従事できるのは、受入れ可能な日本標準産業分類に該当する製造品のラインのみであるため、対象外の製造品の場合は不可となります。

### (4) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い②

(質問 4-4) 現在、技能実習 2 号が【溶接】職種で従事しています。技能実習 2 号を良好に修了した後、特定技能 1 号では「溶接」を中心に従事してほしいと思っておりますが、当事業所で「溶接」をしている他の日本人従業員は、通常「機械加工」にも従事しています。この場合、同じように「機械加工」にも従事させて良いですか。

(回答 4-4) 「溶接」職種の技能実習 2 号を良好に修了した場合、特定技能 1 号では「機械金属加工」の業務区分に移行することができます。この「機械金属加工」の区分内の技能に該当するため、日本人従業員同様に「機械加工」や「仕上げ」の技能を要する業務に従事させることが可能です。ただし、新しい技能を要する業務に従事させる場合には、労働災害を防止するため、日本人従業員に行うものと同等の訓練や研修を実施しなければなりません。

なお、主に従事する業務と併せて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（原材料・部品の調達・搬送作業等）に付随的に従事することも差し支えありません。

### (5) 異動の可否

(質問 4-5-1) 関連会社への異動は可能ですか。

(回答 4-5-1) 特定技能外国人と雇用契約を結んでいない関連会社等の他社、他社事業所への異動は認められておりません。

(質問 4-5-2) 海外拠点を保有しています。当該海外工場で勤務している現地の従業員を、特定技能外国人として雇用して同社の国内工場で受け入れ、勤務させることは可能ですか。

(回答 4-5-2) 現地の外国人従業員を工業製品製造業分野の特定技能外国人として雇用し、国内工場（事業所）で就労させる場合、当該事業所が JAIME 賛助会員として入会している必要があります。また、外国人と特定技能外国人としての雇用契約を結ぶためには出入国在留管理庁の管轄となる事項があります。こちらについては地方出入国在留管理官署へ事前に御確認ください。

### (6) 出張の可否

(質問 4-6-1) 特定技能外国人材が国内出張することは可能ですか。

(回答 4-6-1) 下記、1) ,2) をともに満たす場合、国内出張が可能です。

#### 1) 地方出入国在留管理官署との関係

特定技能外国人の受入れにあたっては、地方出入国在留管理官署への在留諸申請に際して、「雇用条件書」で就業の場所を記載する必要があり、原則として、特定技能外国人は申請が受

理された場所でのみ就業が可能です。ただし、出張等、「雇用条件書」で示された場所以外での就業を希望する場合「特定技能雇用契約の変更に係る届出書」を申請し、受理されれば就業が可能になります。

## 2) JAIM との関係

出張先の事業所（工場）も、JAIM 賛助会員となっており、特定技能外国人が就労可能な業務に従事できることが必要です。

### **(質問 4-6-2) 特定技能外国人材が海外出張することは可能ですか。**

(回答 4-6-2) 「みなし出国」の手続きをしていただければ可能です。海外における活動は、特定技能制度の範囲外の活動であるため、出張先の事業所（海外工場等）による JAIM への入会も不要です。

## **(7) 出向の可否**

### **(質問 4-7) 雇用中の特定技能外国人を、別の企業へ出向させることは可能ですか。**

(回答 4-7) 工業製品製造業分野において、特定技能外国人の雇用形態は、原則、直接雇用に限っており、在籍型の出向（出向元企業と出向先企業の双方と雇用契約を結ぶ形態）は不可となっています。

(御参考) 工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針「第二 2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項 (2) 特定技能外国人の雇用形態」を参照

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001454691.pdf>

## 5. 請負契約について

### (1) 請負契約での受入れ

(質問 5-1-1) 構内請負を行っております。特定技能制度の利用は可能でしょうか。

(回答 5-1-1) 工業製品製造業分野において、条件を満たしていれば請負での受入れが可能です。請負会社が工業製品製造業分野に該当する（製造品出荷額が発生している）こと、業務区分が該当すること、直接雇用契約を結んでいること、JAIM の賛助会員であること、派遣契約ではないことが条件です（\*製造業では派遣契約は認められておりません）。また、いわゆる偽装請負（請負契約はあるものの発注者から直接、業務の指示や命令をされるといった場合など）も対象外です。なお、請負による製造の場合は、『請負事業所判断チェックシート』と『請負契約書の写し』の提出が必須です。

提出が必要な証明書類は、届け出る日本標準産業分類によって異なります。以下 URL の【書き方見本ファイル】を御確認の上、作成をお願いいたします。

○11 繊維工業への申請

[https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample\\_11.pdf](https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_11.pdf)

○繊維工業\_人権基準認証手続き中の代替書類

[https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample\\_11\\_02.pdf](https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_11_02.pdf)

○15 印刷・同関連業への申請

[https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample\\_15.pdf](https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_15.pdf)

○18 プラスチック製品製造業への申請

[https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample\\_18.pdf](https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_18.pdf)

○484 こん包業への申請

[https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample\\_484.pdf](https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_484.pdf)

○2462・2464・2469 めっき業・金属表面処理業への申請、

311・314 のうち製造工程に金属表面処理加工が含まれている事業所の申請

[https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample\\_2462-2464-2469.pdf](https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_2462-2464-2469.pdf)

○そのほかの日本標準産業分類への申請

[https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample\\_other.pdf](https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_other.pdf)

(質問 5-1-2) 請負による製造の場合、『請負事業所判断チェックシート』の提出が必須とありますが、『請負事業所判断チェックシート』のチェック項目全てに「○」が付く場合には、必ず申請が受理され JAIM へ入会できるのでしょうか。

(回答 5-1-2) 『請負事業所判断チェックシート』の提出は必須ですが、それだけで必ず申請が受理されるものではありません。証明書類内容を確認し、製造品情報等の申請内容に応じて入会の可否を判断いたします。なお、必要に応じて追加書類の提出を依頼することがあります。

## 6. 特定技能2号について（制度全般、実務経験に関する内容）

### (1) 制度全般

（質問 6-1-1）特定技能2号については、特定技能1号のような通算の在留期間の上限が設けられていませんが、実質的に永住者と同じということですか。

（回答 6-1-1）特定技能2号は、専門的・技術的分野の在留資格である「技能」や「技術・人文知識・国際業務」等と同様、一定期間ごとに在留期間の更新が必要であり、退職等により特定技能2号の活動を終了した場合は更新が認められません。この点、在留期間の更新の必要がなく、本邦での活動内容に制限のない永住者とは異なります。

なお、退職等の後、新たな企業に就職する場合や他の在留資格に該当する活動を行う場合は、在留資格の変更が許可される可能性があります。

（質問 6-1-2）特定技能2号は、要件を満たせば家族の帯同が可能とのことですが、具体的にどのような要件が必要ですか。

（回答 6-1-2）特定技能2号の方が扶養する家族（配偶者、子）は、在留資格「家族滞在」による在留が認められます。

要件等については、最寄りの地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。

（御参考）在留資格「家族滞在」

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/dependent.html>

（質問 6-1-3）特定技能2号でも、各種届出や定期面談は必要ですか。

（回答 6-1-3）特定技能2号の方は、受入れ機関又は登録支援機関による支援の実施が義務とはなっていないため、定期面談及び定期的「支援実施状況に係る届出」の提出は不要です。

一方で、出入国在留管理庁長官に対する随時の各種届出及び定期的「受入れ活動状況に係る届出」は、特定技能1号の際と同様に必要です。

### (2) 実務経験について

（質問 6-2-1）「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験」について、具体的に教えてください。

（回答 6-2-1）「日本国内に拠点を持つ企業」とは、日本国内に登録している本店又は主たる事務所等がある企業をいいます。また、「製造業の現場における実務経験」とは、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類E-製造業（ただし、「中分類09-食料品製造業」及び「中分類10-飲料・たばこ・飼料製造業」を除く。）に掲げるものを行っている事業所にて、製造品の加工等に従事した経験を指します。

（質問 6-2-2）工業製品製造業分野において特定技能の対象になっていない製造業での従事経験も実務経験の対象になりますか。

（回答 6-2-2）工業製品製造業分野において特定技能の制度対象になっていない製造業における経験も、

「製造業の現場における実務経験」に含まれます。

**(質問 6-2-3) 飲食料品製造業での従事経験も実務経験の対象になりますか。**

(回答 6-2-3) 飲食料品製造業における経験は、「製造業の現場における実務経験」には含まれません。

**(質問 6-2-4) 造船業で鉄工や溶接に従事した経験も実務経験の対象になりますか。**

(回答 6-2-4) 日本標準産業分類 313 (船舶製造・修理業, 舶用機関製造業) に該当する事業所における経験は、「製造業の現場における実務経験」に含まれます。

**(質問 6-2-5) 技能実習生としての従事経験も実務経験の対象になりますか。また、技能実習 1 号の最初の監理団体による研修期間や、一時帰国していた期間も実務経験年数に含まれますか。**

(回答 6-2-5) 技能実習生として「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場」に従事していた期間も、実務経験に含まれます。

また、業務に従事していない期間がある場合には、その期間を除いた上で、就業していた期間が 3 年以上必要となります。

**(質問 6-2-6) 特定技能 1 号で従事している業務区分と特定技能 2 号で従事したい業務区分が違う場合でも、特定技能 1 号での従事経験は実務経験として認められますか。**

(回答 6-2-6) 特定技能 1 号で従事している業務区分と特定技能 2 号で従事したい業務区分が異なる場合であっても、「製造業」の現場における実務経験が 3 年以上あれば要件を満たします。

**(質問 6-2-7) 同一企業における実務経験が 3 年以上ではなく、複数企業での実務経験を合算すると 3 年以上となる場合でも認められますか。**

(回答 6-2-7) 必ずしも同一企業である必要はありません。複数企業で業務に従事している場合でも、製造業の現場における実務経験が合算して 3 年以上あれば要件を満たします。

**(質問 6-2-8) 技能実習 1 号修了後に特定技能 1 号に移行した場合で、技能実習 1 号と特定技能 1 号で業種が異なる場合でも、両方の従事経験を合算して 3 年以上となる場合には認められますか。**

(回答 6-2-8) 違う業種に転職したとしても、両方とも製造業である場合には、両方の実務経験を合算して 3 年以上あれば要件を満たします。

**(質問 6-2-9) 3 年間の「就労」ではなく、「在籍」(休職期間や帰国期間を含める) でも認められますか。**

(回答 6-2-9) 業務に従事していない期間がある場合には、その期間を除いた上で、就業していた期間が 3 年以上必要となります。

**(質問 6-2-10) 現在特定技能で雇用している外国人、または、以前特定技能として雇用していた外国**

**人から実務経験証明書の記載を求められた場合、作成義務はありますか。**

(回答 6-2-10) 退職者も含めて、特定技能外国人として雇用していた場合、出入国在留管理庁の告示（上乘せ基準告示）にて、本人からの求めに応じて、実務経験証明書の作成について定められた条文がありますので、御対応をお願いいたします。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001462457.pdf>

（第三条第六項）

特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付すること。

**(質問 6-2-11) 実務経験証明書の有効期限はありますか。**

(回答 6-2-11) 過去の就業期間について証明する書類のため、特に期限を設けてはおりません。

**(質問 6-2-12) 実務経験証明書には、就業した会社すべてを記さなければいけませんか。**

(回答 6-2-12) 「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務」の就業期間が合計3年以上あることを証明していただくものですので、社数は問いません。

**(質問 6-2-13) 実務経験証明書の署名は誰が署名すればよいのでしょうか。**

(回答 6-2-13) 基本的には、申込時点で所属している事業所の方が、合計就業期間が3年を満たしていることを確認のうえ署名をお願いします。

役職などは問いませんが、当証明書の作成責任者となりうる立場の方が、署名をお願いします。事務局から必要に応じて問合せをさせていただく場合があります。

なお、現在、製造業の事業所に所属していない方については、直近で所属していた製造業の事業所の方において合計就業期間が3年を満たしていることを確認のうえ署名をお願いします。

## 7. 製造分野特定技能評価試験について（特定技能1号と2号に共通する内容）

### (1) 試験日程

（質問 7-1）試験日程・開催場所は決まっていますか。

（回答 7-1）最新の試験日程・開催場所は、JAIM 及びプロメトリックの HP にて随時情報更新をしています。

#### ・JAIM HP

製造分野特定技能評価試験：

<https://www.jaim-skill.or.jp/exam/>

製造分野特定技能1号評価試験：

<https://www.jaim-skill.or.jp/exam/about-ssw1/>

製造分野特定技能2号評価試験：

<https://www.jaim-skill.or.jp/exam/about-ssw2/>

#### ・プロメトリック HP

製造分野特定技能1号評価試験：[https://www.prometric-jp.com/ssw/test\\_list/archives/17](https://www.prometric-jp.com/ssw/test_list/archives/17)

製造分野特定技能2号評価試験：[https://www.prometric-jp.com/ssw/test\\_list/archives/18](https://www.prometric-jp.com/ssw/test_list/archives/18)

### (2) 受験資格

（質問 7-2）特定技能に係る試験の受験資格者の対象を教えてください。

（回答 7-2）受験資格者は、令和2年4月1日以降については、国内試験についても過去に中長期在留者として在留した経験がない方であっても受験を目的として「短期滞在」の在留資格により入国し、受験することが可能となりましたので、試験日当日において満17歳以上の外国人（ただし、インドネシア国籍の方は満18歳以上）であり、試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者であれば対象となります。なお、国籍を問わず、日本上陸時点では18歳以上であることが必須です。

また、製造分野特定技能2号評価試験の受験に当たっては、「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有すること」が試験の申込時に必要となります。実務経験につきましては、質問・回答 6-2-1～6-2-13 も御覧ください。

### (3) 合否等

（質問 7-3-1）合否はいつ分かりますか。

（回答 7-3-1）試験結果は、プロメトリックのマイページの「結果通知書」にて確認できます。受験翌日から5営業日以内に確認可能で、Eメールでの結果通知は行いません。

（質問 7-3-2）合否は試験画面で表示されますか。

（回答 7-3-2）試験結果は、試験会場のパソコン上では表示されません。受験翌日から5営業日以内にプロメトリックのマイページから確認できます。

(質問 7-3-3) 合格したあとの手続はどうなりますか。

(回答 7-3-3) 製造分野特定技能評価試験の合格者が、地方出入国在留管理官署に工業製品製造業分野の特定技能に係る在留諸申請を行う際は、「結果通知書」又は「合格証明書」が必要です。受験年度によって提出可能な書類が異なりますので、詳細については以下のページからご確認ください。

<https://www.jaim-skill.or.jp/exam/procedure/>

(質問 7-3-4) 合格しなかった理由を教えてください。

(回答 7-3-4) 可否の問い合わせには応じられません。

(質問 7-3-5) 再試験はありますか。

(回答 7-3-5) ありません。次の回以降で受験申込をしてください。

(質問 7-3-6) 試験に合格しなかった場合、同一回の試験期間中に、同じ試験区分の試験を複数回受験できますか。

(回答 7-3-6) できません。試験日の翌日より起算して 45 日間は同じ試験を受けることができませんので、次の回までお待ちください。

(質問 7-3-7) 受験回数に制限はありますか。

(回答 7-3-7) ありません。

(質問 7-3-8) 合格した試験を再度受験することはできますか。

(回答 7-3-8) できません。

#### (4) 合格証明書

(質問 7-4) 令和 7 年度以前に発行された合格証明書は、令和 8 年度以降も有効ですか。

(回答 7-4) 有効です。

## (5) 試験問題例・学習用参考テキスト

(質問 7-5) 試験の過去問や学習用のテキストはありますか。

(回答 7-5) 特定技能 1 号評価試験については、過去に出題された試験問題の例や学習用参考テキストを公開しています。特定技能 2 号評価試験については、過去に出題された試験問題の例を公開しているほか、賛助会員限定で学習用参考テキストを提供しています。

特定技能 1 号評価試験：過去に出題された試験問題の例、学習用参考テキスト

特定技能 2 号評価試験：過去に出題された試験問題の例

<https://www.jaim-skill.or.jp/exam/materials/>

※特定技能 2 号評価試験の学習用参考テキストは賛助会員マイページから閲覧できます。

## (6) 受験の申込み

(質問 7-6-1) 団体予約は可能ですか。

(回答 7-6-1) 団体予約はできません。

※団体予約サービスは 2026 年 3 月をもって終了しました。

(<https://www.prometric-jp.com/ssw/news/archives/306>)

(質問 7-6-2) 登録に使用したメールアドレスを別の受験者の登録にも使えますか。

(回答 7-6-2) 受験者単位でのメールアドレスを御準備ください。

一つのメールアドレスを複数の受験者の登録に使用することはできません。

## 8. 製造分野特定技能 1 号評価試験等について

### (1) 工業製品製造業分野以外の技能実習修了者の扱い

(質問 8-1) 工業製品製造業分野以外の職種・作業で、技能実習 2 号を良好に修了している場合でも、日本語試験に合格する必要がありますか。

(回答 8-1) 工業製品製造業分野以外の職種・作業（宿泊を除く。）で技能実習 2 号を良好に修了している場合、職種・作業の種類にかかわらず、技能実習生として良好に 3 年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、日本語試験が免除されます。その場合でも、別途、工業製品製造業分野において相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有しているかを確認するための製造分野特定技能 1 号評価試験の合格が必要となります。

### (2) 複数の業務区分で共通して対象となっている技能を選択した場合の従事可能な業務区分について

(質問 8-2-1) 複数の業務区分で共通して対象となっている技能について、ある試験区分で合格してその業務区分で従事している場合でも、他の業務区分で従事するためには、改めてその試験区分で合格する必要がありますか。例えば、「機械金属加工」と「電気電子機器組立て」の業務区分では“機械加工”の技能が共通して対象となっていますが、機械金属加工区分（“機械加工”の技能を選択）の試験に合格している場合でも、「電気電子機器組立て」の業務区分で“機械加工”の技能を要する業務に従事するためには、改めて電気電子機器組立て区分の試験に合格する必要がありますか。

(回答 8-2-1) 製造分野特定技能 1 号評価試験は、業務区分に対応する 17 の試験区分（機械金属加工区分、電気電子機器組立て区分、金属表面処理区分、紙器・段ボール箱製造区分、コンクリート製品製造区分、陶磁器製品製造区分、紡織製品製造区分、縫製区分、RPF 製造区分、印刷・製本区分、電線・ケーブル製造区分、プレハブ住宅製品製造区分、家具製造区分、定形・不定形耐火物製造区分、生コンクリート製造区分、ゴム製品製造区分、かばん製造区分）に分かれており、それぞれ異なる試験となります。そのため、機械金属加工区分の試験に合格された方は「機械金属加工」の業務区分でのみ従事可能であり、「電気電子機器組立て」の業務区分で従事するためには、“機械加工”のように両業務区分で技能が共通する場合であっても、改めて電気電子機器組立て区分の試験に合格していただくことが必要となります。

※技能実習の職種と特定技能の業務区分との関係については、質問・回答 3-1 を御覧ください。例えば、機械加工職種の技能実習 2 号を良好に修了された方は、特定技能の「機械金属加工」と「電気電子機器組立て」のどちらの業務区分でも、在留資格を得れば従事することができます。また、「機械金属加工」の業務区分で在留資格を得て従事していたが、「電気電子機器組立て」の業務区分に変更して従事しようとする場合も、在留資格上の手続は必要となりますが、電気電子機器組立て区分の試験に合格していただく必要はありません。

(質問 8-2-2) 機械金属加工区分、電気電子機器組立て区分に従事している方に、強化プラスチック成型、金属熱処理で従事してもらいたい場合は、再度テストが必要ですか。または、必要な

**研修を行えば従事させることは可能ですか。**

(回答 8-2-2) 製造分野特定技能評価試験等の再受験は不要ですが、必要に応じた訓練・研修の実施をお願いいたします。なお、新たな製造品のラインに従事させる場合は、受入れ対象の産業分類に該当するか判断する必要がありますので、JAIM へ申請をお願いいたします。

## 9. 製造分野特定技能2号評価試験等について

---

### (1) 特定技能2号評価試験ルートについて

(質問 9-1-1) 製造分野特定技能2号評価試験の試験区分は3区分とのことですが、各試験区分の中でさらに技能を選択する形式ですか。

(回答 9-1-1) 製造分野特定技能2号評価試験は、機械金属加工区分、電気電子機器組立て区分、金属表面処理区分の3区分で実施します。各試験区分の中でさらに技能を選択する形式ではありません。

(質問 9-1-2) 製造分野特定技能2号評価試験とビジネス・キャリア検定3級の試験問題は、いずれも日本語のみですか。また、日本語のみの場合、漢字に振り仮名は振られますか。

(回答 9-1-2) 製造分野特定技能2号評価試験とビジネス・キャリア検定3級のいずれも、試験問題は日本語のみです。漢字への振り仮名は、どちらの試験も対応します。

(質問 9-1-3) ビジネス・キャリア検定3級を受験する際、選択する区分によって、特定技能として従事できる業務範囲に違いはありますか。

(回答 9-1-3) 受験者の判断で、「生産管理プランニング区分」、「生産管理オペレーティング区分」のいずれかを選択し、受験してください。出題範囲に関しましては、以下のリンクを御参照ください。

<https://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/business/ssw2.html>

### (2) 技能検定ルートについて

(質問 9-2-1) 必要要件である「技能検定1級取得」は、実技試験と学科試験の両方に合格する必要があるありますか。

(回答 9-2-1) 実技試験と学科試験の両方に合格いただく必要があります。

(質問 9-2-2) 技能検定1級は、申請すれば随時実施していただけますか。

(回答 9-2-2) 技能検定1級は、随時試験の対象ではありませんので、決められた試験日程により受検いただくようお願いいたします。

(質問 9-2-3) 「技能検定ルート」(技能検定1級合格)で、機械金属加工区分と電気電子機器組立て区分の両方に含まれる技能(“機械加工”や“プラスチック成形”等)の検定に合格した場合には、機械金属加工区分と電気電子機器組立て区分のいずれの業務区分でも就労が可能ですか。

(回答 9-2-3) いずれの業務区分でも就労が可能です。

(質問 9-2-4) “溶接”は技能検定1級の実施対象になっていませんが、“溶接”の技能で特定技能2号を取得するためには、“溶接”が含まれる機械金属加工区分の製造分野特定技能2号評価試験に合格する必要があるということですか。

(回答 9-2-4) “溶接”は技能検定1級の実施対象ではないため、“溶接”の技能で特定技能2号を取得す

るためには、機械金属加工区分の製造分野特定技能2号評価試験に合格していただく必要があります。

**(質問 9-2-5) 技能実習から特定技能1号への移行の場合、技能実習2号対象職種・作業ごとに特定技能1号への移行可否が決まっております。例えば、「鉄工」職種では、3つある作業のうち、「構造物鉄工作業」のみが特定技能1号への対象となっており、「製缶作業」及び「構造物現図作業」は対象になっておりません。こうしたなかで、技能検定ルートで特定技能2号を取得するにあたり、「製缶作業」や「構造物現図作業」の技能検定1級試験合格でも、特定技能2号を取得できますか。**

(回答 9-2-5) 技能検定ルートで特定技能2号を取得する場合は、職種単位で技能検定1級合格を判断するため、対象となる職種に紐づくいずれの作業の試験であっても合格すれば認められます。

### **(3) 実務経験証明書の「受験資格確認番号」の取得について**

**(質問 9-3-1) 実務経験証明書の「受験資格確認番号」とは何ですか。**

(回答 9-3-1) 製造分野特定技能2号評価試験を受験するためには、JAIMの専用フォームから「実務経験証明書」を提出のうえ、事務局より発行された申請者固有の「受験資格確認番号」を、プロメトリックの受験申込時に入力する必要があります。受験希望の方は、実務経験証明書の記入例を確認のうえ、余裕をもって実務経験証明書を提出してください。

**(質問 9-3-2) 受験資格確認番号は、いつ利用するものですか。**

(回答 9-3-2) プロメトリックの製造分野特定技能2号評価試験の受験申込時に、入力する必要があります。事務局に受験資格確認番号を申請した情報や、受験資格確認番号の情報が一致しない場合、受験申込はできません。

**(質問 9-3-3) 自分自身の受験資格確認番号に、有効期限はありますか。**

(回答 9-3-3) 原則としてありません。次回受験時にも同じ受験資格確認番号を利用可能です。

## 10. 特定活動について

---

### (1) 在留資格の変更

(質問 10-1) 「特定技能 1 号」の在留資格に変更を希望していますが、在留期間の満了日までに必要な申請書類を揃えることができないなどの理由で、移行のための準備に時間を要する場合には、「特定技能 1 号」で就労を予定している受入れ機関で就労しながら移行のための準備を行うことができるでしょうか。

(回答 10-1) 「特定技能 1 号」に移行予定の方に関する特例措置については、  
(出入国在留管理庁 HP) [http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10\\_00025.html](http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html) を御確認ください。

## 事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置について

令和6年9月30日

令和7年12月26日一部改正

令和8年5月8日一部改正

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会決定第1号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第127号）（以下「**上乘せ基準告示**」という。）第3条第3号で定める「**協議会において協議が調った事項**」及び**上乘せ基準告示第4条に規定する特定技能外国人受入事業実施法人**（以下「**JAIM**」という。）への**所属要件**は、以下のとおりとします。

## ○「中分類11 繊維工業」に係る産業を行っている事業所

- ・「中分類11 繊維工業」に該当する事業所は、1号特定技能外国人を勤務させる場合には、**経済産業省が別に定める審査事項に則り、次に掲げる事項を全て満たしていることとします。**
  - 一 **国際的な人権基準に適合し事業を行っていること**
  - 二 **勤怠管理を電子化していること**
  - 三 **パートナーシップ構築宣言を実施していること**
  - 四 **特定技能外国人の給与を月給制とすること**
- ・また、**上記事項を満たしていることの確認は、JAIM事務局（以下「事務局」という。）により行うこととします**ので、**JAIMへの所属手続を行う際は、事務局より上記事項を満たしていることの確認を受けてください。**
- ・なお、上記事項は、JAIMの賛助会員であろうとする間及び同賛助会員である間は継続して取り組む必要があります。上記事項を満たさなくなった場合は、速やかに事務局に連絡願います。また、**毎年度のJAIM賛助会員資格の更新等の際に、事務局にて上記事項の遵守状況を確認し、遵守されていないことが判明した際は、JAIMから除名する可能性があります**ので御注意ください。

## ○「中分類15 印刷・同関連業」に係る産業を行っている事業所

- ・「中分類15 印刷・同関連業」に該当する事業所は、1号特定技能外国人を勤務させる場合には、**全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会、全日本金属印刷工業協同組合連合会のいずれかに所属していることとします。**
- ・**JAIMへの所属手続を行う際は、事前に上記いずれかの団体へ所属し、会員証発行の申請を行ってください。**その後、当該団体が発行した会員証の写しをJAIMへの所属手続を行う際に事務局へ御提出ください。
- ・なお、上記事項は、JAIMの賛助会員であろうとする間及び同賛助会員である間は継続して取り組む必要があります。上記事項を満たさなくなった場合は、速やかに事務局に連絡願います。また、**毎年度のJAIM賛助会員資格の更新等の際に、事務局及び当該団体にて上記事項**

の遵守状況を確認し、遵守されていないことが判明した際は、J A I Mから除名する可能性がありますので御注意ください。

○「小分類 484 こん包業」に係る産業を行っている事業所

- ・「小分類 484 こん包業」に該当する事業所は、1号特定技能外国人を勤務させる場合には、日本梱包工業組合連合会に所属していることとします。
- ・J A I Mへの所属手続を行う際は、事前に上記団体へ所属し、会員証発行の申請を行ってください。その後、当該団体が発行した会員証の写しをJ A I Mへの所属手続を行う際に事務局へ御提出ください。
- ・なお、上記事項は、J A I Mの賛助会員であろうとする間及び同賛助会員である間は継続して取り組む必要があります。上記事項を満たさなくなった場合は、速やかに事務局に連絡願います。また、毎年度のJ A I M賛助会員資格の更新等の際に、事務局及び当該団体にて上記事項の遵守状況を確認し、遵守されていないことが判明した際は、J A I Mから除名する可能性がありますので御注意ください。

以上

2026年6月22日

育成就労外国人の受入れを考えている繊維産業の皆様へ

日本繊維産業連盟  
JASTI 統括事務局

令和9年4月1日より開始される育成就労制度では、制度開始前である令和8年9月1日から、外国人育成就労機構において、育成就労計画の認定施行日前申請を受け付けます。

経済産業省所管の工業製品製造業分野での育成就労外国人の受入れに当たっては、外国人育成就労機構への育成就労計画の申請前に、育成就労外国人受入事業実施法人への入会が必須となります。

育成就労外国人の受入れを行う繊維産業の事業者に関しては、昨年度、出入国在留管理庁等が開催した「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」において、特定技能制度と同じく繊維事業者特有の4要件が課されることが了解されています。

育成就労外国人受入事業実施法人への入会に当たっては、「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等」（令和8年経済産業省告示第62号。以下「育成就労告示」という。）第11条第1号に記載されている製造業分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていることが必要であり、その詳細は現在経済産業省において検討中のところ、特定技能制度と同じく4要件を満たすことが求められる予定です。

4要件の一つである「①国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」については、(i) 経済産業省が指定する認証・監査への対応、の他に育成就労法施行日から5年間は経過措置として、(ii) 繊維事業者による繊維産業の監査要求事項・評価基準 Japanese Audit Standard for Textile Industry（以下「JASTI」という。）に関する研修の受講及び自己チェック、も選択可能とする方針で、経済産業省が現在検討中です（次ページに詳細）。

つきましては、日本繊維産業連盟 JASTI 統括事務局は、上記①(ii)に関する育成就労制度のための JASTI 研修を主催いたします。JASTI 研修の情報に関しましては随時 JASTI ポータルサイトに情報を公開してまいりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

JASTI ポータルサイト URL

<https://www.jasti-audit.go.jp/>

**【問い合わせ先】**

日本繊維産業連盟 JASTI 統括事務局

担 当：佐保田英彦

メ ー ル：Info-jasti@jasti-audit.go.jp

## 繊維産業の育成就労の受入れに係る追加要件

### 繊維事業者特有の4要件

- 一 国際的な人権基準に適合し事業を行っていること
- 二 勤怠管理を電子化していること
- 三 パートナーシップ構築宣言を実施していること
- 四 育成就労外国人の給与を月給制とすること

上記4要件については現在、経済産業省が調整を行っているところ、一については、繊維産業の実情を踏まえ、(i)に加え、育成就労法施行日から5年間(2027年4月1日～2031年3月31日)は(ii)も選択可能(※)とします。

(i) 経済産業省が指定する認証・監査への対応

(ii) 育成就労責任者又は育成就労指導員による「繊維産業の監査要求事項・評価基準(JASTI)」に関する研修の受講及び自己チェック

※1: 育成就労制度施行後5年間に(ii)を選択した事業所は、毎年度研修を受講し自己チェックを行うことを条件に、開始後3年間の活用が可能。

※2: 過去に技能実習法等の違反実績がある事業者は、(i)の認証・監査への対応が必須((ii)は選択不可)。

### 【(ii)を選択する場合の実行性を担保するための措置】

・自己チェックは①工場(事業所)の責任者、②労務管理の担当者(労働者の代表者)の2名で行い、自己チェックの内容は、従業員が確認できる場所へ掲示する。

・監理支援機関は、JASTIに関する研修を毎年受講するとともに、JASTIの知見も踏まえ繊維事業者に対する定期監査を行う。

他の3つの要件は特定技能制度における追加要件と同じであり、一に加え以下、二～四の要件を全て満たす必要があります。

## JASTI 研修のご案内

JASTI 研修は7月下旬より以下の日程で行います。8月以降の研修案内については、別途、ポータルサイトでご案内いたします。

### 開催スケジュール 7月

月	回	開催日	時間	受付開始	受付締切
7月	1	7/21(火)	14:00～16:30	7/1(水)	7/10(金)
	2	7/23(木)	14:00～16:30	7/1(水)	7/13(月)
	3	7/30(木)	14:00～16:30	7/1(水)	7/17(金)

開催方式 : オンライン (ZOOM ウェビナー)

参加対象者と頻度 : 育成就労受入れ事業者 年1回  
育成就労責任者の方が受講してください。なお、育成就労指導員や生活相談員と一緒に受講いただくことは差し支えありません。  
監理支援機関 年1回  
育成就労受入れ事業者に対する監査および訪問指導を行う方

費用 : ¥11,000 (消費税¥1,000 含む)

申し込み期間 : 開催日の20日～1カ月ほど前から受付を開始します。申し込みの締め切りは開催日の10日ほど前で締め切りといたします。  
申込上限 (500名) があります。

申し込みの流れ : JASTI ポータルサイト上の URL から申し込みをしていただきます。JASTI 統括事務局よりメールにて仮受付完了と費用の振込を依頼する請求書を添付いたします。入金を確認できましたら、入金を確認したことのメールを配信いたします。また、ZOOM のウェビナーより研修受講のための URL と研修資料のダウンロード先の URL が届きます。

研修資料 : 研修資料はウェビナーのご案内の際に資料ダウンロード URL を添付いたしますので、事前にダウンロードをお願いいたします。

研修プログラム（次第） 2時間半程度

- 1, 繊維産業における外国人人材制度 <経済産業省製造産業局生活製品課>
- 2, JASTI 監査のポイント（9分野別）<JASTI 統括事務局 監査指導する専門家>  
・・・休憩・・・
- 3, JASTI 監査について（研修後からの流れ） <JASTI 統括事務局>

**【問い合わせ先】**

日本繊維産業連盟 JASTI 統括事務局

担 当：佐保田英彦

メー ル：Info-jasti@jasti-audit.go.jp

以上

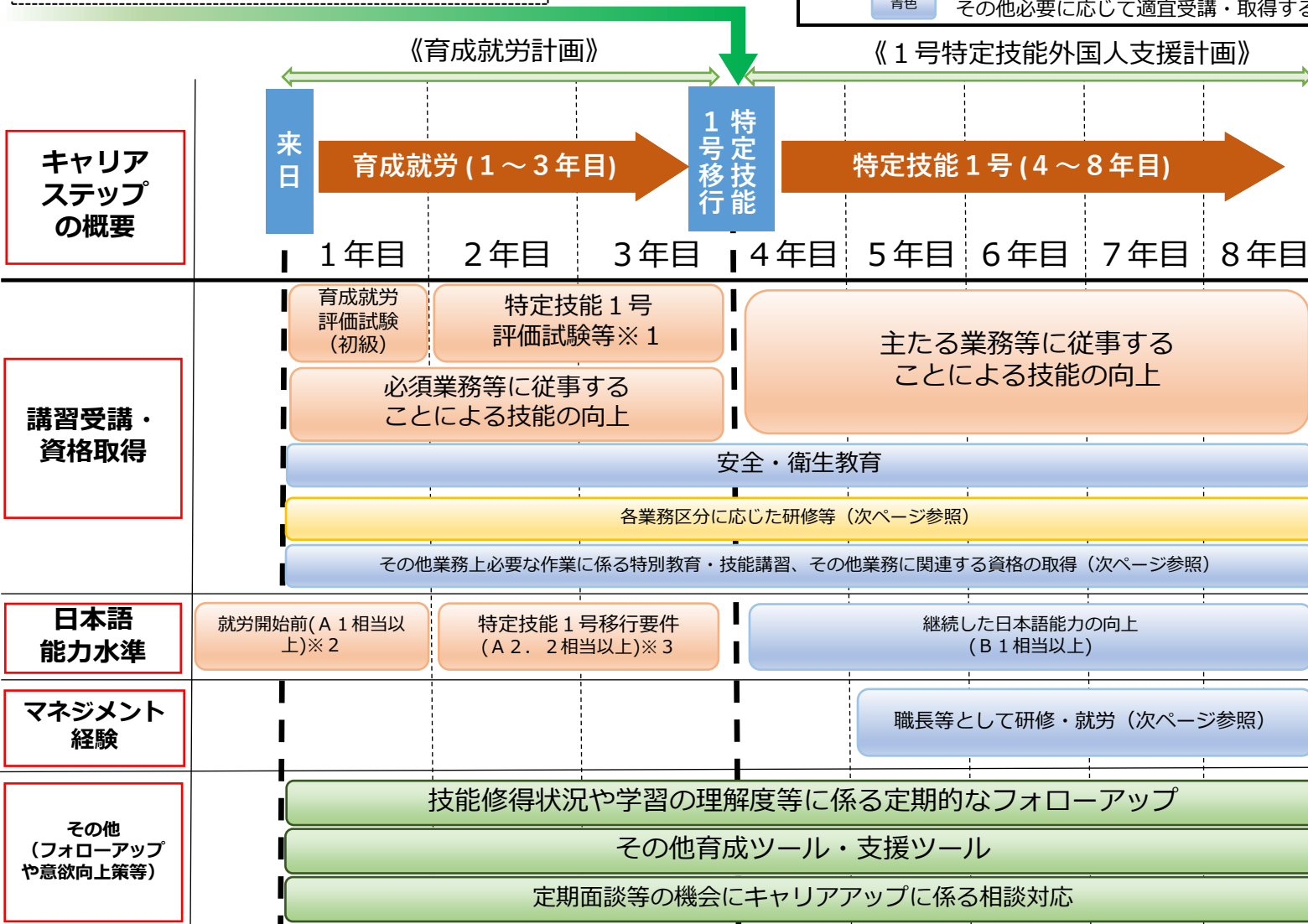
# 【鉄道分野】 育成・キャリア形成プログラム

資料 1 6

- ・ 留学から特定技能 1 号への移行
- ・ 育成就労を経ずに特定技能 1 号で入国 等

凡例

- 黄色: 技能の修得・向上に資するもの
- 赤色: 在留資格の移行に係る要件
- 青色: その他必要に応じて適宜受講・取得するもの
- 緑色: フォローアップや意欲向上策



※ 1 : 運輸係員区分は育成就労評価試験 (専門級)、車両製造区分は技能検定 3 級も対象

※ 2 : 運輸係員区分はA2.2相当以上

※ 3 : 運輸係員区分はB1相当以上

# 育成・キャリア形成のイメージ

在留資格	鉄道分野業務区分	目指すレベル (求められる役割・作業)	資格・研修・講習等の例	日本語能力水準	マネジメント経験	その他経験等
育成 就労	軌道整備	基礎的な技能を修得し、上長からの指示があれば現場で単独でも働けるようになる。特定技能1号への移行を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉掛け技能講習※</li> <li>・移動式クレーン運転技能講習※</li> <li>・列車見張員資格</li> <li>・研削といし特別教育※</li> <li>・チェーンソー特別教育※</li> </ul>	就労中の取組：日本語教育の参照枠A2.2相当以上 教材例： 「みんなの日本語 初級」 「TRY! 日本語能力試験 N4 文法から伸ばす日本語」	—	普通自動車免許※
	電気設備整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉掛け技能講習※</li> <li>・移動式クレーン運転技能講習※</li> <li>・列車見張員資格</li> <li>・低圧、高圧・特別高圧取扱業務特別教育※</li> <li>・研削といし、振動工具特別教育※</li> <li>・ケーブル接続、レールボンド溶接技能講習</li> </ul>			
	車両整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉掛け技能講習※</li> <li>・移動式クレーン運転技能講習※</li> </ul>			
	車両製造		<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉掛け技能講習※</li> <li>・移動式クレーン運転技能講習※</li> <li>・フォークリフト運転技能講習※</li> </ul>			
	駅・車両清掃		<ul style="list-style-type: none"> <li>・乙種第4類危険物取扱者※</li> <li>・技能検定（ビルクリーニング）3級</li> </ul>			
	運輸係員		<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の事件事例の学習会</li> <li>・安全啓発センター等の見学</li> <li>・営業講習</li> <li>・輸送講習</li> </ul>	就労中の取組：日本語教育の参照枠B1相当以上 教材例： 「TRY! 日本語能力試験 N3 文法から伸ばす日本語」		—

※特定の作業を行うにあたって必要となる、法令等で定められた資格・講習

# 育成・キャリア形成のイメージ

在留資格	鉄道分野業務区分	目指すレベル (求められる役割・作業)	資格・研修・講習等の例	日本語能力水準	マネジメント経験	その他経験等	
特定技能1号	軌道整備	特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>重機械運転者資格</li> <li>保守用車の運転者資格</li> </ul>	就労中の取組：日本語教育の参照枠B1相当以上 教材例： 「TRY! 日本語能力試験 N3 文法から伸ばす日本語」	各社の職制や就労年数等に 応じた経験や研修 例： <ul style="list-style-type: none"> <li>作業リーダー</li> <li>サブリーダー</li> <li>職長</li> <li>職長補佐</li> <li>班長</li> <li>班長補佐</li> <li>育成就労生等の指導係</li> </ul>	普通・中型自動車免許※	
	電気設備整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>重機械運転者資格</li> <li>保守用車の運転者資格</li> <li>高所作業車運転特別教育・技能講習※</li> <li>電気工事士資格※</li> <li>工事担任者資格※</li> </ul>				
	車両整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>技能検定（鉄道車両製造・整備）2級</li> <li>溶接技能者資格※</li> </ul>				
	車両製造		<ul style="list-style-type: none"> <li>技能検定（鉄道車両製造・整備）2級</li> <li>溶接技能者資格※</li> </ul>				—
	駅・車両清掃		<ul style="list-style-type: none"> <li>列車見張員資格</li> <li>化学物質管理者講習※</li> <li>保護具着用管理責任者資格※</li> <li>有機溶剤作業主任者技能講習※</li> <li>技能検定（ビルクリーニング）2級</li> </ul>				
	運輸係員		<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の事象事例の学習会</li> <li>安全啓発センター等の見学</li> <li>車掌講習</li> <li>運転士講習</li> <li>動力車操縦者運転免許※</li> </ul>	就労中の取組：日本語教育の参照枠B2相当以上 教材例： 「TRY! 日本語能力試験 N2 文法から伸ばす日本語」			

※特定の作業を行うにあたって必要となる、法令等で定められた資格・講習

## 特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範

本協議会は、本行動規範の遵守を特定技能所属機関、登録支援機関及び業界団体等（以下、「特定技能所属機関等」という）に強く求めるとともに、これに違反する特定技能所属機関等に対しては、本協議会からの退会を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

1. 鉄道分野における特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れを実現するため、特定技能所属機関等は、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人の受入れに当たり、出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、特定技能外国人の人権を尊重し、適正な雇用環境の確保を推進する。
3. 特定技能所属機関等は、特定技能制度の意義を理解し、特定技能外国人受入れの前提として、生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
4. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、鉄道事業の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
5. 特定技能所属機関等は、悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。
6. 特定技能所属機関等は、特定技能制度への理解を深め、特定技能外国人が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、特定技能外国人と適切なコミュニケーションを図るよう努める。
7. 特定技能所属機関等は、自ら納付すべき公租公課を適切に支払うとともに、特定技能外国人が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導する。
8. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人が外国人であることを理由として差別的な取扱いを受けない就労環境を確保する。

9. 特定技能所属機関は、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。
10. 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。
11. 特定技能所属機関は、労働安全衛生の重要性を理解し、文化及び言語が異なる特定技能外国人の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。
12. 特定技能所属機関は、国土交通省が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、特定技能外国人が適切にキャリアアップできるように努める。
13. 特定技能所属機関等は、大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために、対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や特定技能所属機関による他の機関に雇用されている特定技能外国人の引き抜きの自粛要請等への対応を含む。）を行う。
14. 特定技能所属機関等は、本協議会の構成員資格に係る基準に適合しないこととなったときは、その旨を本協議会に報告する。
15. 特定技能所属機関等は、ここで定める行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。

## 育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範

本協議会は、本行動規範の遵守を育成就労実施者、監理支援機関及び業界団体等（以下、「育成就労実施者等」という）に強く求めるとともに、これに違反する育成就労実施者等に対しては、本協議会からの退会を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

1. 鉄道分野における育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れを実現するため、育成就労実施者等は、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 育成就労実施者等は、育成就労外国人の受入れに当たり、育成就労関係法令のほか、出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、育成就労外国人の人権を尊重し、適正な雇用環境の確保を推進する。
3. 育成就労実施者等は、育成就労制度の意義を理解し、育成就労外国人受入れの前提として、生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
4. 育成就労実施者等は、育成就労外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、鉄道事業の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
5. 育成就労実施者等は、悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。
6. 育成就労実施者は、育成就労制度への理解を深め、育成就労外国人が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、育成就労外国人と適切なコミュニケーションを図るよう努める。
7. 育成就労実施者は、自ら納付すべき公租公課を適切に支払うとともに、育成就労外国人が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導する。
8. 育成就労実施者は、育成就労外国人が外国人であることを理由として差別的な取扱いを受けない就労環境を確保する。

9. 育成就労実施者は、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。
10. 育成就労実施者は、育成就労外国人に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、適切な処遇を確保する。
11. 育成就労実施者は、労働安全衛生の重要性を理解し、文化及び言語が異なる育成就労外国人の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。
12. 育成就労実施者は、育成就労計画に沿って計画的な育成・評価を行うとともに、国土交通省が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、育成就労外国人が適切にキャリアアップできるように努める。
13. 育成就労実施者等は、大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために、対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や育成就労実施者による他の機関に雇用されている育成就労外国人の引き抜きの自粛要請等への対応を含む。）を行う。
14. 育成就労実施者等は、本協議会の構成員資格に係る基準に適合しないこととなったときは、その旨を本協議会に報告する。
15. 育成就労実施者等は、本行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。

## 特定の分野に係る育成就労制度運用要領

### －鉄道分野の基準について－

令和8年6月

法務省・厚生労働省・国土交通省編

(制定履歴)

令和8年6月30日公表

- 法務大臣及び厚生労働大臣は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「法」という。)第7条の2第1項に基づき、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」(令和7年3月11日閣議決定。以下「基本方針」という。)にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに育成就労に係る制度(以下「育成就労制度」という。)の運用に関する重要事項等を定めた育成就労に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、鉄道分野についても「鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」(令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。)が定められました。
- 法及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則(令和7年法務省・厚生労働省令第4号。以下「規則」という。)においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、鉄道分野についても、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準(令和8年国土交通省告示第442号。以下「告示」という。)において、鉄道分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項等を定めることにより、鉄道分野における育成就労制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第1 育成就労外国人が従事する業務	3
第2 育成就労外国人に求められる技能水準等	7
第3 上乘せ基準等	13
第4 育成・キャリア形成プログラム	19
第5 技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係	20

## 第1 育成就労外国人が従事する業務

<p>【関係規定】</p> <p>出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一 二 (育成就労)</p> <p>育成就労法第十一条第一項に規定する認定育成就労計画に基づいて、講習を受け、及び育成就労法第二条第二号に規定する育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事する活動</p>
<p>法 (認定の基準)</p> <p>第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合(同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。)において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。</p> <p>三～十一 (略)</p>
<p>規則 (育成就労の目標及び内容の基準)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>一 従事させる業務において要する技能が次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 業務区分(従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に規定する業務区分をいう。)に属するものであること。</p> <p>ロ 同一の作業の反復のみによって修得することができるものではないこと。</p> <p>二～九 (略)</p>
<p>基本方針(抜粋)</p> <p>第三 特定産業分野及び育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項</p> <p>3 育成就労外国人</p> <p>(2)育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。</p> <p>当該技能の修得に向けては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労</p>

産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要がある。

当該技能水準は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分ごとに、育成就労の開始後1年経過時までには技能検定（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の「技能検定」をいう。以下同じ。）基礎級又は相当する育成就労評価試験（育成就労法第8条第3項第6号の「育成就労評価試験」をいう。以下同じ。）により、育成就労を終了するまでに技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

#### 第四 特定技能所属機関に係る施策並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項

##### 2 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項

###### (1) 育成就労実施者の責務

育成就労実施者は、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護について育成就労を行わせる者としての責任を自覚し、育成就労法第3条に定める育成就労制度の基本理念にのっとり、適正な労働条件の下で育成就労が実施され、育成就労外国人の人権が保護されるよう、育成就労を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力する責務がある。

###### ア 育成就労計画の策定

育成就労制度においては、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び日本語能力の修得が効果的に行われるよう、育成就労分野別運用方針において定める育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めることを始めとして計画的な育成・評価を行う必要がある。

育成就労計画は、当該育成・評価及びキャリア形成の要であることから、その策定に当たっては、講習の内容、従事させる業務の内容、時間、指導体制等についての検討を行い、育成就労の目標を確実に達成することのできる計画を策定するものとする。

育成就労実施者には認定を受けた育成就労計画に定める育成就労期間の終期まで育成就労を行わせる義務があり、監理型育成就労（育成就労法第2条第3号に規定する「監理型育成就労」をいう。以下同じ。）における監理支援機関（育成就労法第2条第11号に規定する「監理支援機関」をいう。以下同じ。）には当該義務が適切に履行されるよう監理支援を行う義務がある。

したがって、育成就労実施者や監理支援機関の一方的な都合により、育成就労外国人が育成就労期間の途中でその意に反して帰国させられることはあってはならない。

###### イ 目標として定めた試験の適正な受験等

育成就労の開始後1年が経過する時まで及び育成就労を終了する時までには育成就労外国人に必要な技能及び日本語能力の試験を受けさせることは育成就労実施者の義務

であり、これを通じ育成就労外国人が修得した技能及び日本語能力の評価を行うとともに、指導内容、方法、体制等に改善すべき点がないか点検すべきである。

試験費用については育成就労実施者又は監理支援機関が負担する必要があるほか、育成就労実施者は、受け入れている育成就労外国人に確実に試験を受けさせる観点から、試験の実施者から求めがあった場合には、必要な協力をしていくことが望ましい。

なお、育成就労外国人に限られた育成就労期間の中で、効率的・効果的に技能を修得できるようにするため、育成就労実施者は、育成就労外国人を指導する立場にある育成就労指導員や育成就労計画の策定に携わる者の職業能力の更なる向上を図るべく、これらの者について技能検定その他の試験の受験等を積極的に推奨していくことが望ましい。

#### 分野別運用方針(抜粋)

#### 第三 育成就労制度に関する事項

##### 2 育成就労外国人の育成に関する事項

鉄道分野において設定する主たる技能は、別表2のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあわせて、鉄道分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

##### 4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

##### (1)業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

鉄道分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする(第二2(1)参照)。

#### 【主たる技能及び必須業務】

- 鉄道分野の育成就労外国人が従事する業務区分において設定する主たる技能、必須業務等については、**鉄道分野の育成就労計画審査基準(追って別紙としてお示します。)**を参照してください。

#### 【業務区分及び育成就労外国人が従事する業務】

- 鉄道分野において設定する業務区分及び育成就労外国人が従事する業務は、本要領別表の業務区分(従事する業務)の欄に記載のとおりです。

#### 【相談窓口】

- 育成就労外国人を受け入れようとする場合に当該育成就労外国人に従事させようとする業務が鉄道分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。

国土交通省鉄道局技術企画課

電話:03-5253-8546

【確認対象の書類】

- ・ 育成就労計画認定申請書(省令様式第1号、第2号、第3号(1)又は第3号(2))

## 第2 育成就労外国人に求められる技能水準等

## 【関係規定】

法

(認定の基準)

第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合(同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。)において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

三 (略)

四 育成就労を終了するまでに、育成就労外国人が修得した技能及び育成就労外国人の日本語の能力の評価を主務省令で定める時期に主務省令で定める方法により行うこと。

五～十一 (略)

2 (略)

規則

(育成就労評価試験)

第6条 法第八条第三項第六号の主務省令で指定する試験は、個別育成就労産業分野ごとに、それぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針(法第七条の二第一項に規定する分野別運用方針をいう。以下同じ。)で定める試験とする。

(育成就労の目標及び内容の基準)

第13条 法第九条第一項第二号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の主務省令で定める基準のうち育成就労の目標に係るものは、次の各号に掲げる育成就労の目標の区分に応じ、当該各号に定める事項が定められていることとする。

一 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標 修得させる技能に係る現行の三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験に合格すること。

二 育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されること。

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～六(略)

## 七 イ～ホ(略)

ヘ 育成就労外国人が本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和五年法律第四十一号)第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下このヘ及び次号において同じ。)に置かれた就労のための課程(認定日本語教育機関認定基準(令和五年文部科学省令第四十号)第二条第二項に規定する就労のための課程をいう。以下このヘ及び次号において同じ。)において履修する授業科目の授業時間数(育成就労外国人が過去六月以内に、本邦外において、本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。)が百時間以上であること。ただし、試験その他の評価方法により本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることが証明されている場合は、この限りでない。

## ト(略)

ハ 育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において百時間以上の授業時間数(育成就労外国人が、入国後講習において、又は過去六月以内に、本邦外において、育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。)の授業科目を履修することができるよう必要な措置を講じていること。ただし、当該目標が達成されている場合は、この限りでない。

九 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(主務省令で定める評価)

第14条 法第九条第一項第四号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。)の主務省令で定める時期は、次の各号に掲げる時期とし、法第九条第一項第四号の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる時期の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 育成就労の対象となっていた期間(法第九条の三ただし書に該当するものとして法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっている育成就労外国人にあっては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間)の合計が一年に達するまで 次に掲げる方法

イ 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る基礎級の技能検定

又はこれに相当する育成就労評価試験による方法

- 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることを証明する試験その他の評価方法による方法

二 育成就労の終了日まで 次に掲げる方法

- イ 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験による方法
- 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることを証明する試験その他の評価方法による方法

2 (略)

(法第九条の二第四号イの主務省令で定める期間)

第26条 法第九条の二第四号イ(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める期間は、個別育成就労産業分野ごとに、一年以上二年以下の範囲内でそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める期間(当該期間が一年を超える場合において、育成就労実施者の変更を制限する期間を一年とする旨を育成就労計画で定めているときは、一年)とする。

(法第九条の二第四号ロの主務省令で定める基準)

第27条 法第九条の二第四号ロ(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 一定の水準の技能を修得していること、一定の水準の日本語能力を有することその他の個別育成就労産業分野ごとにそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める要件を満たす者であること。

二(略)

基本方針(抜粋)

第三 特定産業分野及び育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項

3 育成就労外国人

(2) 育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。

当該技能の修得に向けては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要がある。

当該技能水準は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分ごとに、育成就労の開始後1年経過時までに技能検定(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項の「技能検定」をいう。以下同じ。)基礎級又は相当する育成就労評価試験(育成就労法第8条第3項第6号の「育成就労評価試験」をいう。以下同じ。)により、育成就労を終了するまでに技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

(3) 育成就労外国人に対しては、就労を開始する前までに、日本語教育の参照枠A1相当以上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。

当該日本語能力水準に関しては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分に対応する日本語能力の試験に合格すること又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。)による就労のための課程の講習(認定日本語教育機関認定基準(令和5年文部科学省令第40号)第23条に基づく「特別の日本語教育課程」を含む。)等において受講することが求められる。

就労開始前までに当該試験に合格していない育成就労外国人については、育成就労の開始から1年経過時まで当該試験に合格することが求められる。

また、育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、日本語教育の参照枠A2相当以上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。

育成就労外国人は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分に対応する日本語教育の参照枠A2相当以上の日本語能力の試験に合格することを目標として育成就労に従事し、当該日本語能力の修得に努めなければならない。

#### 分野別運用方針(抜粋)

#### 第三 育成就労制度に関する事項

##### 1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

鉄道分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の(1)に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時まで満たしていることが求められる水準は、次の(2)及び(3)にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

##### (1) 育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められるもの(ただし、運輸係員の業務区分については「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの)
- ② 認定日本語教育機関(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。以下同じ。)等における当該水準に相当する日本語講習の受講

##### (2) 育成就労の開始後1年経過時まで満たしていることが求められる水準

##### ア 技能水準

別表2のc. 技能水準(1年経過時まで)の欄に掲げるもの

<p>イ 日本語能力水準 上記1(1)①に掲げるもの</p> <p>(3)育成就労を終了するまでに求められる水準</p> <p>ア 技能水準 別表2のd. 技能水準(育成就労終了まで)の欄に掲げるもの</p> <p>イ 日本語能力水準 「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの (ただし、運輸係員の業務区分については「日本語教育の参照枠」のB1相当以上の水準と認められるもの)</p> <p>3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更(転籍)に関する事項</p> <p>(1)本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準 鉄道分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。</p> <p>ア 技能水準 別表2のc. 技能水準(1年経過時まで)の欄に掲げるもの</p> <p>イ 日本語能力水準 「日本語教育の参照枠」のA2. 1相当以上の水準と認められるもの(ただし、運輸係員の業務区分については「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの)</p> <p>(2)転籍制限期間 転籍制限期間は1年とする。</p>
---

- 育成就労外国人として鉄道分野の業務に従事する場合(業務区分が運輸係員である場合を除く。)には、就労を開始するまでに、以下のいずれかの日本語能力水準を満たすことが求められます。
  - ・ 国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上の合格
  - ・ 認定日本語教育機関の「就労のための課程」等における当該水準に相当する日本語講習100時間以上の受講
- 育成就労外国人として鉄道分野の業務に従事する場合(業務区分が運輸係員である場合に限る。)には、就労を開始するまでに、以下のいずれかの日本語能力水準を満たすことが求められます。
  - ・ 国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2. 2相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上の合格

- ・ 認定日本語教育機関の「就労のための課程」等における当該水準に相当する日本語講習100時間以上の受講
- 鉄道分野において育成就労計画を作成する場合には、本要領別表に定める育成就労の終了日まで受験する技能試験及び日本語能力の試験の合格を目標として定めます。また、同試験及び同表に定める育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまでに受験する試験をそれぞれ受験させることが必要です。
- 主たる技能を「軌道整備」、「電気設備整備」、「車両整備」、「車両製造」又は「駅・車両清掃」のいずれかとする育成就労外国人は、本要領別表に定める「育成就労の終了日まで」に受験する技能試験である特定技能1号評価試験の受験要件として、育成就労の期間において、当該主たる技能に係る育成就労評価試験(初級)の実技試験に合格することが必要です。

【確認対象の書類】

- ・ 本要領別表の「日本語能力水準(技能を修得しようとする業務に従事するまで)」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 育成就労計画認定申請書(省令様式第1号、第2号、第3号(1)又は第3号(2))

【本人意向の転籍が認められる育成就労外国人の技能水準等】

- 鉄道分野において、本人意向の転籍が認められるために必要な育成就労外国人の技能水準及び日本語能力水準は、本要領別表(本人意向の転籍時)に定める技能水準及び日本語能力水準となります。
- 鉄道分野における転籍制限期間は1年です。

【確認対象の書類】

<本人意向の転籍時>

- ・ 本要領別表「技能水準(本人意向の転籍時)」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 本要領別表「日本語能力水準(本人意向の転籍時)」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 雇用契約書及び雇用条件書(参考様式第1-2号)の写し

## 第3 上乘せ基準等

## 【関係規定】

法

第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合(同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。)において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

三、四 (略)

五 育成就労を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。

六～十一 (略)

規則

(育成就労の目標及び内容の基準)

第13条 (略)

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(育成就労を行わせる体制及び事務所の設備)

第15条 法第九条第一項第五号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～十二 (略)

十三 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 (略)

## 告示

## (育成就労の内容の基準)

第1条 鉄道分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 申請者(規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。)が、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者、軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。
- 二 業務区分が運輸係員である場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
  - イ 育成就労外国人について、他の者の部分的な支援により基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。
  - ロ 規則第十三条第二項第八号に規定する授業科目の授業時間数が百五十時間以上であること。ただし、同号ただし書に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

## (育成就労を行わせる体制の基準)

第2条 鉄道分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次のいずれにも該当することとする。

- 一 鉄道分野に係る分野別協議会(外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。)において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
- 二 鉄道分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
- 三 鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

## 基本方針(抜粋)

第二 特定産業分野及び育成就労産業分野に関する基本的な事項等

2 育成就労産業分野及び労働者派遣等育成就労産業分野の選定に関する基本的な事項並びに育成就労外国人の雇用形態

(3)育成就労外国人の雇用形態

育成就労外国人(育成就労法第2条第4号に規定する「育成就労外国人」をいう。以下同じ。)の雇用形態については、原則として、フルタイムとした上で直接雇用とする。

## 分野別運用方針(抜粋)

第三 育成就労制度に関する事項

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

## (2) 育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

## (3) 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

## ア 育成就労実施者に対して特に課す条件

- ① 鉄道事業法による鉄道事業者、軌道法による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。
- ② 育成就労実施者は、育成就労の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ③ 育成就労実施者は、育成就労の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ④ 育成就労実施者は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑤ 育成就労実施者は、運輸係員の業務区分の育成就労外国人に対し、日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則(令和7年法務省・厚生労働省令第4号)第13条第2項第8号に規定する授業時間数に加え、追加で50時間以上の授業時間数(合計して150時間以上の授業時間数。入国後講習において、又は過去6か月以内に、本邦外において、育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。)授業科目を受講させること。ただし、試験その他の評価方法により「日本語教育の参照枠」B1相当以上の水準を有していることが証明されている者に対しては、この限りではない。

## イ 育成就労外国人に対して特に課す条件

運輸係員の業務区分の育成就労外国人は、入国時に「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められる試験に合格していること。

## 1. 育成就労外国人の雇用形態

○ 直接雇用に限られます。

○ 鉄道分野は、労働者派遣等育成就労産業分野として定められていないため、労働者派遣等の形態により育成就労外国人を就労させることはできません。

## 2. 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

○ 育成就労の内容及び育成就労を行わせる体制に係る基準として、鉄道分野に特有の事情に鑑みて規則第13条第2項第9号及び第15条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。

## (1) 育成就労の内容の基準に関するもの

告示

(育成就労の内容の基準)

第1条 鉄道分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 申請者(規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。)が、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者、軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。
- 二 業務区分が運輸係員である場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
  - イ 育成就労外国人について、他の者の部分的な支援により基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。
  - ロ 規則第十三条第二項第八号に規定する授業科目の授業時間数が百五十時間以上であること。ただし、同号ただし書に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

- 鉄道分野の育成就労外国人を受け入れる育成就労実施者は、国土交通省鉄道局のホームページに示す鉄軌道事業者一覧に示す者、又は本要領別表の業務区分(従事する業務)の欄に示す各業務区分の対象となる業務を行う者でなければなりません。
- 運輸係員の業務区分については、入国までに育成就労外国人が国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上に合格していることが求められています。そのため育成就労計画の認定申請時にこれら試験の合格を証明する必要があります。
- 運輸係員の業務区分については、育成就労が終了するまでに、育成就労外国人が日本語能力試験(JLPT)N3(ただし104点以上に限る)以上に合格している場合を除き、認定日本語教育機関の「就労のための課程」等における当該水準に相当する講習を150時間以上履修する必要があります。

【確認対象の書類】

- ・ 鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書(鉄道分野参考様式第1号)  
 <業務区分が運輸係員である場合>
- ・ 本要領別表の「日本語能力水準(入国時まで)」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 育成就労計画認定申請書(省令様式第1号、第2号、第3号(1)又は第3号(2))
- ・ 鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書(鉄道分野参考様式第1号)
- ・ 日本語能力試験(JLPT)N3(ただし104点以上に限る)以上の合格証明書の写し  
 ※ 育成就労外国人が日本語能力試験(JLPT)N3(ただし104点以上に限る)以上に合格していることの証明ができる場合

(2) 育成就労を行わせる体制の基準に関するもの

告示

(育成就労を行わせる体制の基準)

第2条 鉄道分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次のいずれにも該当することとする。

- 一 鉄道分野に係る分野別協議会(外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。)において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
- 二 鉄道分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
- 三 鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

- 育成就労実施者は、鉄道分野の育成就労外国人を受け入れる場合には、当該育成就労外国人に係る育成就労計画の認定申請の前に、国土交通省が設置する鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関する協議会(以下「分野別協議会」という。)に加入していることが必要です。
- 分野別協議会では、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、鉄道分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行う場合があります。育成就労実施者は、当該協議が調った事項に関する措置を適切に講ずることが必要です。
- 育成就労実施者は、分野別協議会に対し、必要な協力を行わなければならないほか、鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託

を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行わなければなりません。

- 育成就労実施者は、分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合や、分野別協議会等に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないこととなります。
- 分野別協議会に関する問合せ先については、国土交通省鉄道局のホームページを御覧ください。  
(URL:[https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo\\_fr7\\_000056.html](https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000056.html))

**【確認対象の書類】**

- ・ 分野別協議会の構成員であることの証明書
- ・ 鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書(鉄道分野参考様式第1号)

## 第4 育成・キャリア形成プログラム

分野別運用方針(抜粋)

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

(1)特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、育成就労及び特定技能1号に係る鉄道分野における「育成・キャリア形成プログラム(以下「育成プログラム」という。)」を策定する。

鉄道分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- 鉄道分野における育成・キャリア形成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び育成就労実施者等において、育成就労外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針です。
- 鉄道分野における育成・キャリア形成プログラムは、国土交通省のホームページに掲載されます。

## 第5 技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係

- 技能実習の目標となる試験と同一又は相当する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に定められた試験との関係は、以下の表のとおりです。

なお、技能実習を行っていた期間等に応じ、育成就労の通算期間等に関する基準を満たす必要もあるので注意してください。例えば、技能実習を3年以上行っている場合は、育成就労計画の認定を受けることができず、技能実習を2年以上行っている場合は、下表において対応する業務区分以外の育成就労を行わせることができません。

技能実習の目標	育成就労産業分野	業務区分	育成就労の目標となる試験
軌道施設保守整備 技能実習評価試験 (専門級)	鉄道分野	軌道整備	・鉄道分野特定技能 1号評価試験(軌道 整備)
鉄道車両整備技能 実習評価試験(専門 級)		車両整備	・鉄道分野特定技能 1号評価試験(車両 整備)
技能検定3級(機械 加工) 技能検定3級(金属 プレス加工) 技能検定3級(鉄工) 技能検定3級(仕上 げ) 技能検定3級(電子 機器組立て) 技能検定3級(電気 機器組立て) 技能検定3級(塗装) (そのうち、金属塗装 作業・噴霧塗装作業 に限る) 溶接職種技能評価 試験(専門級)		車両製造	・鉄道分野特定技能 1号評価試験(車両 製造)

業務区分(従事する業務)	主たる技能	技能水準			日本語能力水準				
		育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで	入国時まで	技能を修得しようとする業務に従事するまで	育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで
軌道整備(軌道検測作業、レール交換作業、まくらぎ交換作業、バラストを取り扱う作業、保安設備を取り扱う作業等、軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等)	軌道整備	鉄道分野育成就労評価試験(軌道整備)(初級)	鉄道分野育成就労評価試験(軌道整備)(初級)	鉄道分野特定技能1号評価試験(軌道整備)	/	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上 若しくは 日本語能力試験(JLPT)N5以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)(A1相当以上) 又は 日本語能力試験(JLPT)N5以上	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)(A2. 1相当以上) 又は 日本語能力試験(JLPT)N4以上	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)(A2. 2相当以上) 又は 日本語能力試験(JLPT)N4以上
電気設備整備(電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等)	電気設備整備	鉄道分野育成就労評価試験(電気設備整備)(初級)	鉄道分野育成就労評価試験(電気設備整備)(初級)	鉄道分野特定技能1号評価試験(電気設備整備)					
車両整備(列車検査、定期検査、臨時検査、構内入換、駅派出対応、改造工事、在庫・予備品管理、工場設備取扱い、定期・臨時清掃業務等)	車両整備	鉄道分野育成就労評価試験(車両整備)(初級)	鉄道分野育成就労評価試験(車両整備)(初級)	鉄道分野特定技能1号評価試験(車両整備)					
車両製造(素材加工、部品組立て、構体組立て、塗装、溶接、ぎ装、台車枠製造、台車組立て、電子機器組立て、電気機器組立て、試験・検査、部品検収・配膳業務等)	車両製造	鉄道分野育成就労評価試験(車両製造)(初級)	鉄道分野育成就労評価試験(車両製造)(初級)	鉄道分野特定技能1号評価試験(車両製造)					
運輸係員(ポイント操作、入換え合図、駅設備管理・取扱業務、旅客案内・貨物取扱業務、運行管理業務、車掌業務、運転士業務等)	駅係員作業	鉄道分野育成就労評価試験(駅係員作業)(初級)	鉄道分野育成就労評価試験(駅係員作業)(初級)	鉄道分野育成就労評価試験(駅係員作業)(専門級)	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)(A1相当以上) 又は 日本語能力試験(JLPT)N5以上	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2. 2相当以上 若しくは 日本語能力試験(JLPT)N4以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2. 2相当以上 又は 日本語能力試験(JLPT)N4以上	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)(A2. 2相当以上) 又は 日本語能力試験(JLPT)N3(ただし104点以上に限る)以上	
駅・車両清掃(車両内部清掃(折り返し清掃含む)、車両外部清掃、コンコース清掃・駅舎清掃、ホーム清掃(駅務機器、エレベータ、エスカレータ清掃含む)、休憩室清掃(駅員・乗務員用等)等)	駅・車両清掃	鉄道分野育成就労評価試験(駅・車両清掃)(初級)	鉄道分野育成就労評価試験(駅・車両清掃)(初級)	鉄道分野特定技能1号評価試験(駅・車両清掃)	/	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上 若しくは 日本語能力試験(JLPT)N5以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上 又は 日本語能力試験(JLPT)N5以上	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)(A2. 1相当以上) 又は 日本語能力試験(JLPT)N4以上	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)(A2. 2相当以上) 又は 日本語能力試験(JLPT)N4以上

鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書

次の育成就労外国人に育成就労を行わせるに当たり、下記の事項を誓約します。

※ 誓約事項の各項目を確認の上、□部分に☑を記載すること。

育成就労外国人の氏名 (国籍・地域)	

※ 複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。

記

【共通誓約事項】

- 1 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者です。
- 2 鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関する協議会（以下「分野別協議会」とする。）において協議が調った事項に関する措置を講じます。
- 3 分野別協議会に対し、必要な協力を行います。
- 4 鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行います。

【業務区分が運輸係員である場合における誓約事項】

- 業務区分が運輸係員である場合にあっては、育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標が達成されているときを除き、目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において 150 時間以上の授業時間数の授業科目を履修することができるよう必要な措置を講じます。
- (注意) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、速やかにその旨を外国人育成就労機構及び分野別協議会に対し、報告を行うこと。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

令和8年6月26日

## 特定技能外国人の労働安全の確保

林業特定技能・育成就労協議会組織運営要領（令和8年6月26日林業特定技能・育成就労協議会決定第1号。）第2条第2号の規定に基づき、特定技能外国人の労働安全の確保について、次のように定める。

第1条 林業特定技能・育成就労協議会（以下「協議会」という。）の構成員となる林業分野の特定技能所属機関は、林業における労働災害の防止を図るため、次に掲げる取組について、特定技能外国人に対し指導及び教育を行う。

- 一 特定技能外国人にチェーンソーによる伐木に係る業務を行わせる場合、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく安全な伐木作業方法
- 二 緊急時の連絡体制
- 三 その他労働災害の防止を図るために必要と判断される事項

第2条 協議会は、前条各号及び労働関係法令に係る指導に関し、林業分野の特定技能所属機関を構成員とする協議会の構成員となる団体に、協力を求めることができる。

令和 8 年 6 月 26 日

特定技能外国人及び育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範

本協議会は、本行動規範の遵守を事業者団体、特定技能所属機関及び育成就労実施者に強く求めるとともに、これに違反する特定技能所属機関及び育成就労実施者（以下、「特定技能所属機関等」という。）に対しては、本協議会からの除名を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

1. 林業分野における特定技能外国人及び育成就労外国人（以下、「特定技能外国人等」という。）の円滑かつ適正な受入れを実現するため、当該分野の特定技能所属機関等は、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等の受入れに当たり、出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、特定技能外国人等の人権を尊重し、適正な雇用環境の確保を推進する。
3. 特定技能所属機関等は、特定技能制度及び育成就労制度（以下、「特定技能制度等」という。）の意義を理解し、特定技能外国人等の受入れの前提として、生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
4. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、林業の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
5. 特定技能所属機関等は、悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。
6. 特定技能所属機関等は、特定技能制度等への理解を深め、特定技能外国人等が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、特定技能外国人等と適切なコミュニケーションを図るよう努める。
7. 特定技能所属機関等は、自ら納付すべき公租公課を適切に支払うとともに、特定技能

外国人等が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導する。

8. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等が外国人であることを理由として差別的な取扱いを受けない就労環境を確保する。
9. 特定技能所属機関等は、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。
10. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。
11. 特定技能所属機関等は、労働安全衛生の重要性を理解し、文化及び言語が異なる特定技能外国人等の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。
12. 特定技能所属機関等は、林野庁が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、特定技能外国人等が適切にキャリアアップできるように努める。
13. 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要に応じて協議会が行う取組に協力する。
14. 特定技能所属機関等は、本協議会の構成員資格に係る基準に適合しないこととなったときは、その旨を本協議会に報告する。
15. 特定技能所属機関等及び事業者団体は、ここで定める行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。

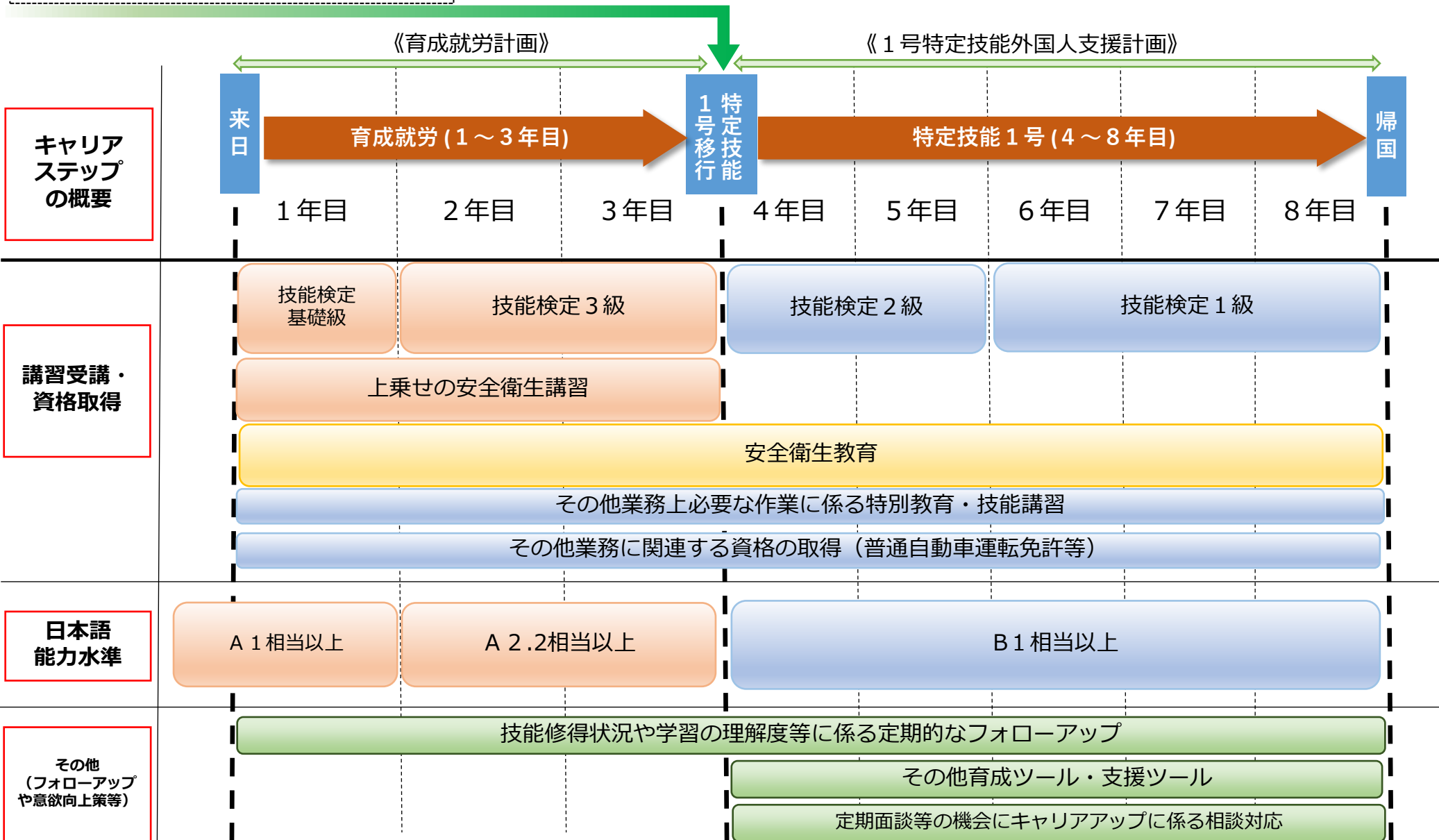
# 【林業分野】 育成・キャリア形成プログラム

資料22  
(協議会決定第6号)

- ・ 留学から特定技能1号への移行
- ・ 育成就労を経ずに特定技能1号で入国 等

凡例

黄色	技能の修得・向上に資するもの	緑色	フォローアップや意欲向上策
赤色	在留資格の移行に係る要件	青色	その他必要に応じて適宜受講・取得するもの



令和8年6月26日  
林業特定技能・育成就労協議会幹事会決定第1号

特定技能外国人を林業種苗育成又は製炭の作業のみに従事させる場合の  
構成員の資格の確認について

林業特定技能・育成就労協議会組織運営要領（令和8年6月26日林業特定技能・育成就労協議会決定第1号。）第2条第3号の規定に基づき、特定技能外国人を林業種苗育成又は製炭の作業のみに従事させる場合の構成員の資格の確認について、以下のとおり定める。

- 1 林業特定技能・育成就労協議会構成員資格取扱要領（特定技能所属機関）（令和8年6月26日林業特定技能・育成就労協議会決定第2号）の第1条第2号で定める、「林業種苗育成又は製炭の作業に従事するに当たって必要となる労働安全確保のための措置を講じていること」とは、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日林野庁）に沿って取り組んでいることを指すものとする。
- 2 特定技能外国人を林業種苗育成又は製炭の作業のみに従事させようとする者は、1の取組について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」（令和3年2月26日林野庁）により取組状況をチェックし、全ての項目を確認した同チェックシートを構成員の資格申請の際に添付するものとする。

木材産業特定技能・育成就労協議会決定第2号  
令和8年6月24日

木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程  
(特定技能所属機関)

木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領第9条の規定に基づき、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程を次のように定める。

(入会基準)

第1条 木材産業特定技能・育成就労協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領（以下「要領」という。）を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

(入会申請)

第2条 木材産業分野における特定技能所属機関になろうとする者は、協議会の構成員になるため、別記様式第1号により、次に掲げる事項を記載した申請書を事務局に提出するものとする。

- 一 特定技能所属機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 特定技能外国人を勤務させる事業所の名称及び住所
- 三 前号の事業所で行う産業の分類（木材産業分野に該当する産業に限る。）
- 四 その他様式で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款の写し又はこれに代わる書面（当該申請をしようとする者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
- 二 特定技能外国人を勤務させる事業所の機械設備一覧表
- 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていることが確認できる書類
- 四 その他様式で定める書類

(資格確認及び証明書の交付)

第3条 事務局は、前条の申請を受理した場合には、当該申請を行った者が協議会の構成員として適することを確認するものとする。

2 事務局は、当該申請を行った者が協議会の構成員として適することを確認した場合は、当該申請を行った者を協議会の構成員とするものとし、別記様式第2号により協議会の構成員であることの証明書を交付する。

(変更手続)

第4条 協議会の構成員は、第2条の申請に係る内容に変更が生じた場合には、別記様式第3号によりその旨を事務局に届け出なければならない。

2 事務局は、第2条第1項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出を受理した場合は、変更後の内容に基づき、別記様式第2号により協議会の構成員であることの証明書を交付するものとする。

(証明書の再交付)

第5条 協議会の構成員は、第3条第2項及び前条第2項の証明書を失ったときは、別記様式第4号により証明書の再交付を事務局に申請することができる。

(退会手続)

第6条 協議会の構成員は、木材産業分野における特定技能所属機関でなくなり、一定期間内に再び特定技能外国人を受け入れることが予定されていない場合には、別記様式第5号により、退会する旨を事務局に届け出なければならない。

2 構成員が第4条の変更手続又は前項の退会手続を行わず、若しくは当該構成員と連絡がとれない場合には、事務局は当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる。

(除名)

第7条 協議会は、協議会の構成員となっている特定技能所属機関が次のいずれかに該当するときは、当該機関を構成員から除名することができる。

- 一 不正の手段により構成員になったとき
- 二 事業内容の変更等により、第2条第1項第二号に掲げる事業所において、木材産業分野に該当する産業を行わなくなったとき
- 三 要領第3条第2項に規定する協議会に対する協力を怠ったとき
- 四 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じなかったとき
- 五 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

附 則

この規程は、令和8年6月24日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

木材産業特定技能・育成就労協議会入会申請書  
(特定技能所属機関)

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局 殿

年 月 日

木材産業特定技能・育成就労協議会に入会したいので、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第 2 条の規定に基づき以下のとおり申請します。

1. 申請事項

特定技能所属機関 (受入企業) 名称			(法人番号)
所在地	〒		
代表者 (役職・氏名)			
特定技能外国人を 勤務させる事業所	(名称)	(住所)	
事業所で行う 産業の分類	受入れ予定の特定技能外国人が従事する業務に関するものに☑をすること。 (分類は日本標準産業分類による。) <input type="checkbox"/> 小分類 121－製材業、木製品製造業 <input type="checkbox"/> 細分類 1222－合板製造業 <input type="checkbox"/> 細分類 1223－集成材製造業 <input type="checkbox"/> 細分類 1224－建築用木製組立材料製造業 (プレカット) <input type="checkbox"/> 細分類 1227－銘木製造業 <input type="checkbox"/> 細分類 1228－床板製造業		
製品の種類及び 直近 1 年間の生産量	品目 : _____	生産量 : _____	m <sup>3</sup> (又は トン、坪)
特定技能外国人の 受入れ予定年月	年 月		
受入れ予定の 特定技能外国人の 国籍・地域及び人数	(国籍・地域)	(人数)	
	_____	_____ 人	
	_____	_____ 人	
支援を委託する場合の 登録支援機関の名称			
担当者氏名・連絡先	(氏名)	(電話番号)	
		(メール)	

## 2. 遵守事項

協議会への加入に当たり、以下の事項について遵守することを誓約します。

(内容を確認の上、☑を入れること。)

- 特定技能外国人の受入れに関する関係法令・関係規程等を遵守すること。
- 木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領及び入会規程に同意し、遵守すること。
- 木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関し、協議会が行う情報の提供、意見の聴取その他の活動並びに農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査、指導その他の活動に対して必要な協力を行うこと。
- 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 本申請に係る内容に変更が生じた場合には、速やかに変更の届出を行うこと。
- 特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向け、協議会が定める行動規範を遵守すること。

**【添付書類】**(申請に必要な添付書類を確認し、☑を入れること。)

- 定款の写し又はこれに代わる書面  
(各都道府県の条例等に基づき木材業者等の登録を行っている場合、その登録証の写しでも可)
- 特定技能外国人を勤務させる事業所の機械設備一覧表 (任意様式)
- 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:木材産業)事業者向け」  
(令和3年2月26日林野庁)に基づく取組状況について、一般社団法人全国木材組合連合会による確認を受けたことを証する書面

別記様式第2号（第3条第2項及び第4条第2項関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会構成員資格証明書  
（特定技能所属機関）

（特定技能所属機関） 殿

木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第3条第2項（※変更の場合は第4条第2項）の規定に基づき、下記のとおり木材産業特定技能・育成就労協議会の構成員であることを証明する。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 特定技能所属機関の名称・代表者・主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者  
所在地
- 3 特定技能外国人を勤務させる事業所の名称・住所  
名 称  
住 所

年 月 日

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局

別記様式第3号（第4条第1項関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会構成員 変更届出書  
（特定技能所属機関）

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局 御中

年 月 日

年 月 日付け木材産業特定技能・育成就労協議会入会申請書に係る内容に変更が生じたため、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第4条の規定に基づき、以下のとおり届出いたします。

届出事項（全ての事項を記載の上、変更しようとする事項について☑を入れること）

協議会構成員番号			
<input type="checkbox"/>	特定技能所属機関 （受入企業）名称		
<input type="checkbox"/>	所在地	〒	
<input type="checkbox"/>	代表者（役職・氏名）		
<input type="checkbox"/>	特定技能外国人を 勤務させる事業所	（名称）	（住所）
<input type="checkbox"/>	受入れ予定の 特定技能外国人の 国籍・地域及び人数	（国籍・地域） _____	（人数） _____人
<input type="checkbox"/>	支援を委託する場合の 登録支援機関の名称		
<input type="checkbox"/>	担当者氏名・連絡先	（氏名）	（電話番号） （メール）

別記様式第4号（第5条関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会構成員資格証明書再発行申請書  
（特定技能所属機関）

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局 御中

（理由） \_\_\_\_\_ のため、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第5条の規定に基づき、構成員資格証明書の再交付を申請します。

年 月 日

特定技能所属機関

（協議会構成員番号） \_\_\_\_\_

（住 所） \_\_\_\_\_

（名 称） \_\_\_\_\_

（代表者） \_\_\_\_\_



木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程  
(育成就労実施者)

木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領第9条の規定に基づき、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程を次のように定める。

(入会基準)

第1条 木材産業特定技能・育成就労協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領（以下「要領」という。）を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

(入会申請)

第2条 木材産業分野における育成就労実施者になろうとする者は、協議会の構成員になるため、別記様式第1号により、次に掲げる事項を記載した申請書を事務局に提出するものとする。

- 一 育成就労実施者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 育成就労外国人を勤務させる事業所の名称及び住所
- 三 前号の事業所で行う産業の分類（木材産業分野に該当する産業に限る。）
- 四 その他様式で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款の写し又はこれに代わる書面（当該申請をしようとする者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
- 二 育成就労外国人を勤務させる事業所の機械設備一覧表
- 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていることが確認できる書類
- 四 その他様式で定める書類

(資格確認及び証明書の交付)

第3条 事務局は、前条の申請を受理した場合には、当該申請を行った者が協議会の構成員として適することを確認するものとする。

2 事務局は、当該申請を行った者が協議会の構成員として適することを確認した場合は、当該申請を行った者を協議会の構成員とするものとし、別記様式第2号により協議会の構成員であることの証明書を交付する。

(変更手続)

第4条 協議会の構成員は、第2条の申請に係る内容に変更が生じた場合には、別記様式第3号によりその旨を事務局に届け出なければならない。

2 事務局は、第2条第1項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出を受理した場合は、変更後の内容に基づき、別記様式第2号により協議会の構成員であることの証明書を交付するものとする。

(証明書の再交付)

第5条 協議会の構成員は、第3条第2項及び前条第2項の証明書を失ったときは、別記様式第4号により証明書の再交付を事務局に申請することができる。

(退会手続)

第6条 協議会の構成員は、木材産業分野における育成就労実施者でなくなり、一定期間内に再び育成就労外国人を受け入れることが予定されていない場合には、別記様式第5号により、退会する旨を事務局に届け出なければならない。

2 構成員が第4条の変更手続又は前項の退会手続を行わず、若しくは当該構成員と連絡がとれない場合には、事務局は当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる。

(除名)

第7条 協議会は、協議会の構成員となっている育成就労実施者が次のいずれかに該当するときは、当該実施者を構成員から除名することができる。

- 一 不正の手段により構成員になったとき
- 二 事業内容の変更等により、第2条第1項第二号に掲げる事業所において、木材産業分野に該当する産業を行わなくなったとき
- 三 要領第3条第2項に規定する協議会に対する協力を怠ったとき
- 四 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じなかったとき
- 五 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

附 則

この規程は、令和8年6月24日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会入会申請書  
（育成就労実施者）

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局 殿

年 月 日

木材産業特定技能・育成就労協議会に入会したいので、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第2条の規定に基づき以下のとおり申請します。

1. 申請事項

育成就労実施者 （受入企業）名称		(法人番号)
所在地	〒	
代表者 （役職・氏名）		
育成就労外国人を 勤務させる事業所	(名称)	(住所)
事業所で行う 産業の分類	受入れ予定の育成就労外国人が従事する業務に関するものに☑をすること。 （分類は日本標準産業分類による。） <input type="checkbox"/> 小分類 121－製材業、木製品製造業 <input type="checkbox"/> 細分類 1222－合板製造業 <input type="checkbox"/> 細分類 1223－集成材製造業 <input type="checkbox"/> 細分類 1224－建築用木製組立材料製造業（プレカット） <input type="checkbox"/> 細分類 1227－銘木製造業 <input type="checkbox"/> 細分類 1228－床板製造業	
製品の種類及び 直近1年間の生産量	品目： _____	生産量： _____ m <sup>3</sup> （又は トン、坪）
育成就労外国人の 受入れ予定年月	年 月	
受入れ予定の 育成就労外国人の 国籍・地域及び人数	(国籍・地域)	(人数)
	_____	_____ 人
	_____	_____ 人
監理支援を受ける場合 の監理支援機関の名称		
担当者氏名・連絡先	(氏名)	(電話番号)
		(メール)

## 2. 遵守事項

協議会への加入に当たり、以下の事項について遵守することを誓約します。

(内容を確認の上、☑を入れること。)

- 育成就労外国人の受入れに関する関係法令・関係規程等を遵守すること。
- 木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領及び入会規程に同意し、遵守すること。
- 木材産業分野における育成就労外国人の受入れに関し、協議会が行う情報の提供、意見の聴取その他の活動並びに農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査、指導その他の活動に対して必要な協力を行うこと。
- 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 本申請に係る内容に変更が生じた場合には、速やかに変更の届出を行うこと。
- 育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向け、協議会が定める行動規範を遵守すること。

**【添付書類】** (申請に必要な添付書類を確認し、☑を入れること。)

- 定款の写し又はこれに代わる書面  
(各都道府県の条例等に基づき木材業者等の登録を行っている場合、その登録証の写しでも可)
- 育成就労外国人を勤務させる事業所の機械設備一覧表 (任意様式)
- 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範 (個別規範：木材産業) 事業者向け」  
(令和3年2月26日林野庁) に基づく取組状況について、一般社団法人全国木材組合連合会による確認を受けたことを証する書面



別記様式第3号（第4条第1項関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会構成員 変更届出書  
（育成就労実施者）

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局 御中

年 月 日

年 月 日付け木材産業特定技能・育成就労協議会入会申請書に係る内容に変更が生じたため、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第4条の規定に基づき、以下のとおり届出いたします。

届出事項（全ての事項を記載の上、変更しようとする事項について☑を入れること）

協議会構成員番号			
<input type="checkbox"/>	育成就労実施者 （受入企業）名称		
<input type="checkbox"/>	所在地	〒	
<input type="checkbox"/>	代表者（役職・氏名）		
<input type="checkbox"/>	育成就労外国人を 勤務させる事業所	(名称)	(住所)
<input type="checkbox"/>	受入れ予定の 育成就労外国人の 国籍・地域及び人数	(国籍・地域) _____	(人数) _____人 _____人
<input type="checkbox"/>	監理支援を受ける場合 の監理支援機関の名称		
<input type="checkbox"/>	担当者氏名・連絡先	(氏名)	(電話番号) (メール)

別記様式第4号（第5条関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会構成員資格証明書再発行申請書  
（育成就労実施者）

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局 御中

（理由） \_\_\_\_\_ のため、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第5条の規定に基づき、構成員資格証明書の再交付を申請します。

年 月 日

育成就労実施者

（協議会構成員番号） \_\_\_\_\_

（住 所） \_\_\_\_\_

（名 称） \_\_\_\_\_

（代表者） \_\_\_\_\_



木材産業特定技能・育成就労協議会決定第4号  
令和8年6月24日

特定技能外国人及び育成就労外国人の労働安全の確保のために講ずる措置について

木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領（令和8年6月24日木材産業特定技能・育成就労協議会決定第1号）第2条第二号の規定に基づき、木材産業分野における特定技能外国人及び育成就労外国人（以下「特定技能外国人等」という。）の労働安全を確保する観点から、木材産業分野における特定技能所属機関及び育成就労実施者（以下「特定技能所属機関等」という。）が講ずべき措置等を次のように定める。

（特定技能所属機関等が講ずべき措置）

第1条 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等を勤務させる事業所において、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）事業者向け」（令和3年2月26日林野庁）に基づく取組を行うものとする。

（取組状況の確認）

第2条 特定技能所属機関等は、前条の取組状況について一般社団法人全国木材組合連合会による確認を受けなければならない。

（協議会への報告）

第3条 特定技能所属機関等は、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程（令和8年6月24日木材産業特定技能・育成就労協議会決定第2号）第2条に定める木材産業特定技能・育成就労協議会（以下「協議会」という。）への加入申請に当たり、同第2項第3号に定める書類として、前条の確認を受けたことを証する書面を協議会の事務局に提出するものとする。

2 育成就労実施者は、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程（令和8年6月24日木材産業特定技能・育成就労協議会決定第3号）第2条に定める協議会への加入申請に当たり、同第2項第3号に定める書類として、前条の確認を受けたことを証する書面を協議会の事務局に提出するものとする。

3 特定技能所属機関等は、おおむね二年ごとに、前条に掲げる取組状況の確認を受けることとし、当該確認を受けたことを証する書面を協議会の事務局に提出するものとする。

附 則

本決定は、令和8年6月24日から適用する。

木材産業特定技能・育成就労協議会決定第 5 号

令和 8 年 6 月 24 日

特定技能外国人及び育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範

本協議会は、本行動規範の遵守を事業者団体、特定技能所属機関及び育成就労実施者に強く求めるとともに、これに違反する特定技能所属機関及び育成就労実施者（以下、「特定技能所属機関等」という。）に対しては、本協議会からの除名を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

1. 木材産業分野における特定技能外国人及び育成就労外国人（以下、「特定技能外国人等」という。）の円滑かつ適正な受入れを実現するため、当該分野の特定技能所属機関等は、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等の受入れに当たり、出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、特定技能外国人等の人権を尊重し、適正な雇用環境の確保を推進する。
3. 特定技能所属機関等は、特定技能制度及び育成就労制度（以下、「特定技能制度等」という。）の意義を理解し、特定技能外国人等の受入れの前提として、生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
4. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、木材産業の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
5. 特定技能所属機関等は、悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。
6. 特定技能所属機関等は、特定技能制度等への理解を深め、特定技能外国人等が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、特定技能外国人等と適切なコミュニケーションを図るよう努める。
7. 特定技能所属機関等は、自ら納付すべき公租公課を適切に支払うとともに、特定技能外国人等が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導する。

8. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等が外国人であることを理由として差別的な取扱いを受けない就労環境を確保する。
9. 特定技能所属機関等は、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。
10. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。
11. 特定技能所属機関等は、労働安全衛生の重要性を理解し、文化及び言語が異なる特定技能外国人等の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。
12. 特定技能所属機関等は、林野庁が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、特定技能外国人等が適切にキャリアアップできるように努める。
13. 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要に応じて協議会が行う取組に協力する。
14. 特定技能所属機関等は、本協議会の構成員資格に係る基準に適合しないこととなったときは、その旨を本協議会に報告する。
15. 特定技能所属機関等及び事業者団体は、ここで定める行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。